

壮瞥町議会予算審査特別委員会会議録

平成29年3月15日（水曜日）

○付託事件 議案第20号 平成29年度壮瞥町一般会計予算について

○出席委員（8名）

委員長	菊地敏法君	委員	加藤正志君
副委員長	真鍋盛男君	〃	高井一英君
委員	佐藤忖君	〃	長内伸一君
〃	毛利爾君	議長	松本勉君
〃	森太郎君		

○欠席委員（0名）

○説明員

町長	佐藤秀敏君
副町長	杉村治男君
教育長	田鍋敏也君
会計管理者	小松正明君
総務課長（兼）	作田宏明君
企画調整課長	庵匡君
税務財政課長	上名正樹君
住民福祉課長	小林一也君
経済環境課長（兼）	阿部正一君
商工観光課長	齊藤英俊君
建設課長	工藤正彦君
生涯学習課長	山本貴浩君
選管書記長（兼）	作田宏明君
農委事務局長（兼）	阿部正一君
監委事務局長（兼）	齋藤誠士君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	齋藤誠士君
---------	-------

◎開会の宣告

○菊地委員長 これより平成 29 年壮瞥町議会予算審査特別委員会を開会いたします。

◎開議の宣告

○菊地委員長 直ちに本日の会議を開きます。

(午前 10 時 00 分)

◎会議録署名委員の指名

○菊地委員長 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長において毛利爾委員、森太郎委員を指名いたします。

◎審査日程の決定

○菊地委員長 第 1 回定例会において本特別委員会に付託された審査事件は、議案第 20 号から第 25 号までの平成 29 年度予算についての 6 件でございます。

お諮りいたします。本特別委員会の審査日程は、お手元に配付しました案のとおりといたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本特別委員会の審査日程は、お手元に配付した案のとおりに決しました。

◎議案第 20 号

○菊地委員長 議案第 20 号 平成 29 年度壮瞥町一般会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。

予算に関する説明書、最初に事項別明細書、歳出について見開きページごとに受けます。一般会計 32 ページから。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、34 ページ、35 ページ、総務費、総務管理費について。

○佐藤委員 このページで 2 点ほどお伺いしたいなと思えます。

最初に、一般管理費です。この中に嘱託職員賃金、社会保険料が計上され、その他の款にもそれぞれ嘱託職員賃金、社会保険料が計上されております。条例で定められている職員定数をできるだけ抑え、行政事務を推進する上で必要な人員といえますか、人を、嘱託職員または臨時職員の雇用に係る賃金と社会保険料でありますけれども、2013 年から 2016 年までの雇用人数、これを私なりに調べてみました。これは、人事異動後、2 年間は 4 月 1 日付、そしてその後は 7 月 1 日、また 4 月 1 日とそうように人事があるたびに広報で町

内の皆さんにこのようにかかりましたということで配布している壮瞥町行政組織図から数えてみました。そうしますと、2013 年、すなわち平成 25 年は 32 名、26 年も同じ 32 名、27 年は 30 名、そして現在の 28 年度は 31 名の方々の名前がこの組織図に公表されておりました。そこで、お聞きしたいのは、一般会計全体で嘱託職員の雇用人数と雇用に係る賃金、社会保険料は全体でどの程度になっているのか。旅費だとか、そんなのは抜いて賃金と社会保険料だけでどの程度になっているか、最初に伺いたいと思います。

○総務課長 ご答弁いたします。

嘱託職員の賃金でございますが、全体のという形になると今現在手元に総務費の部分で予算計上させていただいていたものですから、全体となるとそこまで押さえていなかったというのが実情なので、後ほど整理してお答えしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○佐藤委員 わかりました。私も計算しようと思ったのですが、なかなかどの範囲までになるかわからなかったものですから、一応できれば後ほどよろしくお願いしたいと思います。

そこで、毎年質問出ている事項をまた再度質問したいと思うのですが、一般管理事業の中の道職員派遣交流負担金、この金額は多いとか少ないとかでなくて、現在の町職員では専門的な調査事項を遂行することが困難であることから北海道から派遣職員として来ていただき、現在その調査事務を進めていますけれども、現在担当していただいている事務調査はどの程度まで進行しているのか、またこの調査事務を進める上で専門的な職員がこちらに派遣されている間、やはり町職員もそのことについて学ぶことが必要でないかなと。そういう面で補助的な人員配置はどのようになっているのかについて伺いたいと思います。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

道から派遣されている職員の関係だったのですが、今行っている業務ということは水利権の整理を担当をしてもらっているほか、あと農地の関係の維持補修とか、そういうことを担当してもらっております。

それで、水利権の関係だったのですが、もともと 12 件ほど整理ついでいないところがありまして、前任の方にそのうち 4 件ほど整理をしていただきました。今現在ことし 1 年間でさらに 2 件を整理してもらっておりまして、残りが 6 件ということになりまして、今鋭意進めているという状況でございますが、結構難航しているといえますか、いろいろ問題がありまして、人数がすごく多いですか、あとは町外の方もいるというようなことで、結構難航しているのがありますが、鋭意進めているところでございます。

以上でございます。

○副町長 2 点目に関しては、私のほうからお答えをいたしたいと思います。

現状での職員数のあり方というのがなるべく少ない人数で運用しているということもありまして、現状ではなかなかチームを組んでその仕事に当たるということがしづらいとい

う状況にあることはご理解いただいているのかなというふうに思います。今回機構改正という形で先般議決をいただきました機構改革に関する条例の制定についてもございますが、29年度にまた機構のあり方を検討した上で、改めて30年度に向けて体制の整備を図ってまいりたいというふうに思っております。今道職員の方に来ていただいて業務いただいておりますが、そういった関係についてもできるだけ引き継げるような形で体制を組んでいきたいというふうに考えております。

○長内委員 私も嘱託職員にかかわってお聞きをしたいと思います。

今副町長からも答弁の中でありましたけれども、機構改革もあると。課の統廃合の部分の中でもありましたけれども、人件費が町の支出の中に占める割合が高くなって、いろいろな部分の中でそれを圧縮していきたいということが話されておりましたけれども、人件費を圧縮する上で、正職員といいますか、正職員の数を減らし、抑制して嘱託職員等でそれを補っていくという部分はある面で理解できるところでありますけれども、その業務の内容等でいろいろ違うと思いますが、今嘱託職員の割合も結構壮瞥町もトータルするといえるのかなと思いますけれども、業務上の中で仕事の内容等で例えば仕事のレベルの高さですとか、セキュリティの問題ですとか、その辺等に対して嘱託職員の位置づけをどのように対応されているのかという点をお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

嘱託職員全体でいきますといろんな、多々総務もあり、子どもセンター、保育士の関係等ありますし、あとは教育委員会のほうもあるという形の中で、基本的に嘱託職員という位置づけとして、正職員を抑えるというだけではなくて、あくまでも業務の内容だと思うのです、副議長おっしゃられたとおり。仕事と作業という部分が最近作業の部分も結構ふえてきているので、事務的な処理でいけば作業の部分を補ってもらえるかなと。ただ、専門職となりますとなかなか、所管外ではございますが、子どもセンターとか保育士の関係とかも、そういうものを作業ではなくてあくまでも専門職の部分の補助という形で捉えているという形で考えております。ですから、今後も業務の内容については、例えば減らせるものだったら減らしたい。当然人件費だけではなくて嘱託職員の賃金等も結構大きなウエートを占めてきているのかなというふうには思っていますので、その辺は機構改革にあわせて今後どういうあり方か、逆に行革のほうでも考えていかなければならない課題なのかなというふうに認識してございます。

以上です。

○長内委員 交付税が抑えられて削減傾向の中で、財政的にどうしても緊縮財政をとらざるを得ない。そういう中では嘱託職員がふえていくという要素も1つはあるのかなと思っていますけれども、昨今のいろんないわゆるパートさんも含めて臨時職員等の考え方というのは、正職員との部分の中で同一労働同一賃金というような動きもありまして、その削減がだんだん以前ほど削減効果という部分で考えていくとなかなか難しい部分もあるのかなと。それと、熟度等を考えると多くを臨時職員、嘱託職員に頼るというのも行政として

は1つ限界があるのかなと。それから、当町ではどうか分かりませんが、全国的な部分の中で行政の、市町村の職員の嘱託職員の割合がふえてきていて、そのことでいわゆるそこで働いている方がワーキングプアとは言いませんが、非常に低所得の実態があるというのが一つの問題にもなっている。行政の職場の中であって、いわゆる低所得で働かざるを得ない環境の人がふえているということがちょっと批判的なことも含めて言われておりますが、ある面で住民サービス、それから近年特にセキュリティの問題も含めて垣根がどこなのかという部分が非常に難しいのかなと思っておりますけれども、例えばこの予算の中にも研修費等が盛り込まれておりますが、その研修費、研修等の部分というのは嘱託職員と臨時職員との差はあるのか。いわゆる研修等にも嘱託職員、臨時職員も派遣をして、行政上の熟度を高める取り組みをされているのかという、その辺をお聞きをしておきたいと思います。

○総務課長　ご答弁申し上げます。

副議長言われたように、嘱託職員のあり方という、先ほど言われているワーキングプアとか低賃金というお話の中でいくと、お聞きをしますと当町の嘱託職員の賃金については近隣と比べてでもいいほうなのかというふうにはちょっと耳にはしているところでございます。その中でいきますと、今後国の改正も嘱託職員のあり方、例えば期末手当を払えるかどうかとかというのも最近話題となっていますし、そういうことも国の流れを見ながら嘱託職員の給与というのですか、賃金等のことはやっぱり見ていかなければいけないのかなというふうには考えているところでございます。

また、研修等についてなのですが、うちが今大体出している研修については、町村会とかの研修が多いものですから、専門的なものは別としても事務的なものについては今のところは職員という形になってございます。ただ、専門的なものはちょっと私も承知はしていないのですが、うちの総務課の部分の研修費でいけば先ほど申したとおりの状況だということです。

仕事の内容については、やはり嘱託職員、先ほども申したように補助的なという形でお願いをしたいと。仕事と作業というところの分けをできれば、余り責任を持たせたもので嘱託職員に責務を与えるというのはやっぱりちょっと違うのかなと。あくまでも職員が持って、その部分でできる補助的な役割でお願いするというのが筋なのかというふうには思っていますけれども、ただ業務の中でいろいろと繁忙期というか、そういう中でいけばその辺嘱託職員の方も正職員と同じような形で多少なりともあるのかもしれませんが、その辺の部分をつまえて今後取り扱いというか、嘱託職員のあり方というのは少し考えていかなければいけないのかなと。ただ、近隣のところを聞きますと、結構嘱託職員の割合とか臨時職員の割合かなり多いと聞いております。たまたまうちの役場事務の部分でいけば嘱託職員の割合的には少ないかなというふうには思いますけれども、やっぱり専門性のあるところとか、そういうところの部分についてはどうしても多くなっているのも現状ですし、その部分で先ほど佐藤委員からも質問があったように、全体の賃金等をつまえて、

その辺が人件費云々というお話も以前からしていますから、その辺を考えていかなければいけないのかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、36 ページ、37 ページ、総務管理費の続きについて。ありませんか。

○松本議長 毎年のように確認していることなのですけれども、ことしも確認をさせてもらおうと思って質問いたしますが、役場庁舎等維持管理経費の庁舎清掃委託料 210 万 6,000 円について関連して伺いますけれども、この数字が予算計上が毎年上下していきまして、昨年も同様の趣旨の質問をしているのですけれども、それはなぜだろうということでありまして、単価の改正とか入札によるものだと。時には平成 24 年、25 年については 300 万を超えているのですが、26、27 と 200 万台、26 年度は当初予算 210 万円程度、それがさらに削減されているというような補正がありました。100 万近くです。そういった大きな動きがあって、一度労務単価の改正があるのだということで単価引き上げがあったのですけれども、それしましても 230 万程度で推移していたのですが、ごめんなさい。28 年度は 180 万の当初予算でいまだに補正されていないと思うのですが、今回予算説明の中でも単価の見直しでしたか、多少上がるという話がありましたけれども、この際もう一度予算計上の数字の計上の仕組みと内訳について、それから変動する理由についてわかりやすくお伺いしたいということが 1 点であります。

もう一つは、法令等加除、図書購入事業に関しまして、予算の説明の中でありましたとおりなのでありますけれども、法令加除の見直しを行ったということで、頻度によってその整理をしている。要するに加除しないといいますが、わかりませんけれども、そういう手配をしないことで 50 万近くを経費を削減したという説明があったかと思うのですけれども、その中身、紙ベースとかデータベース、もう 10 年以上前でしょうけれども、もともとは紙しかなかったところにデータベースが来て、どちらにも経費がかかるような仕組みが続いていたのですけれども、どっちにもいいところと悪いところといえますか、あるのでしょうか、両方併用が必要なのでしょうけれども、その割合と今後の流れと申しますか、どんな方向でいくのかと。先ほどもとへ戻りますけれども、加除した中身の頻度についてもう少し詳しくお伺いしたいという点であります。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、清掃委託料の関係でございます。議長おっしゃるように、毎年変動とか、そういうところがあるのかなというふうには見てございます。今年度の予算の計上でいきますと、清掃の部分では日常清掃で単価見積もり等をとってはいるわけなのですけれども、見積もり等をとった中でいくと前年度より 3 万ほど単価が上がっていると。全体の金額が日常清掃では上がっていると。それと、そのほかに環境管理業務というのがありまして、空気環境測定とか、排水設備清掃とか、あとはネズミ、昆虫等防除とか、建築物衛生管理責任者

の選任とか、そういう多々国で定められたものの部分で環境管理の部分がございます。その中でいきますと、結構環境測定の部分で今年度単価が上がっているのが現状でありまして、それで逆に昨年度よりも庁舎清掃委託料の部分でいけば上がっていると。細かい話でいくと環境管理業務の空気環境測定で、これ年6回ほどやっているのですが、単価が上がっていると。1回当たりの単価が上がって9万円ほど上がっていると。排水設備の清掃については年2回ですけれども、これは逆に単価が下がって2万円ほどの減と。それと、ネズミ、昆虫等防除という形がこれもちょうと単価が上がって7万ほど上がっていると、そういうところが多々。年々というか、毎年見積もり等をとるのですけれども、基本的にはそれにあわせて設計上の話はさせてもらっているという形でございます。ただ、議長おっしゃるとおり変動が激しいというのも確かにあります。

ちなみに、28年度、今年度清掃委託のほうの落札率、それでいくと55%ぐらいです。環境のほうで81%という形になってございます。ですから、入札の応札業者が3社ほどの中でやっているのですけれども、設計金額に近いところもあればこういう今回の落札率に近いところという形があって、本当に設計額が適正なのかどうかというところはよく言われるところだとは思いますが、あくまでも人件費、毎年そのように答えていると思うのですけれども、人件費ベースなので、例えば3時間業務とか、掃除について3時間しかしないとか、そういう形であれば逆に請け負っている業者がうちだけではなくてほかの場所とかいろんな場所を兼任すれば経費は、人件費はある程度安くできるとか、そういう仕事量の問題で安くできるのかなというふうにはちょっと思っているところでございます。ですから、今年度も予算計上させていただいておりますけれども、27万4,000円ほど上げてはおりますけれども、ただ入札になるとどのような形になるかというのはちょっと。また、来年度もこのようなお話をしなければいけないのかどうかというふうには思っております。ただ、委託業務の中で最近建設的な話の委託業務でも落札率でいけば、工事であれば例えば九十数%とかという形がよくありますけれども、委託業務では60%程度というのは結構北海道の仕事でもそういう建設業的なところでもあるという形です。それと比べますと、それも人件費ですから、あくまでも人件費ベースだけなので、材料費とかかかっていないところの人件費だけの委託という形になるとそういう形ができるのかなと。例えば人件費以外の経費分を会社がたくさんの業務を請け負ってまかたできると。全体でペイできるという形になるのかもしれませんが、だから逆に入札価格が落ちているのかなというふうにはちょっと思っております。ただ、あくまでも設計上の話でいくと先ほど言ったように見積もりをとって適正にやっているというふうには思っておりますけれども、中身についてはそのような仕組みもあるのかなと。はっきりとは申し上げることはできませんけれども、そういうふうには思っているところです。

それと、法令加除につきましては、議長言われたように先ほど消耗品の部分での加除の部分で50万ほど前年度より削減をさせていただいています。これは、法令等の加除とか追録とかあるのですけれども、その辺が結構冊数が今までかなりございます。20冊近くぐら

い随時あるような形にはなっていると思うのですけれども、ただその中で本当に使っているもの、使っていないもの等があるのかなという形も見直して、担当のほうで実際使っていない、ほとんど頻度使っていない部分が今まで慣例というか、あったものについてずっと続いてきているというところもあって、その辺は今回見直しをかけさせていただいたというふうに考えてございます。それで、削減をさせてもらっていると。データベースは今までどおりでございますけれども、あくまでも書籍の部分です。紙ベースです。

○松本議長 済みません。毎年同じような質問していますけれども、また来年もするかもしれませんかと先に言うておきますけれども、ただ3社程度の応札があってということで、その中身について私も詳しくわかりませんが、一応委託の中の業務で項目が款項目節が調査清掃委託となっていますので、掃除する風景とか、そういうことを想像しがちですけれども、今総務課長説明のあったように空気、外気、その中身はわかりませんが、その調査、それから排水についても、その辺は庁舎だけのことですよ、役場庁舎だけ、役場庁舎等ではなくて。保健センターと関係ないですよ。こういった庁舎の単体についてもいわゆる環境基準だとか、その辺のクリアしなければいけない数字というのはあるのかということ。多分あるのでしょうけれども、その辺ちょっと理解できないのですけれども、そういうものなのかどうか、法令で定められているということを確認します。

それから、3社で排水の管理とか空気の中身、それが合否ということの検査というのは、そういった多岐にわたる検査できるのですか。そうなのでしょうけれども、その辺確認します。

もう一つは、確かにいろんな中身が入っていることなので、入札で数字が変わって、落札率も55%ということで、応札する業者によるのでしょうけれども、それむしろやっぱり担当する課でも全部掌握は無理でしょうけれども、どういった中身でおおよそどうなのだというのをぜひ学習されて、そういう根拠のもとに適否というのは確認すべきではないかなと思うのです。全てについてわかる必要はないけれども、この単価はこうに出てくることだと。その背景に課長の指摘のように人件費でこれだけ差が出てくるのだというのであれば、それは人件費下げてもできるという判断もできるでしょうし、その辺の我々に対する説明もそうですけれども、確信を持てる高さといいますか、その辺も勉強というよりも周知されたほうがいいのではないかと。そういうのがベースにありますと、私も委員も説明受けたときにわかりやすいのかなというふうに思って聞いておりました。

もう一つ、加除式のほうで紙ベースで50万減ったというのがありましたけれども、確かに使う頻度のことなのです。頻度によって、それを必要でなくても加除をやっていたということの説明だと思うのですけれども、翻って議員の自分自身のことを考えますと、全員とは言いませんけれども、ほとんど議会事務局の議員控室に加除式の条例集が置いてありますが、今2冊分ぐらいありますが、時に見ることもありますけれども、果たしてそれを毎度毎度やっているかなという。自己批判ではないのですけれども、批判というよりもその必要性がどうかということも、これは議会のレベルですけれども、考えなければいけない

など。二、三冊あれば、それは回してもできるしということを今確認しながら聞いておりましたけれども、そういった見直しをしたのだなというふうに理解しますが、この50万、まさか議会の分も入っていると、そういうことではないのですよね。議会の条例集を減らしたということではないのかと思いますけれども、具体的にわかればその辺のどこをどう減らしたのかというのがわかればいいかなと思いました。

それから、これあくまで補足といいますか、関連なので、委員長のお許しを得て質問しますが、質問というよりも先ほど1番委員、8番委員の質問がありましたけれども、人件費のことが出ていましたけれども、まさに今総務課長が答弁された委託業務の中でかかる人件費で幅が出てくるという応札業者がありましたけれども、民間であれば一つの目的達成のために要するにいろんな人事のミックス、正規でもパートでも嘱託でも組み合わせで結果を出して、よりほかよりも安く質のいいものを提供するというのが当たり前のことでありますけれども、なかなか行政はそうではないとは言いませんけれども、それぞれの行政の背景も考え方もいろいろ歴史もある。うちでいえば壮警高校を持っているとか、そんなことの中で一番適切と思われる、人事ミックスという言葉があるかどうか分かりませんが、組み合わせを行うのが理事者の責任だし、理事者が有する経営主の判断なのです。我々議員は評価とか、自分の立場で批判、評価はできますけれども、それはやっぱり確信を持ってこうあるべきだというふうに、そういうことを人事の管理では述べてほしいなと思っております。

もう一つは、ただ単に専門職と作業という色分け先ほどされておりましたけれども、実際は私も一事業所を経営しておりますが、同じ業務であっても当然家庭で小さいお子さんがあるので、夜勤ができないとか、そういう背景はいっぱいありまして、だけれども働きたいという方には嘱託として職場、こちらは需要と供給でありますから、そういう方もいらっしゃいます。子育てを卒業したので、夜勤ができるので、一般正職員に採用する場合があります。あるいは、掃除なんかはパートさんをお願いするというふうな、なるべく経費をかけないけれども、目的達成のために人事管理、その結果が人件費ですから、それは全て実際にあるのだということで、ぜひ必要に応じた、専門的な仕事であっても嘱託もありだし、パートもありだと僕は思っていますし、実際保健師なんかもそうだと思いますけれども、あるいは地域包括支援センターが社協の委託から本町管理になりますが、基本あそこも保健師以外は嘱託だと思いますけれども、社会福祉士、介護福祉士、ともに専門職です。だけれども、その仕事量に応じて、それでできるという判断を理事者がお持ちになればそれでいいわけでありまして、そういう管理を適切にしてほしいと。これは質問でないですけれども、最後にちょっと追加で要望いたしましたけれども、そういう人事をお願いしたい。それについても答弁があればお伺いしますが。長くなりました。済みませんでした。もう一度お願いします。

○総務課長　ご答弁申し上げます。

先ほどの部分でいきますと、空気環境測定とかというのはあくまでも建物、建築物につ

いて必要だという国に基づき実施しているという形です。例えば建築物環境衛生管理技術者選任とか、そういうのも多分国の法律に基づいて、建物の面積等要件に合わせてそういうことをしなさいという形に基づいて現在までやってきているというふうに認識してございます。これも多分消防設備とかと同じで、そういう形のものと同様な形というふうに思っているところでございます。

また、その入札に参加している3社が本当にできるのかというところもあるかというところでございますが、あくまでも2年に1度入札の応札できる業者が申請をされてきているわけですが、その部分で今委託しようという業務、例えば清掃だけではなくてそういう管理ができるかどうか、実績等も踏まえて指名をしていると。そして、入札をしているというふうに認識しているところでございます。

それと、法令等の加除についての中身でございますが、細かく全部が全部という形ではちょっとお話しはできるかどうかというのはあるのですけれども、例に挙げますと地方自治文例書式集とか、雇用形態別人事管理アドバイスとか、そういうものも結構毎年のように加除があって、そういう部分で、例えば労務管理要覧とか、年に加除するときにかかなりの金額かかっていると。實際上、その部分がないと、例えばそういう法的なものとか対応できないのかという形になると、そうではないのかなと。結構次から次へ変わっていくので、ある程度新しい部分で1冊あれば、ずっとないと、加除していかないとだめだという形にはならないのかなと。年間にしますと、例えば60万とか90万とか加除の部分で今までかかっているわけでございますけれども、その辺はやっぱり使わないものではなくて、今のこういうインターネットの社会ですから、そういうところもある程度利用して、本筋のところは当然加除等はしていかなければいけないとは思っていますけれども、そういう付随する部分について今回見直しをかけさせていただいたというところでございます。

あともう一点、人事管理等についてでございますけれども、その辺議長おっしゃったようにいろんな面で先ほどから人事の部分のお話もいただいて、あり方という形も考えていかなければいけないという時代にはなっているのかなというふうには承知してございます。ですから、機構改革もその一つだと思いますし、機構改革がそれで終わるのではなくて、逆にそういうことも先ほど議長言われたことも踏まえていろんな面で機構改革とあわせて検討していかなければいけないのかなという事案ではあるし、今後行政改革をやっていくわけでございますけれども、そういう中の部分とあわせてやっていければなというふうには担当のほうとしては考えているところでございます。

以上です。

○副町長 3点目について補足的に私のほうからお答えをいたしたいと思います。

人事機構のあり方といいますか、役場組織全体あり方としての考え方ですが、その時々首長の政策的判断なんかもあって、場合によっては弾力的に運用せざるを得ないのかなというふうにも思いますが、職員体制としては今の体制がベストかということ、見方によってはそうではないという方もいるかもしれませんし、もっと減らせという方もいるかもし

れません。ただ、現況の組織の運営上、この人数で運営していて、どうしても足りなくて嘱託さんあるいは臨時職員をといる場合も多々ありますし、そういった考えのもとでこれまでも運用してきましたし、今後も運用していきたいというふうに思っています。嘱託さんについては、専門性がある分野に特化して、ある程度保育所であったり、保健師さんであったりということで運用させていただいていますけれども、役場単体で見たときの事務的な部分で考えると職員になるべく少なく、そしてその中で持ち分の区分けといいますか、業務の分担をうまく整理した中で嘱託さんを使ったり、または臨時さんを使ったりという形態が多分望ましいのかなと。そうしていかないと人件費だけが上がるというようなこともありますので、そこは十分注意しながら運用していきたい。ただ、懸念されるのは災害時の対応が職員の少ない中で十分機能するかということを懸念として持っていなければいけないというふうには思っていますので、そこは一定程度の理解をいただいた上で適正な規模の職員数を維持していかなければいけないのかなというふうに思っていますので、その辺はご理解をいただきたいなというふうに思っています。

○松本議長 3回目の質問、余り必要のない質問かもしれませんが、決して異論を述べるわけでも何でもないのですけれども、適切な人事管理という意味で、それから先ほどから同僚委員からも出ている質問の人件費にかかわることでもありますけれども、例えば見方を変えますと、佐藤町長就任後だと思えますけれども、要するに今副町長おっしゃったようにその時々で理事者、首長の考え方で政策的に変わることもあるということは承知していますけれども、一住民から見たりしますと、参事というポストがあって、その是非とは言いませんけれども、当然時代の流れや背景であったと。例えば早期の降格をされて、新しい人を登用しようという考えが20年前には多分あったと思えますし、それで参事がふえたりしました。次の時期はそれが必要かどうかと、それが適切かどうかということです。参事を外しましょうと。課長職を、そして業務に応じた考え方でやったと。そういった説明もされているのですけれども、また今度機構改革で参事が復活するということで、それは決して是とか非とか、いいとか悪いではないと私は思いますし、その辺を僕らも理解する必要がありますけれども、住民に対してもこういう趣旨だと。何よりも先ほど冒頭にありますが、適切な人事管理を行政の目標達成のためにするのだということを明確に示されて、当然その前には内部で行革も含めて整理されるのでしょけれども、整理をされた上での提示であるべきだと。

もう一つは、相当前にもなりますが、同僚委員の質問にありましたけれども、過去にバランスの悪い人事、年齢構成です。それがあって頭でっかちになって、その中間がないというような時期があったと。それはまた困ったもので、将来を見据えれば将来を見据えた採用と人事管理といいますか、要するに嘱託なのか、臨時なのか、パートなのか、そういった方も有効活用しながら、必要な正職員は十分確保していくということになると思いますので、その辺の整理をきちんと行うべきだと。

もう一つありますが、専門職で、保健師は最近複数いらっしゃいますけれども、ずっと

マイナスで続いたときがあつて大変苦勞された。業種も仕事也多岐にわたってきたので、大変だという時期があつたと思うのですけれども、そういったことも含めてですが、必要な専門職は自前で育てるとは言いませんけれども、きちんと確保しておくということもこれは必要だと思います。ただ、全てが正職である必要はないのですけれども、そういった視点も掲げ、欠いておきますと突然マイナス1で困ると。その専門職がなければ困るという事態だけは招かないようにしてほしいと思いますし、必要な有資格者を内部で確保するための啓発なり研修なり、それももし必要であればやるべきだと私は考えていますけれども、いかがでしょうか。

○副町長 ただいまご指摘いただいた部分については、十分配慮しながら組織体制を固めていきたいというふうに思っています。ただ、今現状の組織体制の中での職員の年齢構成といいますか、の部分では一時期相当いびつになっていた時代もあります。ただ、それが是正されていると言われると、なかなか均等になっているという状況にはありませんので、これは短期間で是正できるものではないというふうに思っていますので、これからも鋭意バランスのいい体制にできるように努めていきたいなというふうに思っています。

また、ご指摘いただきましたように専門職の部分につきましては、必ずいなければできない業務があるという認識のもとに、世代交代も含めてこれから注意しながら、弾力運用という形がいいのかどうかはわかりませんが、いないときには応援をいただけるような体制づくりも必要だなというふうに思っていますので、そういった観点で組織としてのあり方を今後行革を含めてですが、固めていきたいというふうに思っております。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次にいきます。

38 ページ、39 ページ、総務管理費の続きについて。

○長内委員 職員福利厚生推進事業の中のストレスチェック検査委託料が 12 万盛り込まれておりますが、この辺の考え方をお聞きしたいのですが、職員の方がそれぞれお仕事をされている中で、ある面で精神的なといいますか、そういう部分の疾病等を押さえるというのですか、早目にそれを感知して、そして適切な指導といいますか、治療といいますか、そういうものをしていくということだと思ふので、そのためのストレスチェックなのかなと。私も詳しくわからないので、その辺のことを聞きたいのですが、そういう精神面のケアという部分をどのような形でストレスチェックを含めてとられているのか、その辺を聞いておきたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

28 年度からストレスチェック、これは国の法律で平成 26 年度労働安全衛生法の改正により事業所として 50 人以上いるところに義務づけられたというところでございます。それで、28 年度実施したわけですが、副議長おっしゃるとおり、まずこの部分につきましてはストレスがあるかどうかという、例えば自分で気づくということがまず第一で

ございます。というのは、このストレスチェックの内容的には問診票等を出して、それを委託業者、専門業者のほうに出して、それでその方が高ストレスかどうかという判断。ただ、問診票、その票でチェックして本当にわかるかというところもあるのですが、少なからず傾向としてその人がストレスを持っているかどうかということの判断をまずしていただいて、そして個人に返すと。それは、役場のうちの例えば総務課所管でございますけれども、総務課の職員は一切見れません、内容は。誰が高ストレスかというのも当然わからないですし、それはそれぞれ封緘した文書を、結果表を皆さんにお配りして、例えばあなたは高ストレスですよという形とか、あなたはストレスはそんなに感じていませんねという形の部分で結果表が届くと。その中でうちとしては、例えばこの人は高ストレスを感じているということを認識して、あなたは何か見てもらったほうがいいのではないですかとか、そういう形ではないのです、実際上は。あくまでも個人で気づいてもらって、そしてそれを例えば病院とか専門医につなぐ役目がうちの総務課の職場としてのあり方と。ですから、その中でも高ストレスで、例えばどういうところで見てもらえばいいのだという形になると、こういうところで見てください、こういうところを受診してはどうですかというつなぎをやる。逆にそういうことを行って、少しでも自分自身でストレスに早く気づいて、それに対処できるような部分を職場として今後実施していくというのが趣旨という形でありまして、あくまでも職場としての手助け。こうしなさいという強制ではなくて、あくまでも手助けというのが今回の、今までそうですけれども、ストレスチェックの趣旨という形でご理解いただければと。

今年度も当然またストレスチェックは継続して行っていきたいと。昨年度もそうですけれども、個人の部分はあくまでもそういう結果等わからないですけれども、そのほかに例えば去年は集団分析はしています。2項目について集団分析をしていて、全体の職員、嘱託含めて出したときの中で、例えば40歳以上と40歳以下の部分でどういうストレス結果が出ているかと。あとは事務の仕事、職種と、あとは専門職とを分けてその結果をある程度業者には判断していただいております。その中身を今後、まず1年なので、やった部分で傾向というのはわからないのです。29年度、30年度、例えば2年、3年やってそういうものを集団分析したときに、うちの役場としてこういう傾向があるというのまでが今まで現状としては出ていないので、今後もそういうことを続けて、うちの職場としての傾向はこうなのだというものをやっぱり把握していかなければいけないかなというふうには今考えているところでございます。

以上です。

○長内委員 ストレスチェックは、今答弁の中で診断を受けた自分に対して来るということがわかりました。これは、近年の当町の職員の部分では非常に若い方もふえております。当然なれない仕事なり、いろんな部分の中で、自分が気づく、気づかないにかかわらず、そういう部分はもしかしたら受けているかもしれません。それから、残念なことに昨年退職した職員も、健康上の理由で退職された方もいる。非常に私は残念だと思っております。

これは、自分として気づいて、例えば医療機関に相談に行くなり、個人的に自分で自分の体を健康に向けていくと。これは、ある面一番基本的なことだと思うのですが、それはそれとして、ストレスチェックはストレスチェックとして、職場で例えばそういうことがあったときに、気軽に上司であれ、部内の中であれ、相談できる、ある意味風通しのいい職場環境ということも重要なのかなと私は思いますし、同時にそれも含めて何か調子悪そうだなという部分をいかに早く発見して、本人にストレスチェックなり何らかの形の中で促すとか、職場の体制というのですか、それに対するこの辺の配慮なり取り組みという部分が必要でないのかなと。過去の例を見ても、短期間で退職されたということにつながったというのはどういう原因なのかということも含めて、それは決して職場だけではなくてプライベートのいろんな要素ももちろん当然あるのかなとは思いますが、そういう部分も含めて今後そういう部分に対する対応、精神的なケアに対する組織としての対応をどのように考えているのかお聞きしておきたいと思います。

○総務課長　ご答弁申し上げます。

副議長おっしゃられたとおり、いろんなストレス、それは年代にかかわらず、例えば年齢が高いから職務上ストレスを受けるものもあれば、逆に若くても先ほどいろいろとお話も出ていましたけれども、職務、人事異動でかわったときの別な仕事に赴くときのそういうストレスとか、それはもう昔から多々あると思うというふうには存じ上げています。当然それに対する、最近ストレスという言葉がいろんな形で、メンタル、メンタルヘルスとか、そういう形でもいろいろと去年も研修等ありましたけれども、そういうのを聞いていると、やはり今副議長おっしゃられたとおり風通しのよさというのは必要なのかなというふうには、講習等も行っているというふうには聞いてございます。やはり気づいてあげる環境というのは本当に必要なのかなと。例えば職場として、上司の役目としても話しやすい環境とか、管理職はあくまでも課のマネジメントだけではなく、そういうメンタル的なものも今後の管理職として問われるところもあるのかなというふうには、去年いろいろと講習を受けた中でいくとそういうふうに思っておりますし、やっぱりその中で時代が変わってきたということをどう捉えるか。メンタルヘルスとかという講習もたくさんふえている中でいくと、やっぱりそういうものを例えば担当所管課だけではなくて、管理職になればいろんなそういうものも踏まえて講習等を受けていただいて、こういうこともあるのだということを認識すれば、少なからずその職場と部下の部分の意識的なもの、調子悪いのかどうかとか、そういうことにも細かい配慮もできるようになるだろうし、逆に上司だけではなくて、今後研修の中でいけばこういうメンタルヘルスというのは年に関係ない、立場に関係ないということをわかってもらうような研修も必要なのかなと。今後そういう形で考えていかなければいけないのかなというふうには考えるところでございます。

以上です。

○森委員　私説明6の公用車運行管理経費という部分の自動車購入費についてお伺いいたします。

これ町長車を備荒資金組合の車両譲渡事業を活用して購入すると。昨年は4万5,000円の計上ということで、初年度については利息のみということでございますけれども、この事業の有利性と支払い総額がどのぐらいになるかという部分についてお知らせ願いたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

自動車購入費につきましては、委員おっしゃるとおり町長車の部分で備荒資金組合の借入れに基づいてやってございます。28年度については利息分というか、その部分で実施しているわけでございますが、29年度予算からは実質の部分で借入れを金額を出していくという形でございます。29年度から32年度まで支払いを行うという形で、大体年間130万程度を備荒資金に返していくという形のものでございます。トータルでいきますと大体530万弱ぐらいの金額を支払うという形になっていると。これ自体が自動車購入はどこもそうなのですけれども、最近補助事業上で有利なものの財源とか、買えないものという形になってございますし、その部分でいくとなかなか古い中でも公用車が更新できていないというのも現状なのかなというふうに思っております。ただ、町長車の今年度購入したのも、以前説明したとおりかなりキロ数にしても、シートの劣化というか、塗装も剥げてきたり、さびが浮いてきたりという形のもので交換したという形でございますが、こういう金額が町長車の部分でいけばかなり大きい部分であったので、例えば5年、備荒資金組合から借りたというところもありますし、現実今回備荒資金で借りて、まだ購入したのもあります。ほかの課で200万弱ぐらいの車を購入しているところもありますし、やはり単年度の一般財源で払う部分のその部分を含めて有利な形で借り入れるものであれば、そういう単年度の経費を軽減していければ望ましいのかなというふうには思っております。

以上です。

○菊地委員長 これより休憩に入ります。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○菊地委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

38ページ、39ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、40ページ、41ページ、総務管理費の続きについて。

○佐藤委員 私は、行政にとって一番大切にしなければならないのは広報広聴活動でないかなと常日ごろ考えております。幾つか質問を考えているのですが、1点目として、今回予算審議して、多分17日の定例会で議決されると思いますけれども、このような29年度の事業の取り組みなどをいつ広報活動で周知するのかなということで、実は過去4年間調べてみました。2013年から2016年までの4カ年間を調べてみると、2013年と2014年は一切触れておりません。そして、2015年は8月号と9月号で2回に分けて事業の取り組

みについて広報活動しておりました。そして、2016 年は5月号で今までにない方式で広報活動しておりましたけれども、やはり町民の皆さんは平成 29 年度どんな事業に取り組むのだろう、そして自分たちの住んでいる地域がどう変わるのだろうということは一番関心を持っていることではないかと思うのです。そこで、今回議決されようとしている事業内容等について、広報でいつごろ掲載して町民の皆さんに知らせる予定か、まず考えていたらその点から伺いたいと思います。

○企画調整課長 ご答弁申し上げます。

基本的に 29 年度の事業につきましては、昨年同様、ちょっと 4 月は間に合わないので、5 月の広報でできるだけまとめて、載り切らない場合には6月またがるかもしれませんが、できるだけ早目に周知をしたいというふうに考えております。

また、執行方針だけは紙面の都合の関係もありまして、場合によっては4月に前倒して載せる可能性がございます。現在調整中でございます。

以上です。

○佐藤委員 町長は、たびあるごとと言ったら言葉語弊あるかもしれませんが、町民の皆さんとの話し合いを進めてということをよく話されております。28 年度の町政執行方針の中でも当面する課題についてはやはり話し合いを進め、一定方向を見出したいということもお話しされておりました。そこで、27 年度まで、町長就任して以来、町政地域懇談会というのですか、町が各地域に出向いて懇談会を開催しておりました。しかし、28 年度は開催せずにもう終わろうとしております。それで、どんな要因があって 28 年度地域町政懇談会を取りやめたのか、また 29 年度はそのような地域町政懇談会を開催する考えがあるか、これを確認したいと思います。

○企画調整課長 ご答弁申し上げます。

町政懇談会につきましては、町長 1 期目の 23 年から 26 年については毎年度開催をしてまいりました。2 期目の 27 年度につきましては、2 期目の初年度ということで 1 期目の総括と、それから 2 期目の施政方針についてご説明をするという目的も含めて開催をしたのですが、残念ながらこの5年間の状況でいいますとどんどん、どんどん実は開催自治会が減ってきていると。それから、参加者のほうも毎年漸減傾向にあるということで、一回仕切り直しが必要なのかなというふうに担当課のほうでは考えております。28 年度については、本来であればさまざまなテーマを出して議論をしたかったところではあったのですが、ちょっとそこまでおろせる状況に至らなかったということもありまして開催見送りましたが、29 年度につきましては現段階の予定では恐らく全町民にかかわるであろう行政改革の話が多分出てくるといいますので、どのような、単独、個々の自治会ごとなのか、ある程度集約するのはこれから検討いたしますが、何がしかの形で町政懇談会のほうは開催したいというふうに考えております。

以上です。

○佐藤委員 していないということは事実ですので、やはり前向きに考えていただきたい

なと思います。

そこで、今行政のほうから希望する自治会が少ないだとか、また参加者が少ないという言葉がありましたけれども、どうなのでしょう。希望する自治会が少ないだとか参加者が少ないというのは、何かそこにあるのではないかと。というのは、実はこういうことを言っている人がいます。そういう地域懇談会でいろんな意見を述べても、それを本当に真剣になって考えてくれるのかなと。言っても同じであれば、同じ結果で何もしてくれないのだったら言っても意義がないなという言葉も私は聞いております。そういう面でやはりきちとした目的、例えば地方創生でしたか、そういう中で計画をつくって、計画ができましたということで久保内地区と滝之町地区で説明会ありました。久保内地区には久保内の皆さん3名と私と4人でした。そして、滝之町で行ったそういう説明会には滝之町の方私を含めて2人と久保内から1名の3名だったのです。だから、そういう面でもっと皆さんが本当に関心を持って参加できるような広報活動といいますか、そういうことをしなければ、参加者が少ないから開催を考えたなんていうのは、中止と、今中止という言葉は使っておりませんけれども、そういうことはしなかったとかでなくて、やはりもっと日ごろからの住民と、町民の皆さんと町のかかわりといいますか、関係といいますか、私は結びつきが希薄になっているのではないかなという気がします。といいますのは、各種事業についても同じことが言えるのです。例えばこのごろ西胆振のある町では、いろいろな行事やっています。私も関心があって参加しておりますけれども、そこはこれよりもっと大きい、この倍ぐらいある会場に住民の皆さんがたくさん集まって、本当に真剣になってやっているのです。けれども、壮瞥で何かやろうとしたら、先ほど参加者が少ないという言葉ありましたけれども、本当に参加者少ないのです。それだけ住民と町の関係といいますか、かかわりが薄れているのではないかなと。今これを修復しなければ、ますますそれがふえていくというか、無関心層がふえるのではないかと私は心配しているのです。そういう面でできるだけ行政と住民が密接な関係を持ってまちづくり、よく町長は協働のまちづくりという言葉使いますよね。その実現のために私は努力していただきたいと思うのですけれども、このことについてどのようなお考えを持つか伺いたいと思います。

○企画調整課長　ご答弁申し上げます。

さまざまな貴重なご提言ありがとうございます。まず、前段で参加しても、発言をしてもそれが真剣に考えてもらえていないのではないかと、効果がないのではないかとというような、そういったご感想をお持ちの方がいらっしゃるというのは大変残念ではございますが、過去の懇談会においてもできる限りいただいたご意見に対して付加的な補足説明も含めて自治会さんにフィードバックしたり、あるいは町の直営ではない道道、国道等に関してのものであれば道路管理者にそれぞれ町民の意見として伝えておりますし、町内の中でも可能なものはもちろん対応する。ただし、全てが当然満度に対応できるというものではございませんので、今までもそうですし、これからもできるだけ町民の皆様の声には真摯に対応していきたいというふうに考えてございます。

それから、集まりが少ないと。集まる方が減ってきているのではないかと。あるいは、開催自治会が、希望自治会が減っているのは何かあるのではないかなというようなご指摘はまさしくそのとおりでございまして、それでその何かをある程度クリアにしないと、ただやみくもに続けても改善がされないのかなということもありまして、そのうちの一つとしては、やはり町民の皆さんに大きくかかわる目的といいましょうか、開催目的、そういうものを明確にしたほうがよりいいのかなというふうに現状では考えているところでございます。もちろんその他の方法もあるかもしれませんが、それもあわせて29年度の開催前までにできる限り整理をしていきたいというふうに思います。

最後の協働のまちづくりの推進についてでございますが、これもご指摘のとおりでございまして、町民の皆様と行政ができるだけ距離を近づけてまちづくりに取り組んでいくというのは非常に重要なことでございます。ただ、やはり住民の皆様の町政に対する意識が薄れているのもあるかもしれませんし、日常生活の中でなかなかそこへ時間を避けなくなっているというところもきっとあるのだらうと思います。それぞれのご事情があると思いますから、一概に数だけをふやすということは考えてはいないのですが、ただやはり少しでも関心を持っていただけるような広報ですとか取り組みというのは重要だというふうには認識はしておりますので、29年度においても継続して、あるいはできるだけそれが伝わるように努力をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○町長 私の方からもお話をさせていただきます。

就任当初から町政懇談会毎年開催をしてまいりました。その間いろんな地域での課題等についてご意見をいただきながら町政を執行してまいりましたが、やはりその中でいただいた意見も町としてどうしても地域にとってやらなければならないことにつきましては選択をさせていただきながら、意見については事業を進めてきたつもりでもございすけれども、委員おっしゃるように町民の皆さんが行政に物を言っても何もしてくれないのだというようなことはちょっと私としてはどうなのかなというふうに思っております。やはり地域の課題、例えば排水溝のここがこうなっているから改善してほしいですとか、あるいは道道と国道の交差点でちょっと出にくい、見にくいことを国、道にお伝えしたり、そして改善をしたりしておりますし、また各地域でよく言われましたことは、地域の防犯にかかわる街路灯の負担、料金の負担なんかも非常に地域にとっては大きな負担になっているというお話もいただいて、28年度においてはその改善も努めてきたところでもございますし、今後町政懇談会の日にち、時期等についてもやはり改善すべきところは改善して、町民の皆さんが参加しやすいような環境づくりもしてかなければならぬのかなというふうに思っております。

過去数年間は、やはり町からの提案する議題なくして町民の皆さんから何かご意見ございませんでしょうかというようなお話で町政懇談会を進めてまいりましたが、28年度はそういったことを改善すべくして、29年度、いろんな町からの提案すべき案件を提示

しながら町政懇談会を進めていければなというふうに思っております。これからやはり町民の皆さんが参加して意見を述べやすいような環境づくりに努めていきたいというふうに思います。

○長内委員 私も広報広聴業務にかかわって考え方をお伺いしたいと思います。

一般質問ではちょっと触れたのですが、執行方針等もどちらかというと財政の厳しいという部分に対して町民に理解を求めて、削減に向けた協力をお願いしたという部分は示されている。ただ、町の将来をどうしたいのだという部分のビジョンというのですか、その辺の問いかけという部分が残念ながら私から見たら非常に少なかったのかなというように思っております。これは、町政執行方針ばかりではなくて、町のホームページの町長の発信するページがありますよね。その中身も私は残念ながらそう変わらない内容だったのかなと思っております。そこが町民も、私はこういう町をつくっていききたいのだと、そのために財政が厳しい状況も理解してもらいながら協力してもらいたいという部分がやっぱり両面大事なのだろうと思っているのです。特に地方創生にかかわっての戦略会議といいますか、戦略の部分まとめられて、そういう部分を盛り込まれていると思うのです、現実進んでいる中で。担い手の話も先般しましたけれども、やっていないわけではない。それはそれに向けて予算も組んでやっている部分もある。この辺もやはり町民の方にメッセージとして伝える工夫、努力という部分が私は必要でないのかなという感じがしますが、その辺についての考えをお伺いしておきたいと思います。

○企画調整課長 ご答弁申し上げます。

町民の皆様メッセージをわかりやすく。それから、今回の議会もそうですし、執行方針も29年度も大きなテーマとして行革、ある程度いろんなものを縮小していくという、そういう取り組みに軸足を置いている内容になってございます。実際にそのとおりでございまして、今が全く状況的によろしくないというわけではございませんが、いろんなものを踏まえると将来的に今から削るものは削っていかないとやがて成り立たなくなるときが来るということを想定して、29年度に重点的に取り組むということで強調されておりますが、副議長おっしゃるとおりで、では全く新しいこともやらず、将来に向けた投資もしないのかと言われれば、そんなことは全然なくて、2年前にまとめた地方創生総合戦略もそうですし、定住促進の公共施設活用計画も施設は縮小するけれども、その分定住促進に力を入れて、人口をふやすとまでは言いませんが、減らさない、そういう努力をしようということで、それに基づいた事業も行っていく考えです。ただ、ここ数年の施策の展開でいいますと、どちらかというと攻撃的といいたほうが、地方創生だとか、そちらのほうが前面に出ていたというふうに思っておりますので、それでそれらの取り組みを今後も続けていくために締めるところは締めるのだということで今年度の施策が組み立てられているというふうに考えております。ですから、長くなりましたが、最終的にそれをちゃんと住民の皆さんにご理解をいただくために伝えるということは本当に重要なことだと思いますので、先ほどの町政懇談会なんかもそうでしょうし、広報なんかもそうでしょうし、その

他いろんな機会を通じて住民の皆さんに正しくご理解いただけるような努力は今後担当課としても続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○長内委員 わかりました。わかりましたというか、議会にかかわっていてそういう議論もしている我々ですから見える部分もある。一般の町民の方から見たらなかなか見えない部分もあるというのは、そこを埋めていくのがある面で町政懇談ですとか町の広報紙なりホームページなり、いろんな部分だと思うのです。その中において、町民は財政の部分で厳しいのはそれは認識もしていると思いますし、ただその部分だけばっと出てくるのではやっぱり魅力のないというのですか、ふうに映るというのですか。ですけれども、現実的に定住対策でもいろんな部分の中でやってきている部分があるわけです、継続も含めて。この辺をもう少しわかりやすく、これはそれぞれの課ごとの各論の中では出てくるのでしょうか、私は町長のメッセージとしてトップの町長がきちっと発信していくという部分が、これはテクニック上の問題も含めてやはり意識的に町民に向かって問いかけていく、導いていくというか、そういう部分が必要なのかなというような感じがしているのですが、これは批判ではなくて、ぜひやっているのですからそれを町民にわかりやすい形でトップとしてのメッセージを送ってもらいたいという意味合いで受けとめていただきたいのですが、いかがですか。

○町長 まさしく委員ご指摘のとおりで、やはり私の町民に対するPRといいましょうか、アピールというのか、それが欠けている部分もあるのかなというふうには反省をするところであります。ただ、やはり政策的には町民の目線に立って、町民の皆さんのためにどんなことが大事なのだろうかということは常に頭に置きながら行政を進めているところであります。それぞれの担当課のほうにおいても住民の立場、例えば住民福祉でありますと高齢者向けの施策であったり、保育所との子育て支援の部分もありましょうし、また建設課においてはそれぞれの地域の公共物の修繕等も町民の皆さんが使いやすいような、そういった工夫をしながら施策を進めているわけありますから、そういったところはぜひご理解をいただければなというふうに思います。ただ、発信の仕方といいましょうか、テクニックというふうに今言われましたけれども、その辺はちょっと私自身も欠けている部分があるのかなというふうに思っております。今後そういったところを気をつけながら進めさせていただきたいというふうに思います。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、42 ページ、43 ページ、総務管理費の続きについて。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、44 ページ、45 ページ、総務管理費の続きについて。ありませんか。

○松本議長 政策評価アドバイザー謝礼ということで関連してお伺いをいたします。

中身は、地方創生交付金に絡んだ地方版総合戦略の推進について、1年半前になるので

しょうか、制度が創設されて各市町村で地方版総合戦略をつくってそれを進めていくということでありまして、うちの町もその中身についての説明があつて、昨年も予算だけではなくて何回か同じような質問をしたわけでありましてけれども、中身については総合戦略をつくって、その中で各分野別といいますか、項目で政策目標、数値目標、ＫＰＩと称するものを立てて、それから政策に向けては戦略的、計画的に、戦術的にＰＤＣＡサイクル、プラン・ドゥー・チェック・アクションですか、そういったサイクルを使って行ふのだという、そういう手法まで含めて国から提示されて進めているわけでありましてけれども、そしてその推進について旧政策評価委員会、行政評価委員会の 10 名の町内の方と外部のアドバイザー含めて見直しなり評価を毎年行っていくと。昨年 10 月に 1 回目の行政評価委員の皆さんというか、評価の成果といいますか、評価の中身についてのご提示がありまして、議会にも配られたわけでありましてけれども、そのときも説明受けたことではありますけれども、またその後 12 月の段階で新型地方創生交付金ということで、新たに地域再生法の一報があつて地域再生計画をつくってというようなことで、担当課では非常に短い間でいろんなメニューをこなしながら 1 年半前の地方版総合戦略の推進も含めて新たに新型地方創生交付金の推進、新しい事業として農業シェアハウスなども上がっておりますけれども、その中身は別として、もう一回確認なのでありますけれども、今言いましたような流れについて、うちの町でＰＤＣＡサイクルもそうですけれども、その全体の中で地方版総合戦略の推進についての評価の仕方、それから外部のアドバイザーのかかわり方、そして行政評価委員の皆さんのかかわり方、そして担当課含めた役場庁内での捉え方といいますか、そのシステムそのものについてのあり方で当初の予定した目標と軌道修正が必要だ、ないしは見直しが必要だ、あるいはこれはうまくいっている等の評価があれば説明といいますか、発言いただければなど、ご示唆いただければなどと思って質問しました。

○企画調整課長　ご答弁申し上げます。

まず、地方創生の事業及び現在の政策評価、ＰＤＣＡサイクルの流れについては、ただいまご意見をいただいたとおり、全くそのとおりでございます。昨年の秋にまずは初年度の総合戦略の事業について外部評価をいただきまして、今度はそれを壮瞥町総合戦略の必要があれば改定をするというその次の作業に入りますが、ちょっとおくれておりまして、結局きょう実は夜その総合戦略の推進会議を開催する予定でございます。そこでの意見を踏まえて、必要性があれば総合戦略を変えて、それを庁内的に手続をとって改定作業を終えるという形になります。あと、同時並行で国の交付金等も活用しながら、各課において地方創生総合戦略に位置づけた事業を粛々と進めていくと、そんなような予定であります。

評価としましては、昨年の 9 月の行政評価委員会の中では大きな修正等の意見はなくて、総体として出だしとしてはうまく交付金を使いながら官民協働の取り組みのきっかけづくりをしているのではないかなというようなことを札幌から来ていただいたアドバイザーからもご意見をいただきまして、おおむね順調にいつているほうかなというふうに評価をしています。きょうの会議においては、委員の皆様からどのような意見が出るかというのはち

よっとまだわかりませんが、少なくとも行政側のほうとしては大きな変更がなくて、一部数値目標でもう到達してしまったものがあったものですから、それを今度は上方修正すると、そういうような提案だけはさせていただきますが、あとは各委員の意見を聞きながら適切な修正を対応していきたいというふうに考えております。総体の評価としては、まだ始まったばかりではありますが、おおむね位置づけた事業を順調にこなしていけているのかなというふうに評価をしています。

以上です。

○松本議長 了解をいたしました。質問している私も全て掌握して、理解してしゃべっているわけではないので、今ご答弁いただいた中でなるほど確かにこれがあったなと思って、前も確認したのですけれども、行政評価委員と総合戦略推進会議の外部のメンバーは重複しているけれども、基本的に違うということですよね。総合戦略の推進に関して外部の町内の方々の意見も聞く委員会があって、その政策評価の中では、行政評価の中では全体の政策の中で総合戦略に特化してその行事をピックアップして、それについての評価、整理を行うという形でプラン・ドゥー・チェックの一翼かもしれませんし、外部評価の一因かもしれないということでもよかったと思うのですけれども、先ほど来行政の中身についてのPRですとか、そういったことでもありましたけれども、まさに行政評価なり地方版総合戦略推進会議のメンバーというのは当然町内の方で、ある意味では要請があって入った方もいらっしゃるかもしれませんが、立場で参加の方もいるかもしれませんが、それは前置きはいいのですけれども、むしろ直接的にというか、身近に行政の今の動きにかかわっていらっしゃる方々、ぜひその方々を使うという言い方変ですが、関心持っていていただいている皆さんですから、そのメンバーからも町外に対する発信があってもいいだろうということを感じておりまして、またこれも古い話ですが、合併を選択しないで単独の道を歩むという判断をした後に行財政運営プランをつくりました。そのときに官民一体という言葉と、当然その会議をつくりました、二十数名だったかと思えますけれども。やはり行政も住民も新しい局面でイバラの道を想定もされるという中でのある意味真剣な議論があったというふうに思っておりますし、議会もそれを注視しておりました。その中ででき上がったものでありまして、その雰囲気といいますか、空気といいますか、その臨場感というのは当然議会にも、あるいは町民に対しても伝播していったのではないかなというふうに思っておりますし、今がちょうどそれから10年たって見直しの時期だということもありますけれども、行政改革の新たな視点で取り組まなければいけないという意見もわかりますし、もう一方で地方版総合戦略として地域の再生までいきませんけれども、ただ新型地方交付金は再生法に伴う再生計画でありますけれども、そういったところに立脚して、将来見据えて議論しているのだと、取り組んでいるのだということもあるわけでありまして、両方取り組んでいるということと同僚委員の指摘もございましたけれども、きちんと伝える努力と参加されているメンバーにも真剣な議論の中で伝えていく一翼を担っていただけるかどうかというふうなことも感じて聞いていたのですけれども、いかがで

しょうかというのが1つです。長くなりました。

もう一つ、外部のアドバイザーを受け入れるということで、これは地方版総合戦略の以前の段階で、政策評価についてのある意味でシビアな第三者評価を入れて事務事業の見直し含めた示唆をいただくことになればという話もやりとりをしたと思うのですが、今回アドバイザーの方の意見が各事業別にありましたけれども、全て同じ文言で掲載されていますよね。それ批判ではなくて、その中で、まだ初年度です。数値目標にこだわらず、将来を見据えた、5年後を見据えた議論をすることと、それから担当課長もご指摘のように町内の中での協働といいますか、官民の連携ということにも触れておりました。もう一度確認ですけれども、外部政策アドバイザーの方のポジションというのですか、今は行政評価が特化された、地方版総合戦略に特化されていますけれども、そのやりとりは各項目で同じ文言でありましたけれども、もう少しシビアな話なり具体的なアドバイスなり、今後を見据えた提言などがあったかどうかということも含めてお伺いしたいということでもあります。

○企画調整課長　ご答弁申し上げます。

まず、1点目の情報発信について今地方創生等にかかわっていただいた方々に情報発信のほうも担ってもらえることが理想的ではないかという話でございますが、私もそのように考えております。ここの予算ではありませんが、定住促進・まちづくり推進事業のほうで一昨年ぐらいからタウンプロモーションという、町をどんどん売り込んでいきましょうという、そういう事業をやっておりまして、昨年ワークショップをやって「そうきたか！ 壮瞥」という、そういうブランドイメージをつくったり、そういう作業をしていました。たまたまなのかもしれませんが、地方創生の推進会議のメンバーとワークショップのメンバーと結構かぶってしまっていて、実はその方々が今度シードルもつくったりとか、まちづくりにもかかわったりとか、そういう形で、町のPRだけではなく、まちづくりの中心にどんどん、どんどんかかわってきていただいているのかなというふうに思います。次年度以降、タウンプロモーション事業、町の宣伝をみんなでやっていこうということを考えていて、行政だけではできない部分はできれば実行委員会のような形でやっていきたいというふうに思っていて、先般ワークショップにご参加いただいた方にもう一度お集まりいただいて、こういうことを考えているのだけれどもという話をしたら賛同をいただいて、立ち上げのときにはぜひぜひ協力しますよというようなお話だったとこちらは受けとめています。ですから、確かに計画をつくる会議の一つでしかないのかもしれませんが、いろんな場面でいろんなグループの代表の方がこういう町の政策あるいは事業にかかわってきていただいているという流れは、数は決して多くはありませんが、できてきているのかなというふうに逆に思っていて、ぜひその方々のお手伝いもいただきながら、政策であったり、あるいはプロモーションのような事業であったり、どんどん町のよさを行政だけではなくて民間の皆さんと一緒に発信をしていけたらいいかなというふうに考えております。

それから、2点目の外部アドバイザーの関係でございますが、外部アドバイザーの方には個別の評価というよりは総体的な評価ということを中心に考えていたものですから、事業を1件1件紹介をして、それに対してマルだ、バツだと、こうせい、ああせいと、そのような意見の求め方をしなかったのが、最後に総括的にこういうふうに評価としてはこういう感じですねというふうに表現をされたので、調書のほうには各ページに同じような表現が並んだという結果になります。ちょっと性格的に地方創生事業を対象にしたということで、行政改革のような何かを削っていきましょうという、ここが費用対効果が悪いからやめましょうとか、そういうようなアドバイザーではなくて、創生事業を位置づけたものをどうやってさらに効果を出していくかと。基本的には前向きに進めていくような位置づけのアドバイザーという形だったものですから、余り出だしから個別にというよりは今のところは決定し、今後もっとこういうふうにやっていったら、この取り組みを続けていったらいいよということと決して一年一年の成果だけにこだわらずに、この地方創生に関してはある程度長期的に考えて、人材育成含めてやっていくのがいいではないかというような総合的な評価をいただいたというのが9月の会議の状況でございました。なので、こちらも特段詳しくまでは求めなかったこともあって、大体予定どおりの内容になったのかなというふうには考えています。

以上です。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 46ページ、47ページ、総務管理費の続きについて。

○森委員 47ページですから、財産管理費というところでよろしいですね。公共施設管理事業の指定管理者施設でございますけれども、このことにつきまして私昨年の第1回定例会のときに北の湖記念館の施設整備について一般質問しておりました。その際の答弁で、27年度事業で展示内容の検討の委託業務が発注されておりまして、その内容について28年度中に検討し、多分29年度で予算化されるかなということで実は期待をしておったわけなのですが、現実には北の湖記念館の改修関係の予算がのっていないということでございまして、この辺についての経緯といいますか、今後どういう形で進行していこうと考えておられるのか、まず伺いたいと思います。

○総務課長 ご答弁させていただきます。

委員おっしゃるとおり、27年度委託業務を終わりにして、28年度はそれをもとに検討するという形だというふうに認識してございました。また、昨年の11月1日の総務経済合同常任委員会所管事務調査の中でも北の湖記念館展示等基礎検討委託業務の内容についていろいろとお話をさせて、資料を提出させていただいたところでございます。實際上展示委託等の部分につきますと、その中でもお話ししたのですが、今後のリニューアルの基本的な考え方、基本方針等はある程度お示しはさせてもらったのかなというふうに認識してございます。また、その中で實際上部分的な改修というか、リニューアルする上では

ある程度全体的にかなり経年劣化というか、見せ方が古いという課題もあったというふう
に認識してございまして、全体を変えなければいけないというふうには認識していたとこ
ろで、逆にそれを一遍に変える上でも 11 月 1 日のところでもお話しさせていただいたと
思うのですが、例えば北の湖記念館の、北の湖の郷土史会とか、そういう方々ともいろい
ろと協議をしなければいけないのかなという形で考えていたところでございます。また、
逆にそれが 28 年度中、實際上 11 月のときもそうなのですけれども、整っていなかったと
いうのも、正直申しわけないのですけれども、その辺がちょっとおくらしているというところ
もありまして、29 年度に建物自体建設部分の予算は措置していなかったというのが現状
でございます。ただ、今後 29 年度は予算措置していないから何もしないのかと、そういう
わけではなく、先ほど申したとおり関係者の方々との協議も進めなければいけないという
形も踏まえてそのような形を進めると、例えば英語翻訳とか、一部昨年度も地域おこし
協力隊の方とお話した中でいけばそういう英語翻訳とかというのもできる分はできるの
ではないかと。細かい話をきれいに英訳できるかどうかは別としても、ある程度英語表記
とか、そういうものの対応は可能ではないのかなというお話もいただいたところで、今後
そういうことも踏まえてできるところから手をつけて、そして関係者とも整理つけて改修
等に向けて検討していきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○森委員 状況については理解はできるのですけれども、ただ要は北の湖記念館の場合、
27 年に親方、北の湖理事長が亡くなって、だんだん記憶の中から薄れていくだろうと。そ
ういう部分でやっぱり鉄は熱いうちに打てではないですけれども、まだ北の湖という名前
が記憶にあるうちにこの施設の整備というのは必要なのかなということで、できるだけ早
いタイミングで事業にかかってもらいたと。

ただ、あと私昨年的一般質問の際にそれとあわせてゆーあいの家との相乗効果を期待し
てということで、温泉施設名ということで入浴施設を北の湖温泉に名称変更する考えはな
いかということで質問しておりました。それで、これは名称使用については権利的な制約
もあるということは答弁いただいたのですけれども、それ自体が我々の一般的な認識でい
えばゆーあいの家というのは北の湖温泉というイメージは比較的用户者の中では何か浸透
しているようなので、そういうハード的な部分でなくてソフト的な部分での対応はできな
いのかという部分についてお聞きしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

記念館については、委員おっしゃられるとおり鉄は熱いうちに打てという形でよく言わ
れる言葉でありまして、その辺はご意見として鋭意努力してまいりたいというふうに認識
してございます。

あと、温泉施設名も昨年一般質問等でお答えさせていただいたというふうに認識してご
ざいます。委員おっしゃるとおり、命名の部分についてはその後遺族の方と個人的にそう
いう形でどうなのでしょうかと、正式ではないですけれども、そういう面でもお話しさせ

てもらったところでございます。ただ、基本的に名称等つける上ではもうちょっと考えていただいて、ただ名前をつけるというだけではなくて何かインパクトというか、できないものですかねというお話もいただいたところもありまして、その辺も遺族の方ともまたつながりを持っていろいろとお話も協議させていただいて、進めてまいりたいというふうに思っております。

○佐藤委員 今森委員が指定管理施設のことについて質問ありましたが、私もちょっと確認したいのですけれども、指定管理者が小破修理などをする場合の限度額というのありましたか。何十万円以内は管理者が修繕し、何十万円以上のものについては町が負担するというような取り決めはあったのでしょうか。それを聞いてから質問を続けたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

以前にはそういうようなお話もあったのですが、今年度予算につきましてはかなり施設管理上の建設年から古くなってございますので、施設の部分に関するものに関しては基本的に町のほうで小破修繕等を行うという形で考えてございます。

○佐藤委員 わかりました。といいますのは、たしか3月2日ですか、29年度の予算説明ありましたよね。そのときに渡された資料でゆーあいの家浴室換気等内部修繕と森と木の里センター通路修繕、それで修繕料は260万円ふえますよということが予算説明の資料にありました。そして、きのう議会事務局から届けていただいた29年度の予算資料の中身を見ますと、400万円の内訳が①で指定管理施設小破修繕140万、そしてその下の説明見ると各施設の小破修理対応費用という言葉が使われていたものですから、その関係について何十万元以上は町が負担するということが私たしか前にあったような気がしたものですから、もしもこれが3カ所であれば40万ちょっとだからやはり管理者がやるべきではないかなんていうことを考えたものですから質問したのですけれども、これでわかりました。29年度は、小破修理も金額にかかわらず町が負担するということで確認でよろしいですね。

○総務課長 ご答弁いたします。

小破修繕につきましては、建物の設備本体等の部分について経年劣化によるものであれば町が対応するという形で考えてございます。

○菊地委員長 ただいまより昼食休憩といたします。午後の開会は午後1時といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○菊地委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの佐藤委員の質問について後刻答弁することになっていました件につきまして総務課長から答弁いたします。

○総務課長 先ほどの35ページの総務管理費、一般管理事業で佐藤委員からご質問のありました嘱託職員の関係で、社会保険料と賃金についてお答えさせていただきます。

今回の今年度の予算各課確認しましたところ、全体で35名分、社保につきましては1,259万3,000円、賃金につきましては7,620万4,000円となっております。トータルで8,897万7,000円という形になってございます。

以上でございます。

○菊地委員長 46ページ、47ページ、ほかにありませんか。

○松本議長 コミュニティーFM放送局事業負担金277万2,000円に関して質問したいと思いますが、予算資料もいただいております、事業負担金の中身も掲載されているのでありますが、その中で説明いただきたいと思いますのは、インターネット放送経費85万2,868円が資料で提出されております。それから、中継局分として壮瞥町単独負担の久保内中継局の電源切りかえ自動化改造工事33万5,000円程度ですけれども、この中身についての説明をお願いします。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

インターネット放送経費につきましてですが、昨年もコミュニティFMで聞こえづらいところとか難視聴地域というのですか、そういうところはどうなのだというご質問も昨年度あったかに覚えております。その中で今年度の新規事業としてインターネット放送経費という形で、これはインターネットを介してラジオが聞けるという形になりますので、放送受信アンテナがなくても例えばインターネット環境さえあれば、パソコンもしくはスマートフォン、タブレット等でアプリ等があれば、それでラジオが聞けるというような形で今年度整備するものでございます。

それと、単独経費の部分につきましては、中継局電源切りかえ自動化改造工事という形でございますが、これにつきましては昨年度台風のときに停電がございました。久保内地区で例えば3日間あったときに担当の者が久保内の中継局のアンテナのところに発電機を持って行っておりました。そのときに発電機を持って行って単純につなげればいいのですけれども、いろんなスイッチの切りかえとかをして、そして発電機でつなげるというような状況を踏まえて、技術顧問の方が例えばもう発電機を持ってつなげれば単純に切りかわるような形のものを整備したほうがより安全に、かつスムーズに電源確保ができるという形のもとに今年度整備させていただくという形で計上させていただきました。

○松本議長 数字については理解いたしました。

昨年も似たようなことを聞いて、これは発足当時から確認をしていたのですけれども、FMびゅうですとかノースウェーブとの契約といいますか、それを時間帯決めて聴取、聞くことができるような中身になっていますけれども、FMびゅうは室蘭主体ですけれども、ノースウェーブは札幌で、いろんな情報も含めてスケールがあって、それを借り受けてお金を払って運営賄っていると思うのですけれども、私も全て聞いているわけでも何でもなくてこういう発言もどうかと思うのですが、防災に関してこれは有事の際に緊急の連絡ですとか住民に対する情報提供とかも含めて有効だということがかかわっていると思いますし、当然そういった1市3町含めて共通理解があると思うのですが、そもそもは一般的

な放送だと思うのですけれども、それに追隨して防災関連の、一朝有事の際の連絡アイテムというか、その機能もさることながら、日常の防災なりそういったテーマなり、たまたま私有珠山ジオパークの関係でそういったかかわっている方の放送を聞いたことがあるのですけれども、それはジオパークの関連でしたけれども、防災に関連した情報提供だとか、番組の中でそういうものがあるのかどうか、ないしはそういうことの必要があるのかどうかの確認をしたいと思うのですが、どうでしょうか。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

議長もおっしゃるとおり、緊急時には割り込み回線ができて、非常時の場合にはそういうツールとして有効に活用できるという形で認識してございます。また、平常時の防災絡みというか、そういう形であれば、例えば時間枠の中でそういう防災に関する方のインタビューとか、そういう形であれば時間の制約の中である程度できるのでしょうかけれども、通常の今放送している部分の中ですとなかなか時間枠、週何回という形でそれぞれの町のPR等をしているわけですが、その中に取り込むというのが今現状として放送内容的にできるのかどうかというのはちょっと承知していないところでございます。今後そういうお話があった中で平常時の防災に関する意識を高めるとか、そういうツールで使えるのかどうかというのはちょっと検討してまいりたいというふうに思います。

○松本議長 済みません。3回目で、先ほど重ねて聞いておけばよかったのでしょうかけれども、そもそも番組の編成まで言いませんけれども、中身について意見や期待、希望を申し述べる機会というのがあるのでしょうか。それぞれの市町村とそういった機会はあるのでしょうか、当然負担の差もあるのでしょうか。もう一つ言えば民間のスポンサーも受けて局運営されていますけれども、そういうことが可能なのかということも含めて確認したいのですけれども。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

その会議というのが毎年ございまして、胆振西部コミュニティーFM放送局整備等事務委託連絡会議というのがございます。それには、各1市3町の担当の課長の方々と、あとはFMびゅうの部分の方々と毎年今年度の予算についてもそうですし、いろんな面で話し合う場というのは数回あるというふうに認識していますので、そういう中で例えば今すぐというのはちょっとどうなのかというのは今ここでは申し上げられるものは難しいと思うのですけれども、今お話あったようなことも番組編成等について協議の中でお話しできればなというふうに考えます。

○長内委員 私もちっと理解深める上で教えていただきたいのですが、いわゆるコミュニティーFMの放送の部分の中で事業の負担金の割合も含めて理解させていただきました。番組の中では、民間企業等のCM等もたしか流れているのかなという。公共的なイベントは多分無償なのかもしれませんが、これCM広告料というのか、収入というのですか、その辺というのは実態はどうなっているのか、わかれば教えてください。

○菊地委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時10分

○菊地委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

広告につきましては、民間の部分につきましてはFMびゅーで広告を集めてというか、募集して、それでその中の募集された広告料をもとに各市負担金が軽減されているという形になってございます。

○毛利委員 この委託料で、前にこれが発足するときにも、壮瞥が入っていないとき、伊達の人とか室蘭にちょっと知り合いいたものですから聞いたときには、余りFMびゅー聞いていないという意見も聞いていたのですが、これ視聴率というのは大体わかるものなのでしょうか。ということは、なぜこれを聞いたかという、今緊急時というのはラジオでなくてもほとんど持っている携帯にも入ってきますよね。特にガラケーだろうが、スマートフォンであろうが、位置のGPSを設定していても設定していなくても今警報が鳴るわけです。だから、緊急システムのことを考えると、これだけの委託料を払ってどれだけの人が視聴しているのかなと。少ないのであればこれを継続していく意味が薄れてくるのではないかなと思って、ちょっと視聴率あたりがどの程度なのか知りたかったのです。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

ラジオにつきましては、視聴率というのは今のところ押さえていないという形、例えば放送、NHKであれば受診料とかもらっていて戸数とかある程度押さえられるでしょうけれども、ラジオの部分では視聴率云々という形ではちょっと押さえていないのかなというふうに認識してございます。また、災害時云々というお話でございますが、あくまでもこれが一つのツールであって、1つ、これしかないわけではなくて、今委員おっしゃられたとおり当然スマホでもガラケーでもいろんなもので発信されているという形の中で、例えば1つだけではなくて3つ、3要素あるとか、4要素ある。たくさんの情報、たくさんあればあるほど迷うところもあるのでしょうけれども、例えばこの部分で、区間で携帯であれば前にもあったように回線が混み合い過ぎて全然聞けないとか、そういう形もあったでしょうし、その中でコミュニティーFMを一つのツールとして活用していくのかなというふうに思っています。ただ、先ほど議長の質問にもお答えしましたけれども、ラジオが入りづらいというところに関しては今年度からインターネットの放送設備をしてインターネットでもラジオが聞けるとか、そういう形になればよりいろんな状況、例えば大雨で停電なのか、いろんな面で確認できるという形になっているのかなと。ですから、今現状としてはニーズが少ない、聞いている人が少ないのであれば、例えばうちだけの事業ではございませんので、すぐこの事業を撤退するとか、そういう形には多分なり得ないのかなというふうには思っています。

以上です。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 続きまして、48 ページ、49 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 50 ページ、51 ページ、項 2 財政費。

○松本議長 2 点お伺いします。

まず、公会計システム導入及び財務書類作成委託料で 270 万計上されております。以前から公の会計が単式から複式簿記に変わるという話は聞いてございましたし、それを早く取り組んだ自治体とそうでないところもあるのも承知しておりますけれども、要するに単式から複式に変わるということで、例えば一企業でいえば決算書というのは貸借対照表と損益計算書でできているものですが、そこまでつながっていくものだと思いますけれども、町の会計でそういったバランスシート、貸借対照表とか損益計算書を決算書類としてつくっていくということも含めたお話なのか、それと日常の詳しくわからないで聞いていますけれども、会計処理も伝票を切って、日々の動きをそのまま的確にといいますか、数字の上、経理の上で反映していくような発生主義というのですけれども、複式簿記の基本ですが、そういったこともおやりになる可能性あるのか、ないしは相当以前ですけれども、札幌市とか先駆的な自治体が複式簿記といいますか、そういった視点でもって財産管理を行うということで、収支のバランスもそうですけれども、純資産とか負債、資産のバランスということ、それも一覧といってもそういうものをつくったのですけれども、実際はわかると思いますけれども、庁舎も含めて、あるいは学校もそうなるかもしれません。道路、橋梁、公営住宅、全部資産計上していくと物すごく資産化で資産になって、それでバランスシートをつくれば絶対資産が多いですからバランス的には黒字になるのですけれども、果たしてそれが実態なのかという疑念が実態経営としては残るわけですが、別にそういう懸念もありますが、うちの町というか、総務省か何かの指示で全自治体が行き組むことになるのだろうとは思いますが、どんな形になるのか。

もう一つは、基本、小さい団体でも任意の団体でも一企業でもバランスシート、貸借対照表等、そういう計算書で成り立つ決算が主義といいますか、決算で決まる。でも、自治体は予算主義といいますか、予算ありきで、だめとは言いません。予算についてどう補正して決算したか。だけれども、予算主義ですよ。でも、一企業も団体も複式簿記をとるということは決算主義なわけで、よく間違った決算をして社会的責任を問われる粉飾決算とか。粉飾予算とは言わないでしょう。だから、予算軽視はしないけれども、あくまでも目標であって、基本は決算というのが企業的な発想だと思うのですが、そういったことまで含めて求められているのですかと。そうすると、財政担当課だけではなくて理事者も、あるいは議会もそういった視点で財務諸表を見る能力といいますか、そういったトレーニングも必要になってくるのではないですかということまで考えてしまうのは考え過ぎでしょうか。どうなのでしょう。

○税務財政課長　ご答弁申し上げます。

まず、1点目のほうですけれども、単式から複式に変わるという議長のご発言だったと思うのですけれども、変わるのではなくて単式は単式でそのまま行います。予算、決算主義は行って、それに補完する形で複式簿記を行うという形ですので、今までの形に複式簿記がのっかるという形ですので、単式から複式に単純に変わるわけではないということと、あと財務書類につきましては民間でつくっている財務諸表4表があると思うのですけれども、地方公会計につきましても同じような財務書類4表をつくって、それを公表する形に変わっていきます。ただ、決算するときにはあくまでも今までやっていた予算があって、そして決算書がつくられて、それで審査をしていただくという形になります。

それで、資産が多いのということなのですから、それは平成27年度に固定資産台帳のほうを取りまとめしてしまして、それを今回導入するシステムのほうに取り込みまして全部数字化してやりますので、その固定資産台帳については随時修正等をかけていきますけれども、それをもとにして財務書類にも反映させていくという形になります。

それから、2点目のほうの貸借対照表とか損益計算書と同じようなものを地方公会計でもつくることになりまして、決算主義ということでこれはもちろん公表もしますし、私たちももちろん理解してそれらを活用していく必要があると思っておりますし、それを生かして、全国统一した基準によってつくりますので、これを財務書類4表ができることによってほかの全国の市町村とも比較ができると思いますので、そういうところでも活用が可能になると思っております。

以上です。

○松本議長　大体わかりました。でも、決算主義には多分ならないでしょう。というのは、当たり前ですけれども、3月出納閉鎖終わった後に5月ぐらいまでは行政の場合はありますよね、猶予というのか、取りまとめる。それから決算書ができて、監査委員の監査を受けて、監査を通して今度議会というか、承認がありますよね。一般的な決算処理では、3月決算であれば翌月に決算の団体の承認があると。資産に変更があれば資産変更届を法務局にしなければいけないという時期がまるっきり違って、もっと言うと昔は決算は9月も10月もなっていて、審査を。そのときには既に翌々年度の予算を計上している時期だと。こんなずれがあるのが実態で、別にそれは否定的に言うのではなくてそういう仕組みでずっときているから。今回も多分予算主義で行って補完する形ですのかねと。それはそれでいいのです。心配というわけでもないのだけれども、もう一つ聞いたかったのは、減価償却という発想があるのでしょうかねと、そういうことなのです。より実態につなげるなら、古く持っている資産もちゃんとした時価価格で評価した上でのものになって、それが資産計上されていく。本来そうなのでしょうけれども、そういうこともするのでしょうかねということ。もう一つは、実際会計が変わるということはすごく大きな問題で、古い頭を切りかえるだけではなくて、やっぱり根本の簿記の知識がないと難しいと思うのです、自分の実体験でしゃべっていますけれども。それに係るためにはやっぱりプロ、

会計のシステムなり指導なりということを抑えながらマスターしていくと。いずれかの時期に自分たちで判断できるようになるということ、経験があるのですけれども、それを部署で人がかわる行政で大丈夫かなというのが1つ。もう一つは、計上されている委託料が毎年計上されていくような、例えば税理士さんをお願いするような形で外部委託みたいに、帳票をつくるのに。そんなことにつながらないのかなという懸念もあったりします。ということで質問しているのですけれども、その辺の見解をお伺いしたい。

もう一つ、ごめんなさい。1つあったのですけれども、仲洞爺の簡易郵便局運営管理の嘱託賃金で215万8,000円の計上をされております。この短い説明の中で従事する人はかわらないのだけれども、伊達に転出したことによって通勤手当が加算されたのだという説明だったというふうに記憶しているのですけれども、特定するわけでもないのですけれども、どんな業務なのかということが1つとそれは伊達に移った人にあえて頼まなければいけないような中身なのではないかとということと町内でそういう方が雇用できないのかということを含めた質問なのです。

○税務財政課長　ご答弁申し上げます。

まず、1点目、減価償却の考え方につきましては、もちろん取り入れて、固定資産台帳で取得価格ですとか耐用年数ですとか全部押さえていますので、減価償却の考え方も取り入れて財務書類のほうはつくっていく形になっていきます。

それから、簿記の知識につきましては、当町の職員で簿記の資格を持っている者はいないと思うのですけれども、基本的には財務書類作成支援委託料を払って、まずは業者のほうにつくっていただくという形で、その中で職員も知識ですとか技術を習得して、どれぐらいかかるかわかりませんが、自前で財務書類をつくれるようになればそれらの委託料はかからなくなるということですので、それがどれぐらいかかるかというのは今の時点でははっきりしたことは言えない状況であります。

それから、仲洞爺の嘱託職員ですけれども、基本的な業務内容につきましては郵便、仲洞爺の簡易郵便局でお客さんが持ってきた郵便物ですとか貯金ですとか、そういったものを処理する業務、一般的な郵便局の業務と同じなのですけれども、それで今回も29年度募集かけて応募が今やっている方1名の応募だったということもありまして、本当は町内の方、嘱託職員の要綱にもあるのですけれども、原則町内に居住していて70歳未満の方となっていますので、本来であれば町内なのですけれども、今回は応募が1名ということで継続してやっていただくという形になりました。

以上でございます。

○菊地委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長　次に、52ページ、53ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長　54ページ、55ページ、項3徴税费について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、56 ページ、57 ページ、項 4 戸籍住民基本台帳費について。

○長内委員 参考までに現状をお聞かせいただきたいと思います。

通知カード・個人番号カード関連事務負担金、いわゆるマイナンバーカードなのですが、このカードの申請状況というのは当町での実態ってどのようになっていますか。教えてください。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

マイナンバーカードの交付状況についてでございます。3月15日、きのう末現在で交付の申請等があったもので301枚で、カード交付が実際に終わっているもの292枚ということになってございます。

○佐藤委員 戸籍台帳費についてちょっと伺いたいのですけれども、先ほど総務課長から嘱託職員のことで答弁いただきまして、私は理解しました。そこで、28年度の壮警町行政機構図を見ると、住民福祉課の住民係に2名の正職員が配置されていて、この住民台帳費で嘱託職員を採用するというの、認められているかもしれませんが、何かここで2名の正職員を配置しておきながらこの項目で1名をまた嘱託職員として採用するのは、私の頭ではちょっと理解できないのですけれども、これはやはりこの項目で採用することが認められているという立場でやっているのではないかと思いますけれども、どうなのでしょう、この点について。私は、29年度の機構改革だとか、そういうのをいろいろ調査していくうちにちょっと疑問点が出たものですから、この点について伺いたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

ただいまご質問のありました戸籍住民基本台帳費の中で、嘱託職員の賃金、社会保険料を見ている件についてでございます。この嘱託職員につきましては、久保内出張所で勤務をする嘱託職員ということで、正職員これまで久保内出張所で勤務していましたが、退職に伴ってその後を担う職員ということで嘱託職員を登用して、現在もその任についているところでございます。戸籍住民基本台帳費ということでございます。久保内出張所で行う事務の内容、住民票の交付ですとか、そういったことを勘案して戸籍住民基本台帳費のほうで久保内出張所の嘱託職員の経費を見ているということでございます。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、58 ページ、59 ページ、項 5 選挙費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 60 ページ、61 ページ、項 6 監査委員費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 62 ページ、63 ページ、項 7 企画費について。ありませんか。

○佐藤委員 1 番のジオパーク推進経費について伺いたいと思います。

洞爺湖有珠山地域が世界ジオパークに認定され、昨年は国内委員の審査を受け、29 年度

は外国から参ります審査員によって、世界ジオパークの審査年であります 28 年度の国内審査の折に、そういう世界ジオパークのこしでの認定のためにこの点を改善したらいいのではないかという、もしも改善事項といいますか、指摘事項があったとしたら、それはどのようなことか。なければならないのですけれども、その指摘事項に対してジオパーク推進協議会、1 市 3 町で構成しているこの推進協議会でその対応について話し合いがされているかどうか、このことについて伺いたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

昨年度日本ジオパークの再認定の審査がございました。その折に最後に講評という形でありましたが、その中で私どもも審査員に同行して各ジオサイトとかいろいろと見させていただいた中で、たまたまお聞きしたところによりますと、やはりうちは火山遺構が多いという中で、ただ伊達市でいくと例えば縄文文化だとか、そういうもののいろんな文化、北海道でいけばアイヌ文化とか、伊達市でいけば縄文文化とか等の連携というのですか、火山だけではなくてそういうものが必要ではないのかということが審査員からお話がありました。ただ、それがユネスコの世界ジオパークの認定についてこうしなければいけないという形ではないのですけれども、ここの特色ある地域としてそういうこともあったほうがより望ましいのではないかというふうにはお聞きしました。それについては、その場で推進協のほうでも実際伊達のほうの古墳というか、貝塚の発掘現場も審査員の方に現状として見ていただいたし、そういう形でこういう形もやっているのですよというお話もさせてもらったところで、その辺の連携はより一層深めていきたいという形で推進協のほうでも幹事会等でも話があったと。今年度もまたそういうことも踏まえて、アイヌ文化とか古代の文化とかの連携も含めていろんな面で地域の資産というのですか、そういうものを伝えていければなというふうに考えているという形でございます。

○町長 もう一点だけ私のほうから指摘といえましょうか、ジオパーク協議会の中にやはり専門的な人材を配置すべきでないかというようなご指摘もありました。それは、学芸員さんを配置をすべきでないかという指摘もございましたけれども、協議会としては学芸員さんの公募をして今どのような状況になっているのかちょっと把握しておりませんが、公募はしたというふうに報告は受けております。

○佐藤委員 わかりました。そういう前向きの姿勢で取り組んでいただきたいなと。といいますのは、私はジオパークに指定される前からずっと有珠山にかかわってガイドをしたりしております。そこで、この指定地域の中にジオサイトに関する説明、解説板がたくさんありますけれども、設置されてからやはり経年といいますか、年数がたって色あせてきている。また、中には表面がしわになっているだとか、そういうのも見受けられるのです。そういう面でやはり特にこれは推進協議会だとか町が立てたのではなくてロープウエーが設置したものだと思いますけれども、例えばロープウエーをおりて洞爺湖展望台ありますよね、昭和新山だとか洞爺湖見える。そのほうはやはり色あせてきているのです。それと、表面がしわになっているだとか、そういう面もありますので、やはりこれは協議会が音頭

をとるのか、町が音頭をとるのか、また設置したロープウエーが取り組むのか、私にはわかりませんが、一番ここでロープウエーでおられた方がそれを見ながら風景を楽しんでいるのです。そういう面でぜひ色あせつつあるものでなくて、ことしは無理かもしれませんが、今後そういう町内にあるジオサイトの説明板等に心配りをしていくことが必要でないかな、年間 40 回くらいガイドに従事してそんなことが気になったものですから、心にとめておいていただきたいなと、そういうことを申し上げたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

参考のご意見というふうに拝聴いたしました。中身今年度予算の中で印刷製本費 17 万 4,000 円計上してございます。それは、解説看板の板面シートの印刷を 5カ所考えてございまして、今まさに委員がおっしゃられた洞爺湖展望台、ロープウエーの山頂の部分の板面とか、あと一応壮瞥公園、あと新山沼展望公園と鉄橋遺構公園という形で今予定として 5カ所の板面の印刷を計上しているところでございます。そのほかに、あとジオサイン等の部分も予算化はさせてもらってございます。ですから、確かにたくさんジオサイトありますので、一遍になるとなかなか難しいので、きちっとその辺維持管理も踏まえて継続して板面等には配慮していきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○佐藤委員 やはりもう一つつけ加えるとしたら、一番観光客が来て感動するのは火口原展望台です。あそこの説明板もことしは無理かもしれませんが、次年度以降考慮していただければ、やはり年間大勢の皆さんがそこに足を運んで自然を楽しむ、また火山遺構を、火山を楽しむということで大勢いらっしゃいますので、ぜひ配慮していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

壮瞥町だけではなくて 1市3町それぞれジオサイト持っていますので、住民の方々とか火山マイスターの方々もいらっしゃいますから、その辺のご意見等を確認しながら各市町と連携していければなというふうに考えます。

以上です。

○菊地委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、64 ページ、65 ページ、項 7 企画費の続きについて。ありませんか。

○佐藤委員 企画調整費の用務経費の中でふるさと納税特産品が 29 年度 2,000 万ですか、それからそのずっと下のほうに手数料が 606 万 9,000 円が計上されております。前よりもふるさと納税といいますか、応援、これが順調に伸びているということなのですから、ちょっと確認したいのですけれども、町の広報 28 年 10 月号の 10 ページにふるさと納税（ふるさと応援寄附金）事業に関する事業者向け事前説明会を開催しますよということで記事が出ておりました。その説明会は 10 月 14 日に開催して、参集範囲は町内の農業者、事業者で、そこでその会議で説明するのは返礼品です。壮瞥の特産物だとか、いろんなも

のを返礼する管理業務委託業者から事業参加者にこの事業に参加する方法だとか手続、流れ等を説明しますということが書かれておりました。そこで、この開催で参加者といいますか、町内の農業者だとか事業者はどの程度参加され、またその中で参加者から何かふるさとの返礼品についての意見だとかアイデアだとか、そういうのが出たかどうか、それがやはりこれからのこの事業を進めていく上で大切なものではないかと私は考えているものですから、この点について伺いたいと思います。

○企画調整課長　ご答弁申し上げます。

まず、28年10月に開催する予定というか、開催したのですが、そちらの説明会については残念ながら出席者はおりませんでした。その前段で4月にも別にやっていたのですが、そのときは3事業者ぐらいがたしか参加しているはずです。ただ、開催の目的はもちろん少しでもこの事業に参画をしていただく事業者さんがふえて、幾ばくかの利益にはなるでしょうから、そういうものをふやしてほしいというのとやはりふるさと納税拡大する上で一番は返礼品のメニューであったり、量を拡充することだというふうに考えておりますので、そのために開催はしております。ただ、実際事業者がふえていないかというと、去年は7事業者だったものがことは今17業者です。実はやってみて、行政側で音頭をとって説明会をやるよりも、単純に事業者さん、農業者さん同士の中で情報が回って行って、あるいは紹介があって、そこに返礼品内容の調整のために町が委託している業者が行って中身を調整したり、手続をしたりするというようなスタイルが逆に今浸透してきておりまして、今後年に1回ぐらいは一応そういったご紹介がない方もいらっしゃるでしょうから、説明会やろうとは思いますが、どちらかということそこに軸足を置くというよりは口コミといたしましょうか、そちらのほうに重きを置いていると。結果、昨年に比べて大幅にふるさと納税今年度ふえたのですが、その主たる要因というのは事業者がふえたことだというふうに町のほうも評価をしています。

以上です。

○佐藤委員　わかりました。

そこで、ことしの2月6日の日だと思いますけれども、北海道新聞で返礼品競争是正をということで、これは何かふるさとのこの事業を実施している全国の市町村にアンケートをしたそうです、内閣府だと思いますけれども。その結果で、返礼品競争は是正すべきだという考えが72%あったということが出ておりますし、またもっと古くなりますと別なものもあるのですが、これは6月の新聞ではやはり返礼品競争を考え直すべきでないかというのが北海道の町村でも、村でしたけれども、そういうのがあるのです。そこで、2月6日の日の新聞見ますと大体寄附された43%程度返礼品に使っているのだと。それで、独自に使えるお金はさほどふえていないという回答が多かったということも書かれております。そこで、壮瞥の場合、返戻のほうに大体半分、送料も含んでいると思いますけれども、それと手数料が6.何%でした。そうすると、寄附されたお金の56%程度がお返しに使われているのです。ですから、新聞記事にあったように独自に使えるお金はさほどふえて

いない。今まで少なかったお金がどんとふえたから大きく感じるかもしれぬけれども、やはりことはこのままの予算でいいと私は思いますけれども、全国的にこれからの傾向としては返礼品のあり方について考える時期に来ているのではないかというアンケート調査がありますので、これは30年以降考慮していただきたいなと。私は、前にそういうことを質疑を交わしたこともありますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○企画調整課長　ご答弁申し上げます。

確かに近年返礼品の競争が過熱化していまして、特に国等が言っているのは非常に高額な、例えば当町の場合には1万、3万、5万という設定をして、それぞれに対して返礼品を選べるようにしているのですが、それは100万とか200万の設定だったりとか、あるいは大手のスーパーの商品券だったりとか、ふるさと納税の趣旨がちょっとずれている傾向が出ていて、それを是正するようというような通達もありますし、実は委託している業者のほうとも話をして、そういうものが加熱していけばそもそもこのふるさと納税自体の制度がもう危うくなってしまうのではないかとことを業者のほうも懸念をしていると、心配しているというような話もありました。当町としても全く同じ考えで、実は当町の中でも100万、200万の商品を出したいというようなご要望も事業者さんから受けたのですが、それらについては事情を説明して、町の考え方を説明して全てお断りをしています。基本的に当町はもちろん純粋に返礼品は返してもお金が残るわけですから、町の事業に活用できるというメリットもある反面、もう一つはやっぱり町のPRだというふうに考えていますので、町のイメージを損なうような、そういうような事業展開はすべきではないというふうに考えておりますから、今佐藤委員のほうからご心配をいろいろいただきましたが、基本的にはその考えは私ども従前から持っておりまして、今後も多分変えないで進めていくと思いますので、事業は活用しますが、制度に踊らされるようなことのないように自重しながら事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○町長　まさしく委員のご指摘のように本当に過剰にならないように、これは事業を進めていくことは当然だというふうに思っておりますし、これを始めた最初の私の考え方は、確かに税として、町が、行政が納税として使うお金は入りますけれども、返礼品を扱うことによって農家の皆さんや加工業者をやっている皆さんが少しでも実入りがよくなれば、この事業の趣旨にも沿うのではないかなというふうに思っておりますので、過剰にならない程度に町のPRも含めて今後は取り組んでいきたいというふうに思っております。

○松本議長　2点ありまして、まず行政情報システム管理に関して中間サーバープラットフォーム利用負担金130万2,000円の計上がございます。昨年も同様の予算計上で、説明はマイナンバー制度導入に伴う国の、これ国庫補助100%で国から来るお金で支出されておりまして、昨年も同様ですけれども、マイナンバー制度導入に伴うセキュリティーシステムなのか、そういった計上をされているのだという説明で、深く理解していませんけれども、そもそも中間サーバープラットフォームの役割とこの先もずっとこういうことが計上されていくのかということが素朴な疑問も1つあります。それから、関連して前のページに

さかのぼりますが、共同電算の部分でもマイナンバー制度のセキュリティー強化で 70 万円の増という説明を口頭でしたか、ございましたけれども……口頭ではないか。予算資料かな。その辺のことも含めて何をどう強化するのだということを確認したかったということが 1 点目であります。

もう一つは、企画調整用務経費の中の一番下のほうのようてい・西いぶり広域連携会議負担金 4 万 5,000 円と n i t t a n です。北海道新幹線×n i t t a n 地域戦略会議負担金 5 万円、この設立の趣旨はわかっているつもりでありますけれども、29 年度どんな活動をするのだろうかという疑問であります。予算説明資料の中で 1 つは U I J ターン、移住、定住のフェアを広域でやっていたのをようてい・西いぶり広域連携会議で行うという説明が文言でありますけれども、その具体の中身をお伺いしたいと。

もう一つは、C C R C といいましたか、生涯活躍のまちづくり、ちょっと違っていますかもしれませんが、それを広域連合で進めましょうというようなことで、伊達市が中心となっていくということまでは理解していますが、28 年度の執行残で 29 年度は行うのだという説明だけがありましたが、この講演などもありましたけれども、具体的にどんな事業を進めようとしているかなということについて説明をお願いします。

○企画調整課長 ご答弁申し上げます。

まず、1 点目のマイナンバーにかかわる中間サーバーの関係でございますが、詳しく話すとちょっと長くなってしまいますのですが、簡単に言うとマイナンバー事業自体が何かの個人情報をも一つの場所にストックして運営をするというものではないということで、基本的にそれが情報漏えいの危険性を増すということなので、それぞれの持つ、例えばうちの町の町民の個人情報に関しては基本的には壮警町役場、それ以外のところはそれぞれというふうにして、それをネットワークでつながなければならないのですが、それをダイレクトにつなぐとそれもやはり危険性が生じるということで、副本というのですか、そのコピーのようなものを使いながらデータを残さないように、漏れないようにやっていくために、中間サーバーというのを全国に 2 か所置いて、そこでつないでいるという状況です。その運営費というのが全国の自治体等で賄おうということになっておりまして、当町の負担が百何十万ということになっています。昨年までは国の補助金全額 100% だったのですが、今年度からは地財措置に移行になっているということなので、予算書上は出てきませんが、一応地方交付税として算定をされているはずでございます。恐らくは、この制度、マイナンバーシステムにおける基幹システムですから、今後もこのような形態で続いていくものというふうに想像をしております。

それから、2 点目の広域連合の委託料が 70 万ほど上がったという件ですが、単純にセキュリティー強化のために機材等もふやしておりますので、その保守管理料が上がったということです。ただ、予算書上はそういう値上がりのある反面、全く別に当町で平成 15 年に独自で整備をした地域イントラを使用していない部分に関してを一部廃止をする関係があって、それでその分減額になっているというものがあるものですから、トータルの額と

しては昨年と大きくは変わっていないということになっています。

それから、3点目のようにい・西いぶり広域連携会議でUIターンフェアというか、UIターンの事業をやるという件でございますが、昨年は西胆振6市町の定住自立圏の事業として札幌で開催をしました。ただ、残念ながら余り来なかったというか、成果が芳しくなかったということで、中心市である室蘭市さんのほうでもその事業自体をやめるということになって、逆に札幌市内で開催していたのとは別に室蘭市内でも開催をしていたようで、そちらのほうの方が逆に安定的に来ているということで、その事業に羊蹄、西胆振の15市区町村が乗かって事業をやるということに今年度から変わったということでございます。結果、内容としては6月ごろの予定と聞いておりましたが、室蘭市内で就職フェアをやって、そこに西胆振と後志の管内の企業さんであったり、団体が出展をして採用活動を行うと。採用までいかないですか。面接等を行うと。企業説明を行うと、そんなような事業になっております。

それから、CCRC、生涯活躍のまち構想についてでございますが、これは経過は日本創成会議が打ち出した中で西胆振圏域が介護であったり、医療であったり、いろんな意味で非常にポイントが高いというか、評価が高いということで、都市圏のアクティブシニアと言われる方々を誘致して、それによって産業を活性化させて若者も誘致する、そんなようなことを思い描いて始める事業でございます。昨年の6月に6市町で構成する協議会を立ち上げて、地方創生交付金を使って調査あるいは構想策定事業というのを行いました。その中で、結果29年度においてはこの地域にあるいろんな定住促進に向けた資源、特に医療、介護あるいは地域社会との共同事業であったり、生涯学習的なものであったり、そういうさまざまな情報をネットワーク化するためのコンシェルジュ機能、総合窓口役を真ん中に置いて、プラス民間事業者と調整をしながらやっていきたいと思いますということになったのですが、そのコンシェルジュ機能というものを伊達市さんがもともと自分たちでもやろうとしていたということで事業費も見て、人もある程度めどをつけて準備をしていたということがあったものですから、29年度に関してはコンシェルジュ機能は伊達市さんの経費で、伊達市さんが人を充てて運営すると。それに対して地域資源を集約する、情報整理、提供する、そういうことを周りの町でフォローするというか、協力をすると。そういう運営を1年間行うということになりました。それで、結果的に一番お金のかかる人件費は伊達市さんが負担すると。その他の情報提供等の事業は大きな経費はかからないものですから、それで28年度の執行残というか、繰越金の範囲内で29年度は行うため、29年度の当町の予算には反映されていないと、そういうような内容でございます。

以上です。

○松本議長 了解しました。そして、質問ダブってというか、交差して聞いておりました、n i t t a n のことも言っているのだけれども、質問の中身はさっきのCCRCだったので、自分でもわかりました。

n i t t a n のほうの確認ですけれども、これ新幹線の開通に伴って、私も立場上町長

と同席させてもらって会議に出たことはありますし、改めて日胆という幅の広さと中身の集約された北海道の魅力がたっぷりあるということは理解するのですが、その場面では。ただ、それが当初の目的で新幹線開通に伴う２次的なといいますか、波及効果がこちらまで及ぶようなという吸引力にはなかなかないのではないのかというのは私だけではなくて、そういった見方をする人もというか、そういうことだと思えるのですけれども、この組織の存在を否定するわけでも何でもないのですけれども、行政主体で苫小牧が中心でやっていらっしゃいますが、額も少ないのですけれども、もともと３市の負担を分けたのでしたか、各１４市町に分けて分担しているという。お金出したから発言するというのではないけれども、地域としてどんな意見集約とどんな戦略を今後開通後議論しているとか、するのか、その辺の立ち位置なり視点を確認したいなと思ったのですが。

○菊地委員長 これより休憩に入ります。再開は１４時１０分といたします。

休憩 午後 ２時０２分

再開 午後 ２時１０分

○菊地委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画調整課長 ご答弁申し上げます。

済みません。n i t t a n地域戦略会議の件抜けておりました。失礼しました。まず、この事業に関しては、初めておおむね３年ほど経過をしております。当初は、昨年の３月の新幹線開業にあわせて地域を盛り上げるためにということもあってスタートしております、その総括の中で特に中心になっていただいた市の皆さん、事務局のほうからすると、やはりまだまだ知名度が足りないということを痛感されたというふうに聞いております。ただ、非常に広域的な動きで注目度も高いですし、まして今ＪＲの廃線問題で紛糾している日高のほうの自治体も皆さん足並みそろえてご参画をいただいておりますので、当町としても基本的には今後も対応と一緒に取り組んでいく考えでおります。当町のかかわる部分としては、本事業はいろんな意味での広報、普及活動が中心なのですが、特にさまざまなイベント、函館等で開催するイベントに参加をしたり、あるいは昨年の雪合戦のときにもn i t t a nとしてブースを出展していただいたと記憶しておりますし、また１８自治体の首長さん方が広告塔のようになって新聞媒体に出たり、ＪＲの車内誌に出たり、先般は東京のほうでもたしか露出をされたというふうに聞いておりますが、このような形で皆さんで手を取り合ってやっている事業ですので、繰り返しになりますが、今後も基本的にはかかわりを継続していきたいというふうに考えています。

以上です。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、６６ページ、６７ページ。ありませんか。

○長内委員 定住促進・まちづくり推進事業にかかわって、この分野なのかなと思って関

連ということで委員長のお許しをいただき質問したいと思うのですが、予算化されていないのですけれども、おとといの一般質問の町長の答弁にもあったのかなと思うのですが、企業誘致の考え方のお話をされていたと記憶がありますが、有珠山を抱えている地域として企業誘致は難しいという形で、ここに住んでいただいて、近隣の例えば伊達市、室蘭等に勤めている方に壮瞥に住んでもらって通えるというようなことのお話があったかと思っておりますが、住宅整備、それからいろんな壮瞥町のよさをアピールする取り組みは今の定住促進・まちづくり推進事業の中で予算化されて本格的に動き出そうとしております。ただ、やはり現役世代を入れ込むには働く場というのがなければなかなか現実的には難しい部分もあるのかなというようなことも、いわゆる現役世代です。そうしたときに企業誘致に対するうちのまちの考え方という、また企業誘致に対する情報収集もしくは情報発信と。この辺の部分を有珠山があるからというのは、その意味はちょっと私も、例えば噴火に対するリスクという部分をおっしゃっているのかなとは思いますが、逆に言えばそれがあることにより温泉なり風光明媚だという環境の部分でもすぐれている部分があるということになるのでしょうか、やはり企業誘致に対する考え方どのようにお持ちなのか、その点について伺いをしておきたいと思います。

○商工観光課長　ご答弁申し上げます。

企業誘致というテーマですが、非常に難しく、かつハードルが高いテーマということは認識しております。これまで特に企業誘致に対して特別な予算を盛り込んで特別な活動ができていたかといえば、なかなかそこまで至っていないというのが現状でございます。今考えといたしましては、なかなか大企業ですとか多く従業員を抱えるような企業を引っ張ってくるという何か具体的な方策があるかといえばちょっとそこまでは至っていないのですけれども、近年続けております起業家誘致の制度、これのほうで何件か実績が出てきております。こういった大企業ではないですけれども、スモールビジネス的な企業を誘致し、少しずつではありますが、そういった企業の芽を育てていくというような動きが肝要かと思っております。今後はまたその起業家の支援制度などもいろいろな組みかえ等あるいは拡充等を検討していきたいと思っておりますので、そういった方向で考えていきたいと思っております。

以上です。

○長内委員　いわゆるスモールビジネスとか、起こすほうの起業家、この辺の部分は予算に盛り込んだり、あるかないかは別としてそういう取り組みはされているのは承知しております。ただ、企業誘致に関する、もしくは今ある企業に対する支援という条例、たしかまだ生きているのかなと。ちょっと記憶が私も定かでないのですが、大分以前にそういう条例あったような気もするのですが、それはともかく、要するに新たに壮瞥に事業所というか、企業として参入をしてやっていきたい。これは、例えばいわゆる一般的に言われる大企業が工場を建てるとかというの、この地域になじむのかなというのはちょっと私も疑問は持っております。ただ、例えば観光。観光地としてのメリットを生かす、いわゆる観

光関連の企業、その辺の部分があるのかないのか。例えばお隣の町が言って、新聞紙上の話ですよ。月浦地区にリゾート地というか、そんなような構想という段階なのでしょうけれども、新聞に載っておりました。外資系かもしれません。そういう動きなり、ある面で倶知安、ニセコも含めて外資も中心としたそういう展開がこの近くでも行われている、また行われる可能性が高い部分があると。いろんな意見はあるのでしょうけれども、そういう地域の場合としてのメリットを生かした企業、もしくはある面で壮瞥というブロードバンド化が全町的に整備をされて、そうしたときに田舎にいても、例えば仮にIT関係の企業だとすれば、そういう都会でなければできない形では、むしろ自然の豊かなところでリラックスした形でそういう高速情報網を使いながらビジネスをしていくということも可能性としては、素人考えです、ゼロではないのかなと。要するにそういうチャンスやそういう部分に会えるようなきっかけであり、アクションを起こしているかどうか。そもそも有珠山があるから企業誘致そのものは無理だよという姿勢なのか、この辺について私は研究する必要はあるのではないのかなという感じがするのですが、この辺についてのご見解、これは理事者かもしれませんが、お伺いしたいと思います。

○町長　今まで私が就任して5年の間に企業のほうに足を運んでお願いをし、誘致をするということはいたしておりません。やはり地理的要因、千歳空港から2時間足らず、またデメリットとしては有珠山の噴火があったり、非常にまた地理的な要因、平たん地が少ないとか、また農用地が多い、そういった観点で従業員数十人規模の企業を誘致してということはやっておりませんけれども、言われるように今はやはりインターネットで、今うちの町の地域おこし協力隊の方も家を買って住居を構えてインターネットで仕事をしたいと。そこには多くの人がかかわりを持って訪れてくれるというようなお話も聞いているし、これ実現可能かどうかまだ今のところ現段階ではっきりしていませんけれども、壮瞥温泉のほうにホテルを建てて、そこに従業員を雇い、そして壮瞥町に住ませたいという、そういったお話も現実いただいているところもありますけれども、これはまだ会社のほうで設計ができたとか、そういうお話は伺っておりませんけれども、そういうことをしたいという申し出を今いただいておりますので、それにもやはり私自身としても期待をしているところでもございます。今後やはり人口減少の歯どめの一つとしてそういった企業誘致に向けても取り組める範囲内、取り組んでいければなというふうに思いますけれども、室蘭市あるいは伊達市ですとか苫小牧のような企業誘致にはなかなかいかないかなというふうに思っているところではあります。

○長内委員　相手のあることですから、簡単にこちらの思いだけで進んでいかないのは承知もしているところです。以前に一般質問でも町内の地域ごとのビジョンというお話もさせていただいたのですが、そういう意味も含めてやはり例えば農業の分野や担い手の部分も重要ですし、必要だと思いますが、なかなかそこだけ当然カバーできない。観光においても既存の観光の部分の中だけでは、当然町長が言われる有珠山を抱えたプラス面もあるけれども、またリスクということもあるわけですから、そういうことを考えたときに将来

の観光のあり方、例えば今言う有珠山、昭和新山の近隣だけの観光ということなのか、もしくは対岸の仲洞爺地域の今後の観光としての地域のビジョンのあり方も含めて、温泉の熱が残念ながら蟠溪地区、オロフレ地区になかなか思ったような部分がまだ見出せないという部分はあるのでしょうかけれども、それもしそういうことも含めて温泉なら温泉活用、地熱活用も含めたそういう地域の定住人口も踏まえた活性化策としての企業誘致、それにうちの町にふさわしい、お互いがウイン・ウインと言えるようなそういう企業誘致があるかどうか、ぜひ本来はこの推進事業の中でこの辺の部分についても研究するなり、そこに向けたある面の情報発信のあり方をという部分も研究できればよりいいのかなという感じがしますけれども、その辺についての見解をもう一度お聞かせいただきたいなと思います。

○企画調整課長　ご答弁申し上げます。

企業誘致の重要性はもちろん認識をしておりますし、町長がおっしゃるとおり別にネガティブに考えているわけではなくて、現実には私が企画調整課になってからも幾つかの企業から打診を受けて地域をご案内したりとか、そういう対応はもちろんしています。ウエルカムだという姿勢はもちろんしています。やっぱり難しいのは、企業という範囲が非常に広くて、特定の例えば敷地をならして工場を誘致するというのであればまだ絞りやすいのですが、それは観光業もあれば全く私どもが知らないような業種もあればＩＴ企業のようなところもある。では、どこに仕掛ければいいのかというところが正直絞るのはかなり難しいなというふうに考えています。一番の方策は、直接的ではないかもしれませんが、やはりこの町が企業にとって魅力があるというか、例えば観光であればここで店を出せば業が成り立つ、あるいは農業資源はこういうものがある、札幌や千歳空港までこのぐらいの距離だと、室蘭港も近いとか、そういうような何がしかのメリットがあるよということを発信をするということ、あるいは施設なんかもそうですけれども、そこが特定の業種に対してというよりは広くアンテナにひっかかるような、そういう発信の仕方は今後も心がけていきたいと思っておりますし、タウンプロモーションなんかをやっているけれども情報発信の重要性というのはつくづく感じていたところがございますから、そういう意味での強化といいましょうか、取り組みの強化というものは取り組んで進めてまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○菊地委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長　次に、68 ページ、69 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長　次に、70 ページ、71 ページ、項 8 統計調査費について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長　次に、72 ページ、73 ページ、款 3 民生費、項 1 社会福祉費について。ありませんか。

○松本議長 社会福祉総務費の社会福祉協議会補助金に1,514万5,000円の予算計上に関して質問いたしたいと思いますが、概略の説明と、それから別添の予算資料にもその内訳が書いてはいるのでありますけれども、数字的には。大きく2つ、地域包括支援センターが委託されていたのが町の直轄ということで委託がなくなった。その分減額になっているのと新たに生活支援コーディネーターを新設し、それを今度社協に委託でいいのでしょうか、その人件費相当分を社協に委託して、そこで事業を行う。具体の生活支援コーディネーターの役割とはいかがなものかということとその該当する職員も社協の職員なのでしょうけれども、その分の事務的なことですか、業務的な負担増とか、そういうところはないのかどうかです。いずれにしても、どんな具体的な仕事内容になるのでしょうか、ということが期待されているのでしょうかということが1つであります。

もう一つは、冒頭言った地域包括支援センターが今度行政の直轄といいますか、直営というのか、直接的に行うわけでありましてけれども、このことについても委託が直営になるということのポジションが変わるだけではなくて、住民にとってこういった福祉サービスの向上につながるのかという視点で説明いただければありがたいと思うのですが。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

ただいまご質問いただきました、まず社会福祉協議会の補助金といいますか、社会福祉協議会に係る事業についてということで、29年度新たな事業として壮瞥町生活支援体制整備事業の委託を予定しているという件についてまずご答弁申し上げます。本件につきましては、介護保険特別会計のほうで予算の計上はしておりますが、社会福祉協議会のほうに事業と業務としての委託を予定しておりますので、その概要と、また生活支援コーディネーターと職員を1名配置することになりますが、その概要等についてご答弁申し上げたいと思います。平成26年介護保険法の改正によりまして、地域支援事業の中に新たに生活支援体制整備事業というものが追加をされました。これについては、平成30年4月までに全国の市町村で実施をするということということで厚生労働省のほうから通知等がなされているところでございます。事業の目的については、日常生活上の支援が必要な高齢者が住みなれた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による生活支援、介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援のニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携をして支援体制の充実強化を図ることを目的とするということでございます。もうちょっとかみ砕いて言いますと、介護事業者等による介護サービス、介護予防サービス以外にも地域の資源を活用したボランティア等による支援サービス、また社会福祉協議会のような福祉事業に携わる部分でのサービス、また町独自で展開をしているさまざまな支援のサービス、そういったもののコーディネートを行って、支援を要する方々のサービスを提供していくためのコーディネートを行う、そういった役割を担うものというものでございます。

事業の内容の詳細につきましては、追加で予算の資料として配付したものに詳細を書いておりますが、地域の資源の開発、またさまざまな地域支援のネットワーク、関係機関と

の連携と、また実際に支援を必要とされている方、高齢者の方を対象とした情報共有、ネットワークづくり、そういった機能を担うとされております。今国におきましては、地域ケアシステムということで、高齢者の介護、介護予防等にかかわるもの以外にもさまざまな部分での地域資源を生かしたケアシステム、地域で見守り支援をしていく体制というものをご構築していこうという取り組みが進められているところでございまして、そういった中に生活支援コーディネーターの役割、業務といったものも、高齢者のほかに障害者ですとか、さまざまな支援を要する方々のケアをこの地域で行っていく取り組みというものを進めていく、その一助になってくるのかなというふうに理解をしております。

なお、生活支援コーディネーターの資格、要件という部分については、特に資格要件というものは必要とされておりません。また、他の職種との兼務も可とするというような取り扱いが通常されているところであり、この中で一番重要な部分だというふうに認識をしておりますが、住民活動への理解があり、多様な理念を持つ支援とサービスの調整といったような機能、ネットワークづくり、そういったことができる人材を配置することということでございますので、これまでも地域づくり、ネットワークづくり、またさまざまな地域資源等のネットワーク等を行ってきた業務に携わっていた社会福祉協議会の職員に担ってもらうことが適当というふうに判断をいたしまして業務を委託するものでございます。その職、委託をする業務の内容によって現状の業務の負担に過重な負担が生じないようにという配慮をしながら、委託業務については進めていきたいというふうに考えているところでございます。

あと、2点目の地域包括支援センターの直営化に係る部分でございます。今担当課といたしまして直営化に向けて、地域包括支援センターの職員の配置体制等について検討し、29年度の事業執行に向けて検討しているところでございます。高齢者、支援を要する方々、サービスを利用される皆様にご不便等にならないような仕組み、体制について今検討しているところでございます。人員については若干減少となるものと見込んでいるところでございますが、利用者の皆様にはご不便をおかけしないように事業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○松本議長 詳しい予算資料もいただいているし、今の説明のとおりだと思うのですが、想定で質問という形でもないのだけれども、福祉の介護保険制度のいわば改正と、それから業務と文言が似たようなものが随分近年いっぱい出てきて散らばっていて、何かすごく手厚く住民サービスなり福祉サービス、高齢者に向けてのものがふえたように見えますけれども、具体的なものというのが実態を伴わないところが多くありまして、別にこれ否定ではなくて、国が示す、厚労省が示す中身がどうも大きな町も小さな町も一緒くたにした制度の改正と要請と、強制とは言いませんけれども、そういったもので示される。何年何月までにこれを整備しなさいよというのもおくれて示される。でも、小さい町にとっては限られた人員で、それでなくても重複して仕事をしている中で、新たな文言というか、文言

だけではなくて業務を伴う。でも、よく見るとどう違うのだろうか。今くしくもおっしゃっていましたが、介護保険サービスは公的なものとしてメニューもあって提供できる。プラス生活支援というのは、介護保険以外の非公式といいますか、ボランティア含めた、既存のものも含めてそういったサービスも重ね合わせて柔軟に提供しようと。それをコーディネート、中間整理していこうということだと思います。小さい町だから人員は限られていますし、やっている人の重複だとか、ないしは人手が少ないという絶対的な絶対数の問題がある反面、逆に顔が見えて相談しやすく、同じ人で2つのことがこなせることも可能だろうと、仕事量も考えますと。そういうふうによく捉えますと、例えば地域包括センターはこれは何年も前から持論として言っておりますが、今なりますけれども、保健師業務のもとに統括されて幅広く、先ほど言った介護保険だけではなく自立支援、それから予防を含めた、ないしはもっと原点といいますか、プライマリーなニーズに対しても相談、情報提供、コーディネートということができないのではないかと。それには、顔が見えるポジションでなければいけないと。そういう意味では、行政が直接管理して指示を出せると。別に委託して、別の意思決定団体があって、そこでということ、なかなかそれがうまくいかないと私は思ったし、それは制度の導入の際はいろんな状況の中で判断されたことでありますから、それを否定するものではなくて、時代の要請がこう変わったのだろうというふうに思っていますし、そういう意味で顔の見えるものになるべきだと思って発言しています。

そういう意味では、担当課としてはむしろ多岐にわたる、これも会議が伴ったり、地域包括センター運営についても地域の会議が必要ですよ。地域ケア会議といいましたか、そんなものをそういうところまで事業展開も示されてやりなさいというような、厚労省から来るわけですが、複雑で重なっている部分が多いのですけれども、むしろ1人で2役してもらうぐらいの、これ行政もそうかもしれませんけれども、小さい町だからできる専門特化されないけれども、情報を二つ三つ共有して重複して提供できるということも可能ではないかと、いい意味で解釈すると。そういうふうな視点でぜひ取り組むべきだなというふうな思いで、1つは直轄する地域包括センター、もう一つは生活コーディネートを従来もやっているわけです。言葉かえれば地域生活コーディネートと言うけれども、社協が生活全般の高齢者から障害者から、あるいは生活困窮者から含めていろんな相談やサービスの提供、中継をしているわけでありまして、そういった意味では上からの指示だけではなくてうちの町独自でやっていることに基軸を置いて膨らませていくとか、そういう視点が大事なのではないかなと。そういう意味では、新たに社協と住民福祉の行政の一体化というのがむしろ強まってほしいと。ハードウェアもちょっと変わりますし、そんな期待を込めて質問した次第でありまして、その辺の含みもぜひ説明があってもよかったのではないかと。特に行政執行方針の中でも、住民の目に見える行政がちょっと変わるわけで、この先体制の機構改革や行政改革もあるのかもしれませんけれども、目に見えて変わる住民の直接的なサービス提供の住民福祉の機構が変わることですから、そういったブ

ラス面を強調したような機構に変わる取り組みの姿勢を示すべきではなかったかという思いも込めて質問している次第でありまして、答弁いただければ。

○住民福祉課長　ご答弁申し上げます。

ただいま議長にご指摘をいただいた部分、私のほうからきちんと答弁をすべき箇所であったかというふうに思います。ご指摘のとおり、壮警町の地域の実情に応じた、地域で支援の必要のある方々を見守るような仕組みづくりというのが今現在求められているものという認識でございます。これまで壮警町で取り組んできたこと、また壮警町内でさまざまな活動をされてきた方などの役割を生かしながら、国が求めている制度に見合ったもの、役割として議長ご指摘のとおり重複した業務、重複した役割を求められているものなども制度の要綱等を拝見するとよく見受けられるところがあるなという認識がございます。それぞれ活躍されていた方の経験等を生かしながら、今後もさらに有効に活躍をしていきたいというようなことで生活支援コーディネーターについては現在活躍されている職員の資質を生かした取り組みにしていきたいということの思いで事業案をつくっているところでございます。

また、それぞれのいろんな活動をされている職務に携わっている方々がそれぞれの立場でさまざまな会議に参加をして意見交換をしているという実態もでございます。地域包括支援センターの運営に当たっては、議長がおっしゃっていた壮警町地域ケア会議というものを開催しています。事業者、町、行政、福祉、保健の担当などが一堂に会しまして情報交換、それから今後の取り組みというものを検討し、取り組みを進めていくというような会議でございますが、生活支援コーディネーターの配置に当たりましては国のほうから新たな協議体ということで会議体を持って、また情報共有、連携を図りながら新たな施策の取り組みを検討していくといったようなことをするようにという指示もでございます。多様な会議が重複するような内容の会議をしていくということの不合理とそれぞれで検討されたものの情報がお互いに共有できないという不都合などもないように、生活支援コーディネーターの運営に係る協議体については地域ケア会議のほうに集約をして、情報共有と取り組みの推進を図っていくという考えで進めていきたいというところでございます。確かに重複してそれぞれが個々に情報が分散をしてしまっていて共有できないといったことが見受けられる例もあるかなというふうに認識をしております。そういったものを総合的に必要な合併といいますか、会議体の合併等も検討していく時期であるかなと思いますので、次年度の取り組みを見ながら今後将来的な取り組みをどうしていくかといったことも検討していきたいと考えております。

○長内委員　高齢者事業団の運営費補助金 61 万 6,000 円、予算化されております。何か聞くところによりますと、高齢者事業団が 29 年度いっぱい活動を終了するというようなお話を聞いておりますが、その辺の経緯も含めてお答えいただきたいと思います。

○副町長　その件に関しては、私から知る範囲でお答えをさせていただきたいと思います。

これは、先般 2 月の後半ですが、高齢者事業団のほうで臨時総会を開催したということ

で伺いました。その際、29 年度末をもって高齢者事業団を解散することが決議されたという報告をいただいたところです。その経過報告については詳しくは報告受けておりませんので、詳しいことは承知をしておりますが、以前から話題として聞いている範囲では役員さんのなり手がいないと。会長職はいないですとか、事務局を担う方がいないというようなことで、それぞれ検討されてきた経過があらうかというふうには認識していますが、そういったことを原因として臨時総会ということになったのかなというふうに思います。事前にそういった動きがあるというのは全く相談ございませんでしたので、こちらとしても今後の対応をどうしたものかなというのがありますが、現時点ではもうちょっと推移を見守りながら、29 年度に入って改めて、高齢者事業団がなくなっていいという話には多分なりませんので、聞いている範囲では継続して働きたいという方もいるように聞いておりますので、そういった対応が今後出てくるだろうというふうに思っています。町としては、これに積極的にかかわるというものではありませんが、協議を受けながらできる範囲で応援できるものは応援していこうという予定でありますので、この件に関してはもうしばらく状況を見ながらということになろうかと思えます。

○長内委員 高齢者事業団のできた経緯も含めて、町がそれに対する支援ということも含めて、高齢者の方が地域の貢献も含めて活躍してもらおう場という形の中で現在まで進めてこられたのかなと思っておりますし、私も昨年議長にかわって総会にも出席をさせていただいたところなのですが、多くの高齢者という言い方が適切かどうか分かりませんが、活動にかかわっておられて、特に最近では 60 前後ぐらいの若い方も加入してお仕事をされている。また、その仕事の部分も壮警町も恐らく相当の仕事を実際依頼をしているのかなというような実態もわかりますし、町内の事業所等もお願いをしている。そういう意味で活動実績もある会、ちょっと私は唐突に感じたわけですが、補助団体でありますし、できれば町とも相談をしながら進めていっていただくべきなのかなというようなことは感じますけれども、ただ臨時総会か何かの形でそういう議決みたいな形をとっておりますから、これは一つの民間のといいますか、事業体で、それにとにかくは言えないということでありましょうから、今後の推移も見ながらという答弁なのでしょうけれども、これからまた定期総会は今後行われるのでしょうかけれども、ある意味組織が仮に継続できなくても何らかの形の中でそういう地域で活躍していく場、同時に国民年金や各種年金の部分だけではなく厳しいのが現状でしょうから、体が元気で働けるうちはその年金プラスアルファの部分の中で、やはりそれを頼りにされている方も多くいらっしゃるのも実態なのかなという。実際にかかわっている人も心配といいますか、こういうことになったのだという話を私も直接聞く機会もありまして、できればまた続けて働く場があればいいと思っているというのは個人的なお話も聞く機会もあったわけですが、1 年間、29 年度はいずれにしても活動はされるわけですから、そういう中でそういう活躍の場、もしくはかかわっている人が不安のない形で引き継がれるように今後とも連携といいますか、協議をする場を持っていただきたいと思いますが、その辺についてもう一度考えをお聞かせいただ

きたいと思います。

○副町長 先ほどの部分と重複はしますが、町としても高齢者事業団に発注している部分、結構な件数ございます。また、ここに加盟といいますか、登録をされている方も結構な数の方がいらっしゃるというのも承知していますので、そんな中で仕事の就労の場所といいますか、継続をしたいというご希望も聞いておりますので、できる部分がどこまでなのかは今この時点ではわかりませんが、新たな団体といいますか、そういったものが動きがあれば町としては応援をしていきたいというふうに考えています。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、74 ページ、75 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、76 ページ、77 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、78 ページ、79 ページ、項 2 老人福祉費について。ありませんか。

○佐藤委員 79 ページの 1 番、生活支援ハウス運営委託事業について伺います。

壮瞥町は、平成 15 年に建設を始めて、たしか 16 年の 1 月からこの施設が活動といいますか、受け入れて、高齢者の皆さんが安心して健康で暮らせるよう支援する施設として建設したということ承知しております。この委託事業費も 28 年度と同額ですが、ふれあいハウスの入居利用者は何名の方が現在利用しているのか、またこれは委託事業ですから委託しているほうに申し出があるかどうか知りませんが、この支援ハウスの運営で何か課題みたいなものは受託者から申し出があったか、もしもそういう課題などお聞きになっていけばどのようなことかについて伺いたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

まず、1 点目、生活支援ハウスの入居の現在の状況でございます。こちらは定員が 12 名ということになっておりますが、11 室で 12 名となっております。1 室夫婦で生活できる部屋をご用意されています。現在 11 室全て利用者が決定をしておりますして 11 名。夫婦部屋の利用に係る部分がお一人で、配偶者の方がお亡くなりになられたということで、現在 11 室 11 名が利用をされているところでございます。29 年度に係る生活支援ハウスの運営委託料については 1,644 万 5,000 円ということでございます。運営に当たりましては、受託者とさまざまな協議、また情報交換等、意見交換等をしながら進めているところでございますが、今のところ大きな課題等といったようなものについてはないという認識でございます。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、80 ページ、81 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、82 ページ、83 ページ、項3心身障害者福祉費について。

○松本議長 これは、同僚委員から決算審査の際にも、ないしは昨年も同様の質問もあったかと思うのですが、やはり目に見えて数字が動いてございますので、再度、再々度になるかもしれませんが、確認したいと思っております、障害者自立支援事業で給付費関係で介護給付・訓練等給付費扶助費、これは毎年増額補正ということで、平成24年、ちょうど1億だったのがこれだけの数字に上がっているのでありますけれども、その背景として説明は受けているのですけれども、再度その背景、原因を説明いただきたいというのが1つなのなのですが、もう一つは印刷製本費等にかかわるのかもしれませんが、昨年先ほどの高齢者に関するさまざまな制度もそうですけれども、計画もそうですが、障害者についての障害者基本法に基づく障害者計画、それから障害福祉計画、これが3年と5年分かれていて、短期と中期か、それも厚労省からの指示で大きな町も小さい町もそれを策定しなければいけませんよと。それで、予算つけて会議開いて策定をしていくのでありますけれども、そこでどっちの……ごめんなさい。詳しくわからないで質問していただきますけれども、3年と5年と違いがあるのですけれども、障害者計画と障害福祉計画の違いもこの際短目にこういうふうに違うのだよということを教えていただきたいということと、その際出てくる、これ高齢者のほうもそうなのですが、各種サービスに対する数値目標といたしますか、何年度を見据えたこのぐらいの数字が予想されるということもたしか項目にあったと思うのですが、その数字がふえているから、目標がふえているから結果がふえるというのはおかしいのですけれども、最初から想定上の数字の拡大なのかなというふうなことも思いますが、とはいえどもその計画を読めばわかるだろうということではなくて、具体にもう少しつまびらかにボリュームが上がっていくことの経緯を知りたいということと、その関連というわけではないのですけれども、計画の中身といたしますか、数字を追うことが計画ではないと思うのですが、趣旨と目的といたしますか、このように障害者福祉サービスに役立っているというようなことがわかりやすく説明いただければありがたいのですけれども。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

障害者自立支援給付に係る部分の介護給付・訓練等給付費扶助費についてでございます。次年度、29年度1億4,500万円を見込んで予算を計上しているところでございます。さきの第1回定例会の補正予算の中でも今年度の見込みということでおおむね1億5,000万弱程度の介護、訓練給付等に係る扶助費の補正予算を計上させていただいたところでございます。障害者の自立支援の必要な給付ということで、生活の介護、施設入所の支援、また就労をしながら日常生活を送っていくための訓練に係る給付等々がございます。近年実績といたしますか、毎年のように給付、扶助費の額が大きくなってきていたところでございます。障害者基本法に基づく、障害者3法と言っていますが、日常的に地域で生活をしていくために必要な支援をということで障害者の自立支援給付に必要な給付を行ってきたところでございます。本町におきましては、特に給付をする事業所、就労移行等を行う事業所

が町内1カ所であったものが近年4カ所にふえたというようなことで、利用者が多くなっているといったような現状から、これまで扶助費のほうが増大してきたということが経緯であったのかなというふうに分析をしているところでございます。今後につきましては、事業所等についてもこれからさらにふえていくというようなこともないのかなという見通しの中で、おおむね給付に係る部分の経費は落ちついてきたところなのかなというふうに見通しをしているところでございます。

また、2点目にありました障害者に関する計画についてでございますが、議長がおっしゃったとおり障害者計画について28年度、今年度策定をしております。壮瞥町の自立支援協議会等での検討を重ねていただいて、最終的な決定案というものを今取りまとめて印刷製本をしているところでございますが、こちらは5年間の計画期間で、内容については障害者のための施策に関する基本的な事項を定めるというもので、取り組み等についての大きな方向性を示していくものという内容になっています。次年度障害福祉計画というものの策定を予定しております。29年度までを計画期間とする第4期の障害福祉計画が最終年度を迎えるということで、30年度からの3年間の障害福祉に係るサービスの必要量、また確保等に関するものということで、こちらは数値等あって、実際に目標値を定めて、それに関する取り組みというものを定める計画ということになっておりまして、次年度将来的な今後3年間の見通しの中でどういった給付、どういった取り組み、また量としてはどれぐらいかといったものを検討しながら計画の案を策定していく予定となっております。

以上です。

○菊地委員長 これより休憩に入ります。再開は15時10分といたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時10分

○菊地委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○松本議長 理解いたしました。障害者のための障害者の支援、障害者にとって地域に住んで、安全、安心、そして少しでも就労の機会とか自立の機会を持ってもらおうという趣旨なのだろうというふうに理解しました。そういう意味では、事業所さんで4カ所あるようですが、それぞれの農園等を含めた作業場所を提供して、そこで就労支援を行っているという実態もわかっているのですけれども、時にはほかで、要するに事業所を離れて作業訓練に伴う報酬も多少なりともいただいているということもあるようでありますけれども、非常にうまくいけばこの地域の少子高齢化の問題ですとか、雇用機会の拡大とかというふうないい方向にいけばというふうにも思っているのですけれども、実は一事業者から苦情というよりも実態として、雇用として受け入れたのだけれども、急に断ってきたと、途中で。それは、具体的話はおいとくとしても、やっぱり受けたほうとすればずっと雇用、少なくとも1年間ぐらいやってもらいたかったのだけれども、途中で、理由はちょっと人が来なくなって、当たり前なのでしょうけれども、本人の意思云々よりも障害者支援の事

業所が中に入って就労先の事業所とやりとりをするのでしょうけれども、その際に通ってくる、通勤なのか、住んでいるのかわかりませんが、その対象者の方が何らかの形で来なくなった、ないしは自由意思があるのかかもしれませんが。それで、来なくなったので、その作業を行っているほうが人手に困ってしまったと。うまくいけば多少安いコストで単純作業をしてもらえればうまく回転したのだけれども、最初はよかったのだけれども、急に前ぶれなしに来なくなってしまったので、ちょっと困ったという話を聞いたことがございまして、確かにそういうこともあるのかかもしれませんが、先ほど高齢者事業団の話が出ていましたけれども、全く違うといえば違うけれども、限られた条件の中で社会貢献して、そこで幾ばくかの報酬をもらって生活の糧としている。その達成感も含めてご本人の自立支援になっているのだということでは本当に社会的な存在意義というのはあるなと思っているので、その障害者版として捉えると、うまくいけばという話なのでしょうけれども、単純作業でいけばなじむかどうかわかりませんが、農業の場面ですとか、あるいはホテルとか福祉施設の場面で単純な掃除とか、そういう作業などにどんどんそういう人たちが進出なり活躍されて、地域にとっても有用だというような社会貢献と申しますか、自立支援にもつながることがそういったものにつながっていけば計画なりなど思いながら質問しているのですけれども、どうもなかなかこれは私が勝手に今思い描いてしゃべっていますが、そういったものとは違うような現実的な問題があるようでありますけれども、担当課としてはどこまで把握しているかわかりませんが、せっかく観光地でもあり、農業を主体とする地域でありまして、雇用の機会ないしはその場面は結構多いのかもしれませんし、ぜひ事業所さんにもそういう自立支援プラス社会貢献というようにつながる、そういった就労支援のいい意味で地域に密着した形のものがないかというようなことを担当課で指導するというのはちょっと違うのでしょうか、現実どういうふうに捉えていらっしゃるか、どうあるべきと思うかをお伺いしておきたいと思います。

以上です。

○住民福祉課長　ご答弁申し上げます。

ただいま議長のほうからご提案といいますか、ご意見いただいた点についてでございますが、各就労施設等においても就労のための支援、就労に移行していくための支援を行っていく事業ですとか、実際に障害をお持ちの方が自立して生活をしていくために必要な訓練の給付ですとか、そういったことを行っております。実際に一般の就労に向けて、またそれぞれの特性に応じた職場、そういったものを紹介しながら障害者の自立に向けた取り組みを就労支援事業所において行っているというようなお話も聞いているところでございます。それぞれ就労支援施設での取り組みと一般の事業所等のニーズ、また個々の障害をお持ちの方の特性等に合った職場の提供といったようなことの取り組みについて、町のほうではちょっと把握し切れない部分等もございしますが、自立支援協議会ということで就労支援の事業所さん、また壮瞥町の身体障害者福祉協会の壮瞥町支部さん、三恵病院さんといったような事業所、関係機関等と意見交換、情報共有を図る場もございますので、そう

いった中で各事業所の中にでも壮警町の重要な一緒に、ともに生活していく地域の仲間と
いうようなことでどういった取り組みができるかといったような情報交換を図りながら、
今後取り組みは継続していく。取り組み、そういった考え方を皆さんのほうにご紹介して
いくようなことを進めていきたいと思っております。

以上です。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、84 ページ、85 ページ。

○佐藤委員 85 ページの地域生活支援事業費について伺います。

28 年度よりも若干予算が減額提案されております。955 万 1,000 円が計上されております。
その中でも地域活動支援センター、これは通称ノンノと言っている施設を指している
のですけれども、その運営委託料、これが 750 万円で、955 万円のほとんどはこちらの委
託料になっております。これは、28 年度予算と同額の計上です。そこで、活動支援センタ
ーの活動については、この施設の大もとといいますか、を経営している社会福祉法人がそ
ういう事業を始めてから毎月 1 回便りを出して、そして毎月 1 日、これは何十年と続いて
おります。たしか 500 号ぐらいもう突破したと思いますけれども、そこで承知はしている
のですけれども、これを利用して、活用している町民の方がどの程度いるのかなと。何名
程度活動支援センターを利用しているのかなと。また、予算の中にもありますけれども、
相談支援事業委託料もこの施設に依頼しているのです。そこで、相談事業をどの程度町民
の皆さんがそこに行って相談しているのだろうかということ、これは福祉法人が発行して
いる便りには一切そういうこと書いてありません。何々やりました、どこどここの行事参加
しました程度ですので、もしも承知していればこの利用者の状況について説明願いたいと
思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

地域活動支援センターノンノのほうは、障害をお持ちの方ですとか、日常的な生活を行
っていくために必要な訓練、外出を伴う集団活動の訓練ですとか、そういった機能を持っ
ているところです。また、相談機能については、相談室フロイデということで、障害者の
自立に向けた計画等の作成、また自立生活を行っていく上での相談業務等を行っていると
ころでございます。

申しわけありません。ちょっと実績については手元に資料がございませんので、後ほど
答弁させていただきたいと思えます。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、86 ページ、87 ページ、項 4 児童福祉費について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、88 ページ、89 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、90 ページ、91 ページ、項 5 災害救助費について。

〔「なし」と言う人あり〕

◎延会の宣告

○菊地委員長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

あす午前 10 時に再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

(午後 3 時 21 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員

壮瞥町議会予算審査特別委員会会議録

平成29年3月16日（木曜日）

○付託事件 議案第20号 平成29年度壮瞥町一般会計予算について

○出席委員（8名）

委員長	菊地敏法君	委員	加藤正志君
副委員長	真鍋盛男君	〃	高井一英君
委員	佐藤忖君	〃	長内伸一君
〃	毛利爾君	議長	松本勉君
〃	森太郎君		

○欠席委員（0名）

○説明員

町長	佐藤秀敏君
副町長	杉村治男君
教育長	田鍋敏也君
会計管理者	小松正明君
総務課長（兼）	作田宏明君
企画調整課長	庵匡君
税務財政課長	上名正樹君
住民福祉課長	小林一也君
経済環境課長（兼）	阿部正一君
商工観光課長	齊藤英俊君
建設課長	工藤正彦君
生涯学習課長	山本貴浩君
選管書記長（兼）	作田宏明君
農委事務局長（兼）	阿部正一君
監委事務局長（兼）	齋藤誠士君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	齋藤誠士君
---------	-------

◎開議の宣告

○菊地委員長 ただいまより本日の会議を開きます。

(午前 10 時 00 分)

◎会議録署名委員の指名

○菊地委員長 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長において加藤正志委員、高井一英委員を指名いたします。

◎議案第 20 号

○菊地委員長 議案第 20 号 平成 29 年度壮瞥町一般会計予算についてを議題といたします。

昨日の佐藤委員の質問について後刻答弁することになっていました件につきまして住民福祉課長から答弁いたします。

○住民福祉課長 昨日答弁を後ほどという件についてご答弁いたします。

地域活動支援センターの利用の実数等についてのご報告になります。平成 28 年 4 月から昨日、平成 29 年 3 月 15 日までの地域活動支援センターの利用の状況でございます。登録者が 24 名おりまして、うち病院等に入院されている方もいらっしゃいますが、町内にお住まいの方で 21 名と伊達市から 3 名の計 24 名の登録で、延べの利用者数でございますが、1,645 名となっております。

また、相談室フロイデのほうでの相談支援に係る部分についてでございますが、相談件数、同じく 28 年 4 月から昨日まで、相談件数については 1,385 件ということでございます。相談者の内訳、町内、町民の方、また町外の方というのは電話相談等もありまして、実数の内訳はちょっと把握していない状況でございます。

以上です。

○菊地委員長 質疑を継続いたします。

予算に関する説明書、事項別明細書、歳出について、一般会計 92 ページ、93 ページ、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費について質疑を受けます。

○加藤委員 私は、保健衛生事業経費の中の 1 点目の臨時職員の賃金について確認させていただきたいと思います。

これは、保健師の退職による職員の任用ということなのですが、新しい保健師だと思ってしまうのですが、期間という部分は何カ月間ぐらい採用するのかなという部分、賃金が 76 万 5,000 円ということで計上していますので、多分短期間の計上なのかなということで、ちょっと確認したいと思います。

2 点目は、その他負担金の中で今回周産期医療確保事業負担金 107 万 7,000 円というふ

うに数字が計上されておりますけれども、どのような事業内容なのか、またこれ6市町村で負担するというふうにも何か説明欄にありますけれども、この負担割合があればお伺いしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○住民福祉課長　ご答弁申し上げます。

まず、1点目の臨時職員の賃金に係る部分でございます。臨時職員、保健師での臨時職員での任用を予定しております。任用に当たっては、地方公務員法等で任用継続はありということになりますが、6カ月の任用と予算で見ている分につきましては任用継続をいたしまして、おおむね1年の任用に必要な経費を計上しているところでございます。

なお、勤務の実態といたしまして、勤務できる時間と、あと業務の内容等について臨時職員さんとして保健師業務のお手伝いをいただきたいということでございます。

2点目の周産期医療確保事業の負担金についてでございます。こちらは、西胆振の周産期医療を確保するための医療機関への助成を行う負担金ということでございます。西胆振圏域の周産期医療、特に出産等に係る部分、乳幼児等の医療に係る部分での医療機関への支援ということで、これまでも室蘭市を中心に各6市町村での周産期医療の対応をいただいていたところでございます。28年度から交付金等の仕組み、交付金等による各市町村の負担の仕組みが変更となりまして、壮瞥町として107万7,000円の負担が29年度発生するものでございますが、この分の負担について特別交付税で措置される部分が86万2,000円、壮瞥町の単費持ち出しが21万5,000円ということで経費の計上をしているところでございます。室蘭市、登別市、伊達市と壮瞥町、洞爺湖町、豊浦町での負担ということになります。

大変申しわけありません。負担割合については、今手持ちの資料はございませんので、後ほどご答弁させていただきたいと思います。

○松本議長　今の加藤委員の質問の関連になるのですがけれども、保健師の臨時職員でカバーするという話ですけれども、28年度予算も嘱託という表現を使ったかどうかちょっと定かでないですけれども、保健師の勤務時間を35時間から38時間に延長していただくということで充実を図ると。補完的な措置をとったと思うのですがけれども、今回は加藤委員指摘のように退職に伴う措置だと。その現状なのですかけれども、従来からも嘱託というか、臨時の保健師さんが応援というか、補完していただいているとは思いますが、長期にわたる休職の方もいらっしゃると思うのですけれども、どなたがやめたかという説明はなかったのですけれども、現状で定数といいますか、必要な人員確保というのはやはりできない。マイナス1の状態、それを埋めるために臨時的に1年の計上をしていますと言っていましたけれども、ということは将来的には新たに1人正規職員を採用する予定でいるという考えでいいのかどうか、その確認です。

○菊地委員長　暫時休憩いたします。

休憩　午前10時08分

再開 午前10時08分

○菊地委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

保健師についてでございますが、平成28年度現在でございます。正職員の保健師が育休の職員を含めて4名という状況です。保健センター、健康づくり系の業務に携わっている保健師が2名と地域包括支援センターのほうの業務にかかわっている保健師が1名ということです。あと、育児休業中の保健師が1名という状況でございます。29年度にあっては、正職員の保健師が3名、育児休業の職員を含めて3名ということでございます。保健センター業務にかかわる保健師が1名、地域包括支援センターにかかわる業務の職員が1名という体制でございます。

育児休業中の保健師につきましては、育児休業の期間が平成30年の3月までということで30年の4月から復職をする予定ということでございます。29年度にあっては、28年度比1名減の状況でございますので、その分に係る部分を臨時の職員としての保健師の任用をしたいという考えでございます。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、94ページ、95ページ、項1保健衛生費の続きについて。

○佐藤委員 前ページにもかかわるのですけれども、保健センター管理運営について、実際に利用してみた立場から、直接予算の金額に関係ありませんけれども、改善が必要でないかなということで申し上げたいのですけれども、よろしいでしょうか。平成9年に建設された保健センターも28年度に改修工事が実施され、旧診療所跡に既に社会福祉協議会と保健福祉課の健康づくり係が事務所を移転しておりますし、調理室機能の増設、団体活動室の新設など地域住民の活動の場が新設されるなど、住民の身近な施設になったことは大変喜ばしいことであります。改修後、何回かこの施設に足を運びましたが、つい先日、3月13日の月曜日に私の所属しています壮警町赤十字奉仕団の災害時の炊き出し訓練と各種災害に対する基礎知識を学ぶ研修会に参加し、初めて調理室を使用させていただきました。私が使用したのは初めてです。施設を利用して、せっかく改修したのにとわかれることが幾つかありますので、今後改善が必要でないかなという立場から幾つか申し上げたいと思います。

1つ目、調理器具の収納棚が整備されましたが、その中でも天井まで届く調理器具の整理棚、それぞれ整理棚のところに収納する調理器具名が書かれております。それは、大変整理する上ではいいことなのですが、その位置が問題でないかなと。大きい鍋類、それこそ50センチ以上あるような大きな鍋類が女性が手を伸ばしても届かないぐらいのところに格納するようにシールが張ってあるのです。ですから、この調理室を使うのは女性でないかと思います。女性が大半、ほとんどだと思います。そういう面でやはりそういうことを考えて、軽いものは上のほうに、重たいものは下のほうにという心配りが必要で

ないかなと私は思うです。また、高いところに手が届きません。私にとってあげたのですが、私は余り背大きくありませんけれども、私もやっと届くくらいのところに鍋が置いてあるのです。指定されているのです。ですから、安定した脚立なども備えつけることが必要でないかな、そういうことが1点目。

2点目、水回りのことでございます。流しに温水と水道水の配管がされ、それぞれ出るのですけれども、温水関係は温度が低いのです。いつまでたっても温度が上がらないのです。そういう面。ですから、女性の方の声としては油気のあるものは洗うときにはどうしてももう少し温度が高いほうがいいねという声がありました。

3番目、ガスの配管です。壁に3つのガスの蛇口といいますか、ガスのとり口があるものですから、それはいろいろな食品加工などのときに使うためのガスの蛇口といいますか、配管だと思えますけれども、大型のガスコンロはその上に上げると1台ぐらいしか上がりませんので、多分床の上に置くと思うのです。その場合、そのガスの蛇口と言ったらいいかどうかわかりませんが、そこ下にした大型コンロをつなぐガスホース、これはやはりもっと簡単に安全につなげるような、よくカチットなんていう言葉使っている人多いのですけれども、そういう器具をつけて簡単につけれるような方法を考えることは必要でないか。

4番目、調理室には必ず時計が必要なのです。時計ありますけれども、その設置してある位置が、置いてある位置が黒板の下、昔はチョーク使ったらチョーク受けというのですか、そこにぽんと置いてあるだけ。そして、時計が不正確なのです。動かないのです。多分電池切れでないかと思うのです。そして、それに置いて時計が動いていれば見えるかもしれないかもしれませんが、やはり私は壁の上のほうに3つの調理台から見えるような位置に設置すべきでないかなと。そういう細かな小さな心配りを持って施設を管理運営してほしいなど、私はそんな気がしてなりません。これは、そういう面でこの施設を管理しているのは、管理している課長さん、今お話しした件についてどのようにお考えになるか、最初に伺いたいと思います。

○住民福祉課長　ご答弁申し上げます。

ただいまご指摘を受けた件についてでございますが、保健センターのほうは改修が終わりまして2月から利用を開始しているところであります。何分施設のほうが完成をいたしまして、現在いろいろな調理器具等の移動、また調理室の使い方について担当等で調整をしながら行っているところでございます。指摘のありました件等については、利用者の皆様の声を聞きながら改善できるものについては改善をしていきたいと思っております。

○佐藤委員　わかりました。善処してください。

それで、やはりどの施設も現状を確認して利用しやすい施設にしなければならないと思うのです。そして、町民の皆さんに親しまれるといいますか、そういう施設にしなければならないと私は思っております。今4つ言ったのだけれども、皆さん、佐藤は重箱の隅をつつついているのではないかと、そう感じ取る方もいないとは思いますが、そうい

うことでなくて、私は利用して初めてわかることなのです。ですから、そういうことを利用者の声を聞いて、そして小さな心遣いというのですか、それがやはり調理室だけでなくほかの公共施設にも言えることでないかなと思います。今後町内の各種施設の統廃合が進むと思います。その際には、利用者の立場からの小さな心遣いといいますか、配慮、これを持って取り組むことが必要でないかなと。このことがただ単に施設管理だけでなく、日常の行政職員の皆さんが町民の皆さんに接するときにも通じることでないかと考えますが、このことについて町政の責任者としての町長のお考えを最後に伺いたいと思います。

○町長 今佐藤委員のおっしゃるとおりで、公共施設というのはやはり町民の皆さんが利用しやすいような配慮が必要であるというふうに思っておりますので、今後とも機能集約あるいは機能の移転等についてのときにはそういったことも配慮しながら実施をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○毛利委員 議員になりましてやっと2年たとうかなとなっておりますが、ここで自分の無知をさらけ出しますが、ちょっとお聞きしたいのです。いろんな委員会、特別委員会、一般質問、それから全員協議会とありますが、それぞれの中での討議される話、説明を受ける内容というのは、どういうものに係って質問するのかわからないところがあります。そして、委員会で取り上げるもの、また特別委員会、これは予算でなくて別なことでありますけれども、委員会で取り上げるものの違いというのをちょっと教えていただきたい。どうも今まで、去年、おとし聞いていて、全員協議会の中で説明されているものをまた改めて聞いたり……

○菊地委員長 毛利委員、予算委員会でありますので、予算のことについて質問願います。

○毛利委員 だから、それを教えてください。今の答弁、いいですか。今の改善のほうでは予算には……

○菊地委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

○菊地委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、96ページ、97ページ、項1保健衛生費の続きについて。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、98ページ、99ページ、項1保健衛生費の続きについて。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、100 ページ、101 ページ、項 1 保健衛生費の続きについて。ありませんか。

○佐藤委員 鉱山鉱害防止費について質問したいのですが、28 年度から比較するとおよそ 6,500 万円程度大きく予算が膨らんでおります。これは、多分いろいろな施設の改善だとか、そちらに使われるのではないかと思いますけれども、やはり一応議会の前に説明は受けておりますけれども、今町民の皆さんがインターネットを通じて見ている方もいらっしゃると思うのです。ですから、前もって説明は受けているけれども、このように大きく膨らんだことについてはやはりここで質疑をしても私は構わないのではないかなという立場でお聞きしたいのですが、このようにおよそ 6,500 万円が増額になったのはどのような形で使用といいますか、設備の改善等が行われるのかお聞きしたいと思います。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

廃止鉱山の鉱害防止の関係で 6,500 万円ほどの増加の理由ということでございました。こちら廃止鉱山の鉱害防止、中和処理の事業なのですが、こちらの内容は旧幌別硫黄鉱山のほうから重金属を含む強酸性の水が流出しておりまして、それを中和の処理をして下流域、弁景川ですとか長流川のほうに流して、それらの川とか湖の保全を守ることになっております。

それで、ご質問いただいた増額の部分なのですが、実はこれ事業主体は北海道で、壮瞥町は受託をしているわけなのですが、例年ですと水の中和処理に係る分だけがまず北海道のほうから受託をされ、例えば施設の改修とかというのは後ほど補正予算という形で組まれることが今までは多かったのですが、今回はいつもの中和処理、水処理の経費のほかに当初の段階から北海道のほうから施設がもう老朽化しているということもありまして、施設の改修分の事業の採択というのでしょうか、そういうものが初めからあったものですから、当初で 6,500 万円ほど多いということになってございます。中身としましては、いろいろあるのですが、大きいのは監視カメラ、無人でもいろんなところがわかるような監視カメラの設置を大体 5 台から 7 台ぐらい見込んでいるということと、あと坑廃水が流れてきて攪拌するような機械があるのですが、これが相当老朽化して傷んでいるということで、これの費用が 2,000 万円ほどを見ていると。そのほかにもそれぞれいろんな施設も老朽化している関係で修理費用を見ておりまして、その分が増額になったということでございます。

以上でございます。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、102 ページ、103 ページ、項 1 保健衛生費の続きについて。ありませんか。

○松本議長 2 点ほどお伺いしたいと思います。

地熱エネルギーに関してでありますけれども、まずゆーあいの家にかかわってインバーター増設制御盤設置工事が410万計上されてございますけれども、ゆーあいの家に関しましては28年度夏以降にトラブルがありました。泉源ポンプの取りかえで780万円補正して、それからポンプの購入220万新たに補正で計上して対応している。詳しい説明もいただいたと思いますけれども、新しいポンプを入れたのだけれども、ガスの影響でだめになると。その後、業者さんが持っている中古のポンプで対応しながらいたけれども、新たにポンプを入れかえて対応したというふうに理解していますけれども、このインバーター増設というのはくみ上げ量の調整をするという簡単な短い説明がありましたけれども、一連のトラブル、ゆーあいの家の泉源ポンプのトラブルにかかわって改善のためのものなのかということのまず確認だったのですけれども、その後ゆーあいの家の泉源、給湯といいますか、くみ上げの状況は順調にいつているのかということも関連してお伺いしたいと思います。

もう一つは、蟠溪温泉給湯施設維持管理委託で40万8,000円が新たに計上されて、同じ項の人夫賃3万6,000円、これが前年度マイナス14万7,000円、多分この関連だと思えますが、温泉給湯施設維持管理の委託先を個人から法人にかえるということで、この辺の数字の入れかえがあったのだらうというふうに理解したのですが、それでいいと思うのですけれども、具体的に従来は蟠溪温泉の給湯の施設維持管理はどのような個人がどのような対応をされていたのかということと今後法人がどういう対応をするのか。これもご承知のようにことしの正月というか、暮れからかけて正月に民間の業者さんも含めてトラブルといいますか、お湯が出ないという大変なことも起きたわけですが、正月は返上して業者さんも対応したのだと思いますが、多分今後そういったトラブルがないための施しなのだと思いますけれども、具体的にどう違うのかということをお伺いしたいと思います。

○経済環境課長　ご答弁申し上げます。

まず、ゆーあいの家の泉源インバーターの関係なのですけれども、こちら今議長がおっしゃったとおり去年9月に故障しまして780万円ほど補正をいただきまして、修理して、またその修理したにもかかわらず、すぐに1カ月後にまだ故障しまして、予備ポンプの購入で220万円、また修理でも170万円かけて対応したということでございます。

それで、それを今回インバーターを入れて改善を図るというものなのですけれども、インバーターを入れて回転数を調整することによってくみ上げる量を調整をして、余りくみ上げないようにするというものでございます。今の段階ではもう必要量がどんどんくみ上がってくるものですから、くみ上げてしまうと井戸の中の水位が下がってしまうと。下がってしまうと、ポンプのところにかぶっている水が少なくなるとどうしてもガスが発生しやすくなってしまいます。それを抑えるためにはくむ量を抑えなければいけないのですけれども、今現在バルブをすごく締めている状態なのですけれども、もう締めるのも限界に来ていまして、相当圧力がかかっていると。そのポンプには無理がかかっている、もう上がってくるやつを無理にとめようとしている状況なので。それで、もうくむ量も今微妙に本

当に調整をしているのですけれども、それを調整しやすくするといいますか、無理のかからないように調整するためにインバーターを入れて、要するに回転数を抑えることによってくむ量を少しセーブすると。それによって水位を保つ。それによってポンプにかぶる水の量を確保してガスの発生を抑えるというためにインバーター制御を導入したいというものでございます。これを入れることによってガスの発生も少しは抑えられるのかなというふうに考えております。

また、今現在の状況なのですけれども、今現在は議長おっしゃるとおり予備のポンプを入れたまま稼働してまして、今は特に支障なく動いているものですから、予備ポンプというか、それ購入したものなのですけれども、今は問題なく動いているので、そのまま稼働をしている状態でございます。去年 10 月に壊れたものは新品だったものですから、170 万ほどかかったのですけれども、それはそれで修繕して、今はそれをいつでも使えるような状態で保管してあるということでございます。なので、もし仮に今のポンプが壊れたらすぐに対応できるというような状況になってございます。

それとあと、蟠溪温泉の地熱エネルギー、管理の関係なのですけれども、今までは蟠溪温泉の管理を個人にお願いしていて、それを業者さんという説明をさせていただきました。それで、今まで個人とかにお願いしていたのは、ポンプの点検といいますか、蟠溪の泉源は 2 台体制といいたいまいしょうか、お湯を送るポンプなのですけれども、2 台ついてまして、交互に動かすような形になっております。1 台、片方のやつが動いているときは片方はとまり、1 カ月たったら切りかえをしてこちらを動かし、こちらを休めると。そうすることになって施設が長くもったりですとか、あとは緊急の際にとまったときにこちらのほうというような形で、そういうような運転をしているのですけれども、そういったような切りかえですとか、あとはメンテナンスとかというのを地元の方にお願いをしておりました。その方が引っ越しでいらっしゃらなくなるということもありまして、業者さんのほうにお願いすることになりました。

点検の内容としましては、メーターの検針業務とかもあるのですけれども、そのほかに今申しましたポンプの回しかえというのですけれども、2 台あったら毎月毎月片方を動かして片方を休める。切りかえて片方というような切りかえの作業ですとか、あとはスケールといまして、温泉成分がどうしてもポンプに付着したりするので、それを定期的に除去してもらったりですとか、あとはもう間違いなくポンプが動いているかどうかという動作確認、あとは温度ですとか流量の測定、あとは水が漏れていないかどうかというような点検、そんなものを点検作業として行ってもらうことにしております。

以上でございます。

○松本議長 工事といいますか、事業の中身についてわかりました。理解いたしますけれども、けれどもというのは否定するわけではないのです。ゆーあいの家でいくと確かに 780 万の新しいのを入れたのだけれども、すぐだめになって、それを 170 万で修理して、いつでも使えますよと。もう一つは、220 万で予備のポンプを買いましたよと。最初は業者さ

んのでしたか、借りてポンプを入れたけれども、それはガスの影響なくずっと使っていたよという説明があったような気がするのですけれども、それはおいておいて、いずれにしても今万全でインバーターを取りつけて、それも 400 万かかるのですよね。多分万全になると期待しますし、おおよそのものは町民皆さんの財産ですから、それを維持管理するという意味合いになると思います。ただ、一方で、温泉のくみ上げの仕組みに 700 万、200 万、400 万、1,000 万を超えるお金が出ているわけです、この半年で。これを町民の財産だからよしとか、よしとかあしでないです。よしあしは問題ではないし、原因が誰かの特定にあるわけでもないのだけれども、素朴に財産といえども余りにも簡単に大きなお金が動き過ぎているなというのは正直思います。ほかにも泉源ポンプを抱えているところがあるわけですから、ほとんどが町のものですけれども、蟠溪も同じですけれども、その維持管理に関することは、ごめんなさい。想定でもうがった見方しているわけでもないのだけれども、余りにも金がかかり過ぎているのはいかがなものかという根拠のない話をしているのですけれども、そういうふうに映ってしまいます。ガスの話出たけれども、水くみ上げの量でそれが調整できるというのもその辺専門知識がないので、よくわからないのですけれども、本当に安全なのかという懸念はぬぐえないのですが、よろしくやってくださいというのが 1 つ。

それから、蟠溪のほうも、質問はちょっと悪かったかもしれませんが、個人の管理、メンテ、委託と法人でことしの正月のようなトラブルが起きないのかという確認をしたかったわけです。先ほどから説明ありました交互に動くというのは、たまたま私も温泉組合の一委員でかかわっているので、専門知識はありませんけれども、ポンプを管理したり、日直として 4 カ所のポンプをチェックしたりすることもありますので、交互にポンプが動くというのは了解しています。でも、普通はといいますか、スイッチ手動で動かしますか。あれ自動で交互リレーといってかわるようにできているのではないかと思います。そのことで自動で負荷をかけないようにして両方長もちすると。別に原因を究明する気はないのだけれども、蟠溪の説明ありましたよね、以前の議会なりで。それはそれでそのとおりなのでしょうけれども、どちらも一気にだめになるというのがいまだに得心できないのです。そういうことをやってしまうと全部とまるわけだし、生命線につながるわけだし、そうしないために交互リレー、2 台を置いてリレーで交換しながら動くのではないかなと思いますが、やめますけれども、そういったことが今後起きないのだという大前提でこのメンテを法人にかえると。このぐらいの強い説明があってもいいかなと思うのですけれども、いかがでしょう。

もう一つ、蟠溪地区のメーターの取りかえ工事を 90 万で計上しております。このメーターは、ごめんなさい。想像で言いますけれども、個人に給湯している部分の給湯用のメーターで、それが適正にいつているかどうかのものだという理解でいいのでしょうか。このメーターについては、お湯を提供する町が取りつけて、町が全て賄うものなのでしょうか。使う人の負担というのはないのでしょうか。あわせてお伺いします。

○菊地委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時４０分

再開 午前１０時４１分

○菊地委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副町長 １点目について私のほうからお答えをいたしますが、町でこれだけ温泉の数を持っている、保有し、管理をしているというのは多分ほかにはないのかなというふうに思っています。温泉を全く利用していない方もいらっしゃるって、そういった方々から見ればお金をかけ過ぎではないかというご意見もいただいたことは過去にございます。そういった関係で事故というか、故障がなくスムーズにお金も余りかからないような方法を見出して運営していきたいというのが今の段階ではそう思っておりますが、いかんせん地下の温泉を利用しているものですから、４つの泉源を持っていますけれども、それぞれ特性が違うというものもありますので、今回、昨年ですが、ゆーあいのほうでガスによつての故障が発生したということもありますので、万全を期したいという思いはありますが、場合によってはやむを得ず故障に至るというのはあり得るかなというふうに思っています。

また、正月にかけての蟠溪での故障も機器、制御盤関係の電気系統の劣化に伴う、マグネットスイッチを使っていますから、それもやっぱり経年劣化に伴う故障の発生を起因としていますので、一体的に見れば施設はそれぞれ古くなってきていますから、そういった観点で一遍には一斉に交換というのは多分できない。経費もかかりますから、できないというふうに思っていますが、余り利用者にとって迷惑のかからない方法と経費をかけないでという両面から、これからの維持管理は努めていきたいというふうには思っています。ただ、これをすれば万全に故障がないかというと、それは多分できないというふうに思いますし、こういうふうにやってくださいと業者さんに言ってもそこはできないでしょうというふうに言われると思いますので、その辺はちょっとご理解をいただくしかないかなと。ただ、町としては故障が余り発生しないような、経費のかからない方法で進めていきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。

２点目は、担当から答弁いたします。

○経済環境課長 蟠溪地区の温泉メーター取りかえ工事の関係でご答弁申し上げたいと思います。

今回工事費として 90 万円計上しておりますが、一応 8 件分ということで計上しておりますが、蟠溪温泉全体で 15 件ございます。個人もそうですし、あとは営業しているような旅館さんも含めて 15 件利用しているうちの 8 件分ということでございます。こちら平成 22 年に設置をしまして、温泉使用メーター、料金をいただくというか、料金を調整するためのメーターで、計量法の規定に基づきまして 8 年間で更新するというものになってございます。それで、全体 15 件のうち 8 件ということなのですけれども、残り 7 件につきましては既に調子悪くて交換したとか、そういうことがありまして、現在残っているのが 8 件

ということなので、今回8件分を計上してございます。

また、温泉使用量を調節するためのメーターでございまして、個人負担というのはございません。全額町のほうで負担することになってございます。

以上です。

○松本議長 前段の副町長の話はお立場もあるからそれ以上言えないのだとは思いますが、私の質問も具体的にどこをどう改善してどうすれということでもなくて、素朴に残る感情的なものも含めた不信、不安というようなことでありましたので、その吐露でございます。ただ、これは個人、私だけではなくて相当の方が同じことを感じているだろうと思ってあえて代弁のつもりで話をしたわけでありまして、そういった期待もしているわけだし、また4つの泉源を持つ町としても特色としては十分ほかとの差別化とか、そういった特色もあるということで理解していますし、また自然災害によって例えば雷が鳴って、落雷によってとまったこともありますし、それも含めて問題視しているわけでも決してないわけですから、ただ人がかかわることでメンテナンスや、長寿命化という言葉が行政でありますけれども、本当にそういった観点で自分のものとして、自分の財産としてきちんと管理しましょうとなると、もっと注意も怠らずにいくのではないかというような観点で話をしました。

それから、蟠溪のメーターのことですけれども、割り返したら10万超えますよね、8件ですから。給湯する側から使用料としてもらうことがあるので、それを正確にするためにつける。理解します。ただ、それは、ただといいますか、利用料をいただくのはリッター掛ける何ぼなのでしょうけれども、仕組みとして僕も詳しくわからないで言っていますけれども、給湯を目の前の家に入る手前の、風呂場の手前のバルブで調整ができて、メーターをつけないと勝手に契約量の3倍も4倍も使えるとか、そういうことをなくすためのメーターなのでしょうか。わかりますか、言っている意味。そういうことがないと無尽蔵に出てしまうと。例えば壮瞥温泉利用管理組合でいいますと、厳しいチェックというのはなかなかできづらくて、今言ったような形なのです。だから、目の前のバルブ調整を職員がやって、調整して、もとはメーターもつけましたけれども、それだけお湯の量がもうぎりぎりなので、勝手にちょっと増量しましょうなんていうことをされてしまうと困るので、業者、要するにホテルさんも民間の人も契約量をきちんと守りましょうという、限られた資源を有効に使いましょうということにつけているのですけれども、当然組合の費用で、自分たちで持つのです、それは。それはそれだけでも、仕組みが要するに放っておくと無尽蔵に出てしまっただけで契約量よりもとってしまう。だから、制限、言い方悪いけれども、そのためにつけているのかということが1つと大体その利用料を年間どのぐらい払うのでしょうかということと平均、業者さんと個人は違うのですけれども、それつけるメーターが1件10万超えるもの、この費用と効果ってどうなのですかというのを含めてお伺いします。

○菊地委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時53分

○菊地委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

メーターの関係なのですけれども、こちらは水道と同じように使用量を把握するためのものということでして、使う量をふやすためのとかということではなくて、あくまでも使用量を把握するためのメーターということでございます。

また、料金につきましては、個人ですとお風呂と暖房という形で使う場合ですと大体月5,000円くらいということと、あとお風呂だけの場合ですと個人の場合ですと大体月4,000円くらいというようなことになってございます。

以上です。

○菊地委員長 議長、4回目になりますけれども。

○松本議長 3回超えたのは了解しておりますが、予算委員会の場合、基本は3回ということがありますがけれども、委員長のお許しさえいただければ。

○菊地委員長 今回に限り……。

○松本議長 今回に限りというか、次もあるかもしれませんけれども、そもそもごめんなさい。さっきの毛利委員ではないのですけれども、予算委員会の場合は1点だけではなくて何点も同じページに出てくる場合があるわけだから、3回に絞るという、それはわかるのだけれども、それは原則で、僕は1つのことだけですが、変わる場合もあるので、その辺は柔軟に対応いただければと思います。済みません。やめますが、一応確認です。

毎月の利用料というのは契約されているのではないのですかということがあったのです、前提に。わかりますか。給湯契約というのは、出来高ではなくて毎月幾ら、毎分幾らとかと。それを管理するためのメーターであって、それをずるしないように、少なくする人はいないでしょうけれども、多くなならないようなチェックなのではないでしょうかということが1つあったので、質問しています。その中で、受益者といいますか、お金払っているから権利があるのだといえそうかもしれませんが、町の財産を、例えば壊れれば全部直してくれるのですから、自分たちは恩恵だけ受けて、お金払っているとはいえども、自主管理なり自主的に無尽蔵などとは言いませんけれども、その資源を有効に使うためにも自主管理をちゃんとして、余分な金かけなくてもいいのではないのでしょうかということが自分たちでできないものなのかなという投げかけがある。一方で、ごめんなさい、手前みそで。自分たちは限られた温泉の泉源をいかに長く使うために必死でといいますか、かつかつの管理をするためにメーターを自費でつけてやってきましたという話をしたのです。その違いが裏にあるということをどうか理解をして答弁いただいたかったわけですが、ちょっと理解不足もあるかもしれませんけれども、そういう趣旨なのです。そういうことで、そういう呼びかけなりが可能ではないのかと。

だから、戻りますが、契約はリッター契約で決まっているのではないですかと。だったら、それを大幅に超えないようなメーターであつたらつけてもいいのだけれども、自分たちだって負担するなり、自分たちもそれなくたってちゃんとしていますよということなり、だって全体でわかるのだから、使う量。違うのですか。ポンプから出ていく量でわからないのですか。そこに1本つけておけば全部わからないのですか。そんなやり方もないのかなと思って質問したのです、背景が。済みません、4回目で恐縮ですけれども。

○副町長 蟠溪地区については、過去に蟠溪地区の温泉管理組合があつて、そこで運営をしていたと。ただ、背景としては当時の組合が管理組合に加入されている方が減ってきて自主管理ができないから、町で管理してくれないかというようなご相談があつて、町が受けることになったという経過があります。組合さんがやっていることには、自主管理ですから料金云々は多分、あつたのかどうかちょっと承知していませんけれども、町に変わった時点で、ではきちんと管理するためにはメーターの設置が必要ですよと。料金も町が全て徴収しますよと。それを維持管理のための経費に充てますよという前提で、これが今現在に至っているというのが今の姿で、蟠溪地区で給湯しているのが今現在 15 件ぐらいになっていますので、以前から見ると大分減ってきているという状況であります。

あの地区は源泉が4本ありまして、お湯の量としては全体は相当あります。配湯している部分を差っ引いても半分くらいは流している状況ですので、全体の量から見て、メーターなしで料金取るというのは今の時代にはちょっと問題があるだろうということでもあります。町の条例で定めていますが、何リッターで基本は幾ら、あと基本料金は幾らというふうに決めていますから、それに基づいて町が管理する時代から今まで運用してきたという状況です。ですので、本当は地元で管理組合があつて自主管理されるのが町としては一番ありがたいかなと思っていますが、当時の背景からするとそれはそういうことにはならないのかなというふうに思っています。

○毛利委員 今の委託、維持管理のところでちょっと確認をしたいのですが、たしか去年からことしにかけての事故があつたときに、制御盤のところのメンテナンスが項目に入っていなかったという説明があつたと思うのですけれども、それは今個人から法人にかかわってもそのところはしっかりチェックできるのですか。それちょっとお聞きしたかったのです。

○菊地委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時00分

○菊地委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

今の関係の制御盤の管理の関係につきましては、確認の上、また後ほどお答えしたいと思います。よろしくお願いします。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

森委員。

○森委員 私は、地熱エネルギー維持管理費の管理経費のうち、昨年までこれは弁景温泉の、あれは農文教ですか、農文教対応の分で弁護士費用を多分見ていたと思うのですが、これ 13 万 8,000 円ですが、それが今年度落ちている分のまず経過の説明と、それと地熱資源開発事業、これ先日 2 月末の全員協議会で説明は受けているのですが、9,800 万の予算は持っているわけで、これが余り状況は芳しくないというような説明は受けているのですが、この辺の事業の見通しの判断といいますか、どのぐらいの時期にされるかという部分について伺いたいと思います。

○菊地委員長 これより休憩に入ります。再開は 11 時 10 分といたします。

休憩 午前 11 時 02 分

再開 午前 11 時 10 分

○菊地委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

エー・アイピー農文教の温泉水の関係、弁護士費用の関係だったのですが、昨年エー・アイピー農文教の会長さんがかわりまして、息子さんにかわったのですが、その方が訪れまして、弁景の関係につきましては改めて協議をしたいということで申し出がありまして、新しい林会長と面談をしまして、また今後もちょうと協議を継続しているという状況でして、今現在話し合うテーブルに着くことができているというか、そういう協議の場に着くことができているので、今回弁護士の費用については計上をしていないということになります。また、今後弁護士の力が必要になったときはそのとき対応したいというふうに考えてございます。

それともう一点、地熱の関係だったのですが、黄溪地域の地熱資源開発調査事業の関係だったのですが、平成 28 年度の調査は無事終了いたしました。終了はしたのですが、先日もご説明しましたとおり余り有望な結果ではないという結果になりました。ただ、それは地熱資源がないということではなくて、解明までには至らなかったということでございます。それで、協定を結んでいる電力会社のほうで補足的な調査を含め再評価というのでしょうか、再解析というのでしょうか、そういうことを電力会社独自で行いたいということで、その結果が出るまで待つてほしいということもありましたので、結果が出るまで待ちたいということでございます。それで、町の予算としましては、執行するのは保留という形をとらせていただきたいと思います。時期なのですが、電力会社のほうからは夏ぐらい、8 月ぐらいということではあるのですが、それは時期早まるのか、遅くなるのかはわからないのですが、一応めどとしては大体その方向性が見えるのは夏ぐらいなのかなという感じで考えてございます。

以上でございます。

○森委員 地熱資源開発の部分については了解いたしました。

それで、先ほどの農文教の訴訟といいますか、その関係なのですけれども、これは提訴していなかった案件でしたか。ということは、もし訴訟になっていれば提訴の取り下げだとか、そういうことになるのかなと思うのですけれども、その辺どういう形になっているかお伺いしたいと思います。

○副町長 私のほうからお答えをいたします。

農文教に関する部分については、特に町のほうで提訴をしているというものではございません。以前に裁判所からの和解に基づいて、その後の経過のやりとりの中でなかなかみ合わない部分があって、弁護士さんを必要として、弁護士費用を計上して協議を続けてきたという状況であります。今回弁護士費用を計上していないのは、先ほど課長が答弁したとおりであります。新たな会長さんといいますか、代表の方との協議ができる関係があるということから、今回は弁護士費用の計上は見送ったというものであります。

○森委員 和解といいますか、裁判所までは行っていないという理解でいいのですか。裁判所の和解ということになれば、どちらかが多分訴えを上げて、それに対応するレベルと、あと話し合いといいますか、法的な手続を弁護士の方に相談しながら進めていったという、それはどちらのほうなのかお伺いしたいと思います。

○副町長 当時の裁判所に訴えがあって、裁判所の判断として和解勧告で整理がついたということですから、係争までには至っていないという認識であります。正式に時期がいつだったかちょっと覚えていませんが、和解勧告をもとにさまざまなやりとりがあって、町が対応しなければいけない部分については当時対応して、和解で示された期限までに訴えた側が何かの計画を示してくれればそのとおりということになったのでしょうか、その期間をもう既に大分経過しています。そういった観点から、相手方の弁護士さんとのやりとりが当時は必要であったということからこれまで弁護士費用を計上してございましたが、昨年度新たな代表の方が見えられてという、話ができる環境があるということから、そういった判断で新年度は費用を計上していないというものであります。

○菊地委員長 先ほど毛利委員の質問について後刻答弁することになっていました件につきまして経済環境課長から答弁いたします。

○経済環境課長 先ほどの蟠溪温泉の委託の関係でご答弁申し上げたいと思います。

電気計装盤につきましては、委託点検入っていないのではないかとということだったのですけれども、点検することになってございます。詳しい一つ一つというのは難しいのですけれども、動作確認ですとか目視ということにはなるのですけれども、一応業者さんに毎月点検をいただくということになってございます。

以上でございます。

○菊地委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前１１時１８分

再開 午前 11 時 18 分

○菊地委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、104 ページ、105 ページ、項 2 清掃費について。ありませんか。

○佐藤委員 じんかい処理管理について伺います。

壮瞥町内から排出される、日常生活から排出される、俗に言う生活ごみですか、これは室蘭にあります焼却炉、通称メルトタワーと言っておりますけれども、そちらで処理しておりますけれども、新聞報道などによるとたしかこの施設は平成 15 年に建設されて、既にもう 14 年ぐらい経過しますので、いろいろなトラブルなどもあるし、また年数がたってきただので、将来的にはこの施設を改修すべきか、また新たに更新すべきかということは論議されていると思います。このことについては新聞にも報道されておりますので、現在の話し合い、どの辺まで進んでいるか、やはり町民の皆さんは関心事でないかと思うのです。そして、ただ単に来年やりますということはありませんのだけれども、やはり長期計画に立って物事を進めていると思いますので、どのような、どこまで今話し合いが進んでいるか伺いたいと思います。

○菊地委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 20 分

再開 午前 11 時 22 分

○菊地委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副町長 ごみ処理場に関することでございます。

現在広域連合のほうで集約をして検討を進めている段階でございますが、今現在は施設の改修をするか、延命化を図るかの大きな 2 つの検討にあわせ、広域連合を構成している市町の枠組みを現在よりも若干広げて、登別市さん、それから白老町さんを含めて、どうするかということも含めて検討している段階ですので、最終判断はもう少し時間がかかるのかなというふうに思っております。

○高井委員 資源ごみの処理管理費について伺いたいと思います。

回収委託費は前年度と同額で見ているのだけれども、消耗品もバケツなんていうのは減少傾向にあるということなので、実際の回収する資源ごみの量については減少傾向にあると理解していいのでしょうか。

○菊地委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 23 分

再開 午前 11 時 24 分

○菊地委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済環境課長　ご答弁申し上げます。

資源ごみの回収状況ということなのですが、資源ごみのうち缶、瓶とか、ペットボトルとか、そういったようなものの量につきましては大体年間でもって 170 トン程度ということで、こちらはほぼ横ばいといいますか、そんなにふえてもいない、減ってもいないというような状況でございます。

それであと、生ごみの関係だったのですが、生ごみにつきましては家庭系と事業系と両方あるのですが、家庭系につきましては平成 25 年度に 238 トンということだったのですが、そこから少しずつ減少傾向にあります。平成 25 年度は 238 トン、平成 26 年は 220 トン、平成 27 年は 208 トンということで減少傾向ということでありますし、あと事業系につきましても減少傾向ということでございます。

以上でございます。

○佐藤委員　し尿処理管理費について伺いたいと思います。

壮瞥町の下水道は、普及率というのはほかの町に比べて本当に進んでいると思うのです。そして、一部下水道が完備する前は伊達市と壮瞥だったかということでし尿処理組合つくってありましたね。その名残でないかと思いますけれども、28 年度と 29 年度の予算を比較した場合、28 年度は 350 万 7,000 円、今年度は 435 万 2,000 円が計上されております。これは、事務委託負担金として負担するのですが、約 80 万近くふえたのはどのような形でふえたのか、前回も私は去年でしたか、このことについて質問したときに、一般家庭のし尿よりも工事現場等でのトイレ、そういうもののし尿処理が主体だということもお話聞いたのですが、そういう面で今年度 80 万近く増額になったのはどこが根拠となって増額になったか、もし承知していれば質問したいと思います。

○菊地委員長　暫時休憩いたします。

休憩　午前 11 時 27 分

再開　午前 11 時 28 分

○菊地委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済環境課長　ご答弁申し上げます。

し尿処理の関係で 84 万円ほど増額という理由なのですが、こちらはの中で人件費のほうが増えてございます。今まで伊達市のほうで臨時職員として採用していた方を再任用職員の起用ということで、その分ふえてございます。ほかの部分につきましては特段、例年どおりといいますか、それほど変わってはいないということで、大きな要因としては人件費の増ということでございます。

以上です。

○菊地委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長　106 ページ、107 ページ、款 5 農林水産業費、項 1 農業費について。ありま

せんか。

○長内委員 たしか昨年の予算委員会でしたでしょうか、阿部課長にかわって間もなかった。大変恐縮だったのですが、北海道農業公社負担金、この内訳について突然質問をしてお答えをいただいているのですが、それとあわせてちょっとその辺の部分で、もう一点は農業委員会のネットワーク機構、いわゆる北海道農業会議への負担金がこれは農業委員会の上部組織的な役割の中で、各市町村の農業委員会ネットワークとしての各市町村としての負担金が9万6,000円ということは理解できます。公社のほう、それは理解できます。私が質問したいのは、そことの町との関係といいますか、いろいろな手続も含めてそういう部分が日常的に行われているのだろうと。同時に、それぞれの公社等の活動に対してもいろんな部分の中でパイプを持って、また時には提言も含めてしていただける、当然負担をしているわけですからそういう意味合いもあるだろうという趣旨で質問をさせていただきたいと思っているのですが、一般質問の中でも担い手の部分の中で質疑をやりとりさせていただいたのですが、農業会議においては昨日の一般質問の中でも農の雇用の事務的なことを窓口、実は日本農業会議が取りまとめるのですよね。その北海道の窓口で北海道農業会議というのがあるということなのです。そのサポートの話を先般はしましたけれども、いわゆるこういうネットワークがあるという中で、実は農の雇用事業自体もわかっている農業者の方は多分わかるのです。わかるというか、時期も含めて。だけれども、農業者全てがわかるわけではない。ただ、農業者が全て農の雇用を使って雇用まで抱えるということは、それはならないのでしょうかけれども、現実にはそういうことがある。募集をしているという部分の情報がどういうふうに流れてくるのかなという部分があります。その辺について農の雇用でのやりとりが町が一切実は農業委員会の部分はかかわっていないというふうに認識していいのかという点、確認でお知らせいただきたい。

それから、農業公社の部分で、これ農地のいろんなやりとり、今農地中間管理機構という部分の窓口になっているのかなとちょっと認識しているのですが、もし違っていれば違っていただいで教えてください。

同時に、担い手の、前は北海道農業担い手センターみたいな形で独立してあったと思うのですが、それが今公社の中に担い手本部という形で置かれています。担い手のいろんなやりとり、市町村の担い手センターみたいな形で各市町村に実は窓口があると思うのですが、そことの関係は北海道農業公社の担い手の本部と通常やりとりをしているのか、その辺の確認も含めてお願いします。

○菊地委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時35分

○菊地委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

まず、農の雇用事業の関係だったのですけれども、こちら通知のほうは役場のほうに来ますし、ホームページ上で確認はできるということになっておりますが、それは農業者の方にいつから云々ということはないです。それは、確認はできるということでございます。

また、農業会議のネットワークにつきましては、研修会のときに講師を派遣していただいたりですとか、そういったようなつながりがあります。毎年春と秋に研修会を行うのですけれども、その関係で農業会議のほうと連携といいますか、そういうつながりがございます。

また、担い手センターの関係だったのですけれども、農業公社の担い手のほうが新規就農の総合窓口というふうになってございまして、副議長おっしゃったとおり地域窓口が市町村というふうになってございまして、公社とはそういう意味で常に連携できる体制になってございます。ただ、現在はそれほど盛んな情報交換というのは行われていないというような状況なのですけれども、今後本格的に新規就農に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、農業公社とも連携を強化していきたいというふうに考えてございます。

また、中間管理機構の話もございましたが、中間管理機構、農業公社の中にあるわけなのですけれども、そちらも実は今利用実績がないという状況なのですけれども、今はかわりは余りないのですが、その辺もどこからかわったらいいいのかというのを情報交換しながら、研究というか、進めていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○長内委員 今後農地の流動化、それから担い手の確保という部分の中で両公社といたしますか、両団体ともやはりパイプを太くしていただいて、できる協力はしてもらおうということも含めて構築していくべきだと思っているのです。農業会議はそもそも農業委員会の上部組織的な役割もありますから、通常からパイプはしっかり持たれているのだろうというのは私も認識しているのです。その中であって農の雇用の窓口にも実際なっていると。ところが、農の雇用の部分の事務的なサポートみたいな話を一般質問でもしましたけれども、この辺の部分の連携が、来ているわけですね、実際は募集のことも。だけれども、とまっているのではないですか。農家には、町の農業委員会からは多分そんなに動きはないだろうと思っているのです。ですから、知っている農家は、壮瞥は私規模の割に農の雇用取り入れている農家多いと思っています、ほかの町村に比べると。思っている。それは多分経験もあるから、また自分で応募をしてと、手続もしていると思うのです。もしくは、法人であれば農業法人協会という組織があって、それに加盟している法人はそこからダイレクトにファクス等でいついつまでの今何次の募集をしていますよと。いつまで締め切りだから手続しなさいみたいなこと来るのです。だけれども、それはそういうパイプがある人しか来ないわけですから、そこをやっぱり町としてもサポートをする必要があるのではないかという趣旨なのです。ほとんどはインターネットで自主的に取り寄せて、そこに書いて、そして北海道農業会議に問い合わせをしながら送るのです。ですけれども、一般の農家の人は北海道農業会議にいきなりといっても、実はそれは結構ハードルの高い話なの

だろうと私は思うのです。だから、そこを窓口としてできるサポートをアドバイスも含めてあげて、だけれどもこれは雇用関係にもなるので、雇用者の責任においてやるべき部分はどこなのかということの線引きも含めてサポートをやるのが担い手確保もしくは定住にも間接的に効果を上げるのではないかという趣旨なのです。そういう部分で農業会議とのさらなる連携という部分は必要なのかなという趣旨で質問していますので、それに対する今後の取り組みの考えをお伺いしたい。

それから、農業公社の部分、これは2つあるのですが、担い手の部分のいわゆる一般的な窓口。これは、大抵の人は検索してその窓口に行くのです。そこから例えば壮警なら壮警でそういう要望が、どういう研修生をどの程度受け入れたい。仮にですよ。そこに申し込んでおくと、例えばそれに該当するような人を振り分けて、壮警はこういう問い合わせがあるけれども、どうなのでしょうかみたいなのが多分できていると思うのです。その辺の流れを押さえておくという部分でパイプを太くしてもらいたいという趣旨なのです。

それと、中間管理機構、これは北海道のほうは前課長ともやりとりをしたのですが、現実的になかなかスムーズに行われていない。それは、公社が窓口で動いていて、多分ネットも含めて壮警町の農地であっても壮警町以外の人でも参入をして借りることができるようなことも含めて、農業委員会の通常業務の農地の使用貸借のあっせんや譲渡の部分のこととバッティングする部分があって、なかなか利用されづらいという面もある、本州では進んでいるようですけれども。だけれども、国はそれに力を入れようとして、中間管理機構を利用した町村には優遇的な措置をとるや否やみたいな、とろうとしている、それはいろんな意見があるようですけれども。その辺の中で将来の農地の流動化等々を踏まえたとき、農業会議、農業委員会とのパイプだけではなくて農業公社との部分もいろんなパイプの中で、やる、やらないは別にしてもパイプを太くして情報をもらう必要があるのだろうと、農地政策の中で。そういうことを感じるものですから、その辺の考え方をお伺いしたい。

重ねて、農業会議の部分においては、壮警町の農業委員会の会長が胆振の会長でもありますから、胆振まとめた形で事務的なことも多分壮警町農業委員会の方はされている部分もあるのだろうということも思いますから、パイプはほかよりも太くなっているのかなと思っていますし、期待もするわけです。それと、公社の部分は当農協、とうや湖農協の会長になるのですか、前組合長が今たしか公社の副理事長になっているということからいっても、そういう部分はやはり太くして、いろんな情報も早目にキャッチして協力をいただきながら対応できる部分はしていくということが必要かと思いますが、その辺の考え方をお願いします。

○経済環境課長　ご答弁申し上げます。

今いろいろ委員のほうからのご意見というか、いただきました。やはり我々もパイプを太くということなのですから、そのとおりだと思っております、農業会議もそうですし、農業公社もそうですし、今はまだまだ情報公開も少ないのかもわからないのですけ

れども、今後もっと頻繁に情報交換をして、パイプというのですか、そういうのを太くしていきたいというふうに思っております。

また、先ほど農の雇用事業の関係もお話しいただきまして、聞いていて確かにそうかなというのもありまして、今はまだなかなかそういうことができていない状況かもわからないのですけれども、ちょっと研究をしまして、いい方向にといいですか、いろいろと研究、検討ですか、してみたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○町長 農業会議の件につきましても、やはり私も農業委員やっております、農業の法律、農地法ですとか、さまざまな法律の情報もいただきながら、農業委員やっておりました。農業委員の会長さんも、今うちの会長さんも胆振の会長さんを務めておりますし、北海道のほうの役員もなされているわけでありますので、非常に情報というのはいいただきやすいわけでありますので、何とか農家の皆さんの有益になるような情報をいただきながら、今後取り進めていきたいというふうに思います。

また、農の雇用の情報の提供でありますけれども、インターネットで調べればわかるのだということではなくして、やはり1年に1度でも農家のほうにもそういった情報を流すことも必要かなというふうに思いますので、提供に努めていきたいというふうに思いますし、先日の一般質問の中でも事務的な手続のお手伝いにつきましても行政が手伝える部分については手伝うということでお話しさせていただいておりますので、今後そのように努めてまいりたいというふうに思います。

○長内委員 関連してもう一点質問させてください。

農地の流動化に関する部分の中で、農業委員会にもかかわる部分になるわけですが、今中間管理機構のお話もしましたけれども、人・農地プランも鋭意農業委員会と行政、経済環境課を中心に取りまとめている。その会議も定期的に行われているのかなと認識しているのですが、私農業者ですので、私自身もよくわからない点があって、いわゆる農地の出し手と、それと受け入れる側、借り手との部分の中で従来の一般的な利用集積によつての貸借の部分、これは通常行われていると思いますが、それ以外に人・農地プランに沿った中での貸借との違いというのでしょうか、この辺がよくわからないと。というのは、ちょっと例を挙げるといわゆる出し手の側の通常の貸借と人・農地プラン、農地中間管理機構においての違いがどうあるのか、それから借り手、借りる側にとってメリットが通常の貸借と人・農地プラン、農地中間管理機構との違いは何なのかという部分が簡単でいいですので、大きな違いがあるとすればこの違い、大きな点だけでいいです。

それと、その周知はどのような形でやっているのかという点。なぜそういうことを言うかという、通常の貸借であれば例えば借りる側にとっては一般的な借地料を決めて払うわけです。人・農地プラン、中間管理機構においては例えば規模拡大加算と。要するに借りる側にもそれを使って借りると、例えば規模拡大的な補助金みたいのがオンされてくるみたいな話がある。それがわからないと通常になりますよね。農業者間は通常でやって

しまう。だけれども、メリットも生かし切れないという、その辺のアドバイス、指導を例えば新たに借りようとしたときに通常の借りる借り方よりは人・農地プランや中間管理機構に制度を活用して借りたほうが借りる側にも貸す側にもメリットがありますよというアドバイスが通常どういう形で行われているのかというのと違いがあるとすればメリットを受けれるような形で農業者に農業委員会なり担当課としてアドバイスをして有利な形で農地の流動化を図っていただくほうがいいのではないかという趣旨での質問ですので、その辺違いがあれば教えてください。

○菊地委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 48 分

再開 午前 11 時 51 分

○菊地委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

人・農地プランの関係、中間管理機構の関係だったのですけれども、どんなメリットかということなののですけれども、人・農地プランによって中間管理機構を利用すると、通常の利用集積との大きな違いは反当たりの補助金が出し手と言われる貸し手ですか、とあとは借り手の方にそれぞれ補助金が出るというプラス借りる側にとっては圃場を整備するためにも助成がされるということで、通常集積よりはそういう面では有利だと、メリットがあるということになっております。

また、そういったアドバイスをどういうふうに周知しているのかということなののですけれども、各農業委員のほうからもそれぞれの地域の農業者の方に周知もしていただいていますし、あとは人・農地プランの総会といいますか、打ち合わせといいますか、が毎年あるのですけれども、そこで中間管理機構のパンフレットなんかも渡して、こういうのもありますよと、そういったようなお知らせをしているという状況でございます。

以上でございます。

○松本議長 1点だけなののですけれども、農業委員会の関係でございまして、新年度予算、予算別添資料にも書いてございますけれども、新たな農業委員制度になって委員改正に伴う重複月の分がふえたということと、もう一つは最適化推進委員2名、一応これ予算化しているということでありました。今年度農業委員会の制度が変わるということで、いろんな説明がありまして、私もきちんと把握をしていない部分で確認だったのですけれども、現状でやっていただいている農業委員さんがいらっしゃって、次に新たな制度で農地の最適化推進委員、遊休農地を防いで貸借がスムーズにいくとかというところで国が肝いりで制度を入れたよと説明があったと思うのですが、道のほうではその制度に批判的なわけでもないけれども、あえて北海道のレベルでは最適化推進委員を設置しなくても、何かその数値もありましたですよ、何%以上がどうのという。済みません、よく覚えていないのですけれども。それで、北海道のいわば公の公的な指導ではないけれども、全体としても

それを置かないような方向でいくというのではないかというようなニュアンスで受けとめていたのですが、一応予算計上でこれになっているのかということと実際最適化推進委員を設置するのかなどかのことの確認をしたかったのですが。

○経済環境課長　ご答弁申し上げます。

今議長おっしゃるとおり、農業委員制度が変わりまして、この2月1日から28日まで農業委員さんの募集を行いまして、農業委員さんにつきましては定員8名ということだったのですけれども、一応9名の応募がありまして、4月以降にそれを8人に絞るというような作業になりまして、農業委員さんにつきましては6月の定例議会のほうに上程させていただきまして、議会の同意を得た後町長から任命という形になる。農業委員さんはそういう形になります。

今議長からご質問ありました農地最適化推進委員の関係なのですけれども、おっしゃるとおり制度が変わってそういう推進委員を置くということにはなったのですけれども、北海道のように集積というか、農地の利用の高度化というのですか、集積が図られているところについてはそういった最適化推進委員というのは特に置かなくてもいいのではないかなというような、そういう流れになってございます。その目安となるのが先ほちょっと議長もおっしゃっていた農地の集積率というのがございまして、それが大体70%以上あるところはもう高度化されているということで、あえて推進委員を置かなくてもいいのではないかなというような話になってございます。それで、壮瞥町はどうかということなのですけれども、壮瞥町は正式に言うとなんか足りないのは足りないのですが、ただ状況的に例えば複合、兼業農家さんの畑を担い手と言われる認定農業者が作業の委託を受けて実施していたりですとか、あとは伊達市の方が壮瞥町内で結構畑をつくったりとか、そういうところも入れますと実際のところは集積率としてはもう70%を超えるような状況ということで、北海道のほうにそれを申請をしていまして、そういう状況なので、最適化推進委員を置かなくてもいいのではないのでしょうかというような打診をしておりまして、本当であれば2月の中旬くらいまでにその答えが来るということで待ってはいたのですが、実は現在のところまだ回答は来ていない状況でございまして、本当に壮瞥町が最適化推進委員を置かなければならないのか、置かなくてもいいのかという判断は今はまだできていない状況でございます。もし仮に最適化推進委員を置かなければならないということになりましたら、決まってから募集をして、任命というか、農業委員会が委嘱するという形になるのですけれども、そういうような段取りになろうかなということでございます。今の段階では、最適化推進委員を置かなければならないか、置かなくてもいいかという判断はちょっと今まだできていない状況でございます。

以上でございます。

○松本議長　よく理解いたしましたけれども、これ法律によって定まっているのでしょね、農業委員会を含めてその推進委員は。だから、単独市町村で勝手な判断できないのかもしれませんけれども、よく考えると自前の農業の政策展開の中で農地集積率だとか、そ

それは結果の数字だと思うのですけれども、最適化の適用、農地を有効活用しているかどうかとか、そういったバランスも含めて一番把握しているのは当然単体の市町村だと思うのです。ましてやその担当課とか町とか、その辺の判断で、道の指示待ちだったり、道がどうするかわからない、まだ連絡も来ていないということで翻弄されて、では実際必要だったら置くべきなのだろうし、法律に書いてあって文言どおりやらなければいけないといながらその必要性を全く感じないなら、むしろ置く必要はないのではないのでしょうかと。置かないことの罰則があったり、デメリットがあるのですかと。むしろ堂々と私どもの町は上の判断に従わず、置きませんというようなスタイルでも何かいい気がするのですが、いかがなものなのでしょう。

○菊地委員長 ただいまより昼食休憩といたします。午後の開会は午後１時といたします。

休憩 午後 〇時〇〇分

再開 午後 １時〇〇分

○菊地委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

先ほどの農地最適化推進委員について、町の判断で置かなくてもいいのではということだったのですけれども、一応法令に基づき対応しなければならないということがありますので、北海道のほうから最適化推進委員を置かなければならないとなった場合には置かなければいけないということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 先ほど加藤委員の質問について後刻答弁することになっていました件につきまして住民福祉課長から答弁いたします。

○住民福祉課長 先ほど加藤委員からご質問のありました周産期医療確保事業に係る負担金等の内容についてということでご答弁申し上げます。

周産期医療の確保事業でございます。平成 29 年度西胆振 6 市町で実施をいたします。事業に係る経費 3,680 万ほどでございます。この事業に要する負担金を 6 市町の均等割が 10%と人口割 90%ということでございます。均等割に係る部分で壮瞥町の負担が 61 万 3,000 円、人口割に係る部分で西胆振 6 市町のうち壮瞥町の人口がおおむね 1.4%程度ということでございますので、46 万 4,000 円、合わせて 107 万 7,000 円の負担金ということになっております。

以上でございます。

○菊地委員長 106 ページ、107 ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、108 ページ、109 ページ、項 1 農業費の続きについて。

○加藤委員 新規就農支援対策事業についてちょっと伺いたいと思います。

新規就農フェア出展負担金は新規ということで確認したいと思うのですが、フェア出展に向けてのどのような内容での事業、要するに活動内容の内容的なものを説明していただきたいのと、また新たに期待と目標、今後のそういったものがあればちょっと伺いしておきたいと思うのですが、よろしく願いしたいと思います。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

新規就農支援事業の中の新規フェアの参加ということなのですが、こちら札幌ですとか東京で行われます新規就農者向けの説明会というのがありまして、そこには要するに出展というか、行ってブースを設けて、そういう団体がいっぱいいらっしゃるものから、その中にブースを設けて、そこには新規就農を目指すような興味を持っている方ですとか、本当に新規就農を目指すような方がいらっしゃるのですが、そこに出向いて行って壮瞥町をPRして、うちの町はこういう町ですと、こういうようなのがありますので、新規就農に来ませんかというのですか、そういったようなことを行うということで、一応今のところ東京、札幌を予定してございます。目標ということだったので、まだそんな大きな大それたような目標は立ててはいないのですが、一人でも二人でも研修というか、新規就農につながればいいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○加藤委員 わかりました。

そこで、説明会等に出席する方というのはやっぱり町職員1名なのでしょうか。例えば新規就農ですから、そのかわる何か農業者というのですか、別な形で該当者がいるのか、その辺をお伺いしておきたいと思います。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

説明会に行く人数ということなのですが、まず新規就農の取り組みを行うに当たって行政だけではきつとうまくいかないと思ひまして、その新規就農を行うに当たって地域の農業者ですとか関係団体に協力をいただいて、協議会というのでしょうか、プロジェクトというのでしょうか、新規就農について検討するような組織をつくりたいというふうに考えてございます。まだ全く誰にも声もかけていない、打診もしていないのですが、一応地域の農業者、また指導農業者という方もいらっしゃるのですが、そういう方たちにまだ声はかけてはいないのですが、ご協力をいただいて、そういう地域農業者ですとか、あとは例えば農協さんですとか、あとは農業委員会ですとか、普及センターですとか、そういうところのご協力をいただいて、そういう協議会みたいのを立ち上げて、その中でいろいろどうしたらいい、こうしたらいいというのを協議しながら進めていこうかなというふうに考えております。その中でいろいろ例えば説明会に行くのでもどうやって行ったらいいかとか、どういう人選で行ったらいいかとかというのを相談しながら決めていければいいというふうに考えてございます。

それで、その説明会に行くのは1人だと多分全く話にならないと思いますので、やっぱり2人、3人くらいでもって行った中でいろいろ説明とかはするのですが、これはこれからの相談というか、検討なのですから、役場、行政だけで行ってももしかしたら余りわからないようなこともあるかも知れないので、そのプロジェクトの中から例えば協力いただいて行ってもらいたいということもあるかもしれないですし、その辺は何もまだ決まってもいなくて、これから決めていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○長内委員 一般農政事業のGAP維持継続事業補助金、それから強い農業づくり事業補助金、これはどちらも多分農協を通してというのですか、農協に対しての支援というか、取り組みなのかなと思います。GAPは去年もそうなのですが、強い農業づくりのほうは馬鈴薯の貯蔵施設並びに選果施設の改造なのか、新築なのかわかりませんが、ということなのですが、それぞれ壮瞥の農業者がどの程度これにかかわっているのかという点、おわかりであればお知らせをいただきたいのと、それから新規就農支援対策事業、今加藤委員とのやりとりの中で理解させていただいて、一連の担い手対策で意見を述べさせてもらい大変恐縮なのですが、せっかくの取り組みですので、今の附属チームなり協議会みたいな形をつくって一緒になって検討して取り組んでいきたいということなのですが、東京、札幌ということで、私も札幌には何度か行ってその状況を見てきておりますけれども、農業に関心ある人が参加をしているということで、行政が持っているブース、それと農業者、特に法人等で即求職という形も含めたスタッフの募集というようなブースがあるのですけれども、より即そこに提示できるというのですか、そういう部分が非常に重要なかなと思っております。行ってPR、できればうちの町のPRだけで終わるのでなくて、即そこでコンタクトを持って、次年度からなのでしょうけれども、多分秋、11月かその前後ぐらいにたしかあるやに記憶しておりますので、次の年から例えば研修なり、いろんな形の中で壮瞥に来て、受けれるような形の中で体制を組んで、せっかくシェアハウスもできますから、そういう意味ではそれにもつなげるような具体的なプランをしっかりとっていく必要があるのかなと思っています。その辺についての考えを改めてまたお聞きしたいと思います。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

まず最初に、GAPの維持継続補助金の関係だったのですが、こちら優良農業の基準を示す認証制度ということで、生産工程管理に基づく品質保証を認証するというので、28年度からの取り組みということなのですが、ご質問にありました壮瞥町の対象者ということなのですが、壮瞥町の対象者は今2名と把握しております。農協全体では16名ということで、うち壮瞥町は2名ということで、先ほど委員おっしゃったとおり農協が半分で、残り半分を3町、壮瞥と豊浦と洞爺湖町で案分してという形のことで、とうや湖農協のほうに助成するという形になってございます。

それと、強い農業づくりの関係なのですが、こちらは馬鈴薯の貯蔵庫の拡張です

とか選果設備の更新ということで、こちらも人数なのですけれども、壮瞥町でこの出荷施設に出荷している方は1名というふうになってございます。こちらのほう全体では農協関連で57名がいらっしやいまして、そのうち壮瞥町でこの選果施設に出荷している方は1名ということでございました。施設につきましては、現在のある施設を拡張して、貯蔵庫を拡張するということと選果、ジャガイモを振り分ける選果レーンというのですか、それが今4レーンで対応しているのですけれども、対応できないということで、それを6レーンにふやすというような内容となっております。

それと、新規就農の関係で、フェアに行く体制ということだったのですけれども、これを取り組むに当たって協議会的なプロジェクトのようなのを設置したいというのは説明したとおりなのですが、まずそれがあいまして、その次にやっぱりいろいろ何点か大事なことがありますて、まず研修生を受け入れていただけるような、指導していただける農家、農業者の方を何人か確保しなければいけないということと、あとは研修を行うに当たってやみくもに研修といっても無理でしょうから、研修内容の整理というのでしょうか、こういったような研修をしていくかというような内容の整理というのにも必要になるのかなと。それは、我々だけではやっぱりできないので、協議会の中でどんなふうにしたらいいのだろうとかということで相談をしてそういった整理をし、あとは今委員からも話に出ていた住まいの関係です。シェアハウスもできるということもありまして、その辺のこういったようなルールにするかというような検討、それとあとは実際東京とか札幌に出向いて行ってブースを持って行うのだけれども、ただ行ってもやっぱり委員おっしゃるとおり何の意味もなさなかったらもったいないので、こういったことをするかというのは対応の検討というのでしょうか、そういった下準備をした上で実際に札幌なり東京なりに行ってブースを設けて説明をするというような、大体そのようなことで予定をしているというか、まだ計画も何もしていないのですけれども、そういうイメージを持っております。

また、説明会というブースを出すに当たっては、壮瞥町だけではなくて、例えば伊達市ですとか豊浦町ですとかも新規就農とか力を入れているということもありますので、そういった胆振西、例えば胆振地域とかというような形で、ブースは当然違うのでしょうか、胆振というようなことでもってPRもしていければいいのかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○長内委員 GAPにおいては、全体16名のうち2名が実際壮瞥町で今取り組んでいるという。それから、ジャガイモ、馬鈴薯に対しては57名のうち1名が出荷というのですか、貯蔵施設等を使って実際行われているということで、GAPについてはたしかもうちょっといるのかなという認識していたのですが、それが2名というのは私の勘違いなのか、減ったのかわかりませんが、ちょっと少ないなという。私も農業やっていますから、そういう意味ではGAPというのはハードルの面も含めてなかなか難しい部分もあるのかなと。ただ、とうや湖農協というのは全国で先駆けて農協としてのGAPとっているという体制

があるので、期待するところもあるのですが、同時にGAPの状況というのは多分全国的に農業という部分で見たときに非常に実は少なく、数%しかないのかもしれない。新聞等にも出ておりますけれども、東京オリンピックが開催される2020年、その食材に日本の食のPRも含めて日本の農産物を出したいと。できればGAPだという話があって、実はそれは理想なのですが、現実の現場の実態を見るとなかなかそのレベルではないというようなことで、これは農協の先行している取り組みというのはそれに向けてさらにPRも兼ねてもうスタートしているわけですから、早いところにいるのかなとは思っているのですが、では現実的にそれをどう生かすかという、農協のGAPという体制はそれはそれで支援しながら、実際壮瞥でそういうGAPを目指すというか、そういう志向がある農家はどの程度いるのか。ただ、例えばそれがグループなり個人の経営なりでGAPを目指す者に対する支援までを考えているのか、これは単なる農協に対しての支援でとどまるのか、その辺の考え伺いたい。

それから、次の馬鈴薯のこれは町が4分の1負担をする。2分の1が国、4分の1がJA、町ということなのです。町の、広域農協ですからそれぞれの分担があると思うのです。それは、平均割なのか、それともいわゆる利用している割合というのも加味されて負担の金額で出されているのかという点をお伺いしたいと思います。

それから、たくさんあって大変恐縮なのですが、新規就農部分については、これは現実的にはこれからいわゆる農業者なり組織なりも含めてどういう形がいいのかと。その中に今回のいわゆるフェア等に取り組みということも含めてこれから動くというのは私も理解していますので、ぜひそういう形の中で、要するにPRだけにとどまらないで即そういう形につなげていくような工夫が必要なのかなという点で、趣旨はそういう形で質問しているのですが、実は私も農業ではない形で町の定住促進にかかわって、担当者もおりますけれども、当時担当者と私と元議長の横山さん3人で池袋に行って、定住フェアというのをブースを設けて参加した経験がございました。その縁で、実は農業の経験をしたいということで長期にわたっての農業実習生を、そのときが縁というか、その前から若干コンタクトはあったのですが。それで、私も行っていましたから、ではやりましょうみたいな形で町に来ていただいて、3カ月か4カ月長期の農業体験をしてもらった経験がございました。そのとき思ったのは、来たのだけれども、どこに住んでもらったらいいだろうかというときに、なかなか適当な場所が見つからなかったという経験もありました。そういう面という、シェアハウスも含めてそういう体制は前もってとっていきながらいくということでしょうから、いいのかなというのと同時に、やはり本気になって研修したい、もしくは最初は例えば私も提案しましたが、雇用という形で入ることもいいとは思っているのですが、若い方は特に仕事を持っている方が多いわけですから、そういう面という長期にわたることになると新規就農ぐらいまで考えていると多分2年ぐらいは長期の研修が必要になってくる。そうすると、やっぱり仕事をやめる。何らかの形の中でそういう研修に入らざるを得ないということでもありますから、やはりよほどの覚悟というものを持って多分

来られている、そういう気持ちがある人は。そういうときの出会いの場ですから、ちょっと今検討中ですから後ほど返答しますと言ってからずっとあいてしまうとなかなかそのタイミングを逃すということもあるので、例えば受け皿としてのしっかりした方向性という、ではどこに研修に入るのか、もしくは最初は雇用という形で行くことも、やはり来る側にとってはいろんな入り口があってもいいのかなと思いますから、そういう面では雇用という形に入って、家族も連れて一定の給与をもらって、そして社会保険も完備された形の中で農業という部分に入ってくるというパターンも私は否定できないと思っていますから、そういうことも含めて町内どういってそれをストックできるものがあるのかというのをしっかりして立てていくことがその効果につながる部分は大きいかなと思っていますのです。そういう意味では、今答弁もありましたけれども、そういう形の中で現場とのいろんなすり合わせというのでしょうか、対応もとっていくことが重要ですし、できればの話ですが、本気になって受けようと思っている農家の方もできれば一緒に行って、そして説明をするということがより現実的に見えてくるというようなこともあると思います。

同時に、誰でもいいということで課長もちょっと触れておりましたけれども、関心があれば誰でもいいよということにも、逆にどうかなという思いも実はありまして、やはり本気になってやる。それから、それが実現可能かどうかということの見きわめというのでしょうか、一つのハードルも持ちながら、それになかった人材をできればその場でもその後でもいいでしょうけれども、詰めた中で支援体制も含めて検討してお答えをするというようなことも含めて、やはりしっかり準備をして取りかかるというのが結果を生む上では非常に重要なかなと思っています。要するに農業人フェア等の参加がこういう景気ですから、いろんな仕事の先として、どちらかというと売り手市場というのがありますから、そういう意味では農業という部分の中で以前よりは少し参加の状況も少ないというような話も聞いておりますから、そういう意味ではしっかりした下準備が、ぜひそういう部分では現場も含めて十分な検討をするべきかと思います。その辺簡単で結構ですので、お答えいただければと思います。

○経済環境課長　ご答弁申し上げます。

まず、GAPの関係だったのですけれども、壮瞥町内に2人ということで、農協全体で16名ということだったのですけれども、実は農協さんのほうから要望資料の中に2名ということでありまして、農協さんがかかわるGAPの維持に関しては2名なのかなというふうに理解をしております、そのほかにももしかしたら個人的にという方がいらっしゃるかもわからないのですけれども、申しわけない。ちょっと把握はしていない状況でした。そういう形で支援ということもあったのですけれども、これも実は余り掲げてはいなかったというのが正直なところで、これについては今後ちょっと考えていきたいなというふうに考えてございます。

それと、強い農業づくりの関係、馬鈴薯の関係だったのですけれども、壮瞥町が1名ということなのでも、この負担割につきましては作付面積でもって案分というか、

割り返しているといいますか、人数でというのではなくそれぞれの作付面積割というのですか、でもって負担割合を算出しているということでございます。

それとあと、新規就農の関係ではいろんなご意見をいただきまして、今回せっかくこういうことをやるわけですから、委員おっしゃるとおりできるだけ万全な準備をして臨みたいなというふうに考えてございます。

また、先ほど目標のところで、研修生が壮瞥に来ることになって、誰でもいいということではなくて、できればより本当に熱心な方を、ちょっと言葉は悪いかもわかりませんが、選んでといいますか、10人やりたいからって10人受け入れるとかということではなくて、その中でも本当に壮瞥町のほうに来たいというような方を、ちょっと言葉悪いですが、選ばせていただいて、そういう中で研修というか、そういうのにつながればいいなというふうに考えてございます。何分あとは説明会、ベテラン農業者という話もあったのですが、確かにそれはそうかなというのもありまして、それも検討チームというのですか、そういう中でいろいろご相談をした上でどういうのが一番いいのかというのを話し合いながらこの事業に対応していければなというふうに考えてございます。

以上です。

○長内委員 新規就農対策事業については、これから十分検討したいということでございますが、いろんな相手が、いろんなケースあるということだと思います。ですから、いろんなケースを想定して、それに対してどう応えていくのかというのが非常に重要なのかなと思っていますが、研究を続けていただきたいなと思います。

もう一つ質問したいのは、GAPの部分で、これは農協の支援ということで理解はさせていただきました。今後の中で、これはこの地域の金融機関も含めてそのことを研究する、また取り組もうという動きが若干見えています。これは、広域的なというか、壮瞥だけではなくて若い農業者も含めてそういう動きというのですか、オリンピックという一つのタイミングというか、目標というか、そういうことも含めて将来のこの地域の農業をどうしていこうかという議論の一つの延長線上の中にあるのかなとは思っていますけれども、いわゆる個人なりグループなりも含めて関心は少しずつ高まってきているというような実態もありますから、この辺の部分も町としては動向を理解しておく必要があるのかなと思っていますので、研究をお願いいたします。

それから、農協の馬鈴薯施設です。面積ということで負担430万の負担なのですが、これ総事業費って聞いていましたか。済みません。総事業費幾らの事業なのか、その辺教えてください。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

総事業費の関係ご説明しておりません。……申しわけありません。全体の事業費は約7億円ということになります。約7億円です。国の補助事業で行いますので、半分の3億5,000万円が国の補助金。残り3億5,000万円のうち、そのさらに半分、全体の4分の1、これが農協の負担ということで、農協の負担が1億7,500万円。残り、最後残った1億7,500

万円を先ほど言いましたとおり作付面積で案分して、壮瞥、豊浦、洞爺湖町、あとは伊達市の大滝ということで面積で振り分けまして、壮瞥町が437万4,000円ということになりまして、全体の2.5%ということになります。というような状況でございます。

以上でございます。

○佐藤委員 3番の堆肥センター運営事業について伺いたいと思います。

28年度よりも29年が委託料が少ないからいいとか悪いとかということではなくて、例えば畜ふん運搬作業委託料というのがありますけれども、28年度は当初予算で120万、29年度は345万6,000円、そして比較しますと225万6,000円の増になっています。先日いただいた資料によりますと、345万6,000円の運搬委託料は4,000トン进行予定しているのです。それで、28年度の予算120万をこれ1トン当たり1,500円になると思うのですけれども、1,500で割りますと……ごめんなさい。8,000円ですね。で割ると1,500トンぐらいの量で買っているのです、搬入が。29年度4,000トンを購入、運搬するということは、堆肥の生産量を幾ら、何トンといいますか、想定しているのかということです。

それから、2点目、堆肥センター管理・運営調査業務委託料、去年は320万で今年度300万で20万下がったからいいということではなくて、この委託はずっと継続してやる考えがあるのかどうか。私去年の予算審議のときのメモでは、28年限りとメモしてあるのですけれども、それが今年度また300万円ですか、予算計上しているのですけれども、この点。

それから、機械器具費でタイヤショベルですか、これを今年度900万で購入するということでもありますけれども、現在の施設で今後このような機械器具の更新といいますか、新規購入想定されるものが、現在承知していればいいです。承知していればどんなものがあつたのかということについて伺いたいと思います。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

まず、堆肥センターの管理運営業務の關係の畜ふん運搬作業の關係だったのですけれども、こちら大変申しわけなかったのですが、資料では4,000トンという形で示してございます。委員おっしゃるとおり、28年度は1,500トンということで計上しております。29年度は28年度以上に牛ふんを受け入れて、もっと多く製造したいという思いはあるのですけれども、実はこの4,000トンというのは資料としては間違つて計上してしまいまして、大変申しわけなかったと思つてございます。実は運搬費結構変動している關係で、総体の中でいいまいしょうか、その中でやりくりをしたいということもあつたのですけれども、ちょっと資料の表記がよくなかつたというか、ということでおわびを申し上げたいと思います。前年以上に畜ふんを受け入れて、もっと堆肥をつくりたいという思いはそのとおりになってございますけれども、だからって4,000トンを受け入れるかということとそこまではということではないということでご理解をいただければと思います。

それと、あとは堆肥センターの管理運営調査業務の關係だったのですけれども、こちら堆肥の製造の關係で指導員からアドバイスを受けているというようなものでございまして、堆肥の品質はかなり安定してきたということで、ただ、今町外への販路の開拓している最

中ということで、最近動きはちょっと少ないのですけれども、町外への販路を開拓しているということでございます。そういう状況なので、もうしばらく指導員の力をかりて、堆肥の品質もそうですし、販路の開拓をさせたいということで、今年度も計上させていただいております。ただ、今後もずっと継続するのかなというようなご質問だったのですけれども、今後もずっと継続し続けるということではなくて、いずれかの時点で整理をしたいなというふうに考えているところでございます。

また、機械器具の関係でホイールローダーを計上してございます。もうかなり老朽化しておりまして、今回計上したのですけれども、さらに今後そういうのがあるかということなのですけれども、今堆肥の袋に詰める袋詰め機がもう老朽化をしておりまして、これも平成17年当時から使っているものでして、かなりさびが上がってきている状態で、このまま使い続けると製品の中にさびが入るということも懸念されますので、近々それを更新しなければいけないかなという認識ではございます。

以上でございます。

○佐藤委員 先ほど私の発言で8,000円という言葉使いましたけれども、800円に訂正してください。訂正させていただきます。

そこで、この良質の堆肥をできるだけ多くの方に使ってもらうために、やはり指導を受けることも必要かもしれませんけれども、ここに長年勤めている職員、その方にきちっとした技術を習得してもらって、できるだけ早くひとり立ちというのですか、どこかで経済しなければ堆肥場の存続だ云々ということでもたまたま話題になることも予想されますので、できるだけ職員が一日も早く技術をマスターして、独立して堆肥生産できるように努力していただきたいと考えますけれども、このことについてどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○副町長 リサイクルシステムの代表も兼ねておりますので、私からお答えをさせていただきます。

現状リサイクルシステムでは、正規の職員が2名体制ということで運営をしてございます。そのうち昨年末に1名が退職し、新たに募集をして、現在ようやく応募をいただいて2名体制になったということであります。1名は以前から長くおりますので、堆肥の製造にかかわってはある程度熟練の域に入ってきたのかなというふうに思っております。ただ、当初から見ると生産方式が変わっておりますので、その部分はこれからまだ研さんを積んでいかなければ製品の均一化はなかなか難しいのかなというふうに思っています。ただ、いつまでもそうは言っておられませんので、今後も継続して社員が熟練を増すように努めていきたいなというふうに思っております。ただ、今はまだ十分な体制になっているとは決して言いがたい状況でもありますので、そこは改善できるものは改善に努めていきたいなというところで考えております。

以上であります。

○真鍋委員 私先ほど佐藤委員の質問の中にもありましたけれども、資材購入費、その

中での畜ふんの搬入の購入経費の中のものになる量と、それから畜ふん運搬の作業委託との量との違いで、4,000 トンではなく 1,500 トンだということで理解してもよろしいのかなというのと、あとそうなると今度運ぶ量が単価がトン当たり 800 円ですか、かなりの金額、半分以上になりますよね。この 345 万 8,000 円という数字はどういうふうな処理をするのかと、あと三井物産との販売に対するお話があったと思いますが、来年度に向けての話の内容の進展状況を伺います。

○経済環境課長　ご答弁申し上げます。

畜ふん運搬の作業ということで、4,000 トンというのは誤りだったという話だったのでございますけれども、これが例えば 1,500 トンとか 2,000 トンとかというのものもあるかもわからないのですけれども、28 年度は 1,500 トンということで計画をしております、29 年度は 1,500 トンということではなくて、2,000 トンなりたくさん多く受け入れたいというふうには考えておりますが、何分運搬費、これは 800 円というふうに書いているのですけれども、すごく変動するということもありまして、できるだけ多くの畜ふんを入れたいというようなことで金額を増額はしてはいるのですけれども、これが例えばでは何トンだとかというのはちょっと今は持ち合わせていないというか、できるだけ多く受け入れたいという考えのもとに組んでいるということでご理解いただければなと思います。

それと、三井物産への販売するという話だったのですけれども、こちらの話、1 月の全員協議会とかご説明させていただいていたのですけれども、今のところその話のそれ以降ちょっと進展がないというか、指導員のほうで鋭意交渉していただいている最中だということだとは思うのですけれども、これといった話はまだ来ていないというような状況でございます。

以上でございます。

○真鍋委員　運搬費は変動が激しいような説明でございますけれども、それでは 1,500 トン以上搬入したいという予定でいるということで理解しますけれども、ただ神内さんからの畜ふんの購入費が今度そうなるとぎりぎりになってしまっているという面も見えますので、ここら辺もちょっと何か怪しい数字だなと思うのですけれども、どうでしょうか。どうなっているのでしょうか。

○経済環境課長　ご答弁申し上げます。

数字的にはちょっといろいろとあるのですけれども、総体としましてこの範囲の中でできるだけ畜ふんを受け入れして堆肥のほうを製造していきたいなというふうに考えておりますということでございます。細かい製法ということになると説明もなかなかつかないかもわからないのですけれども、一応総体の中で取り組んでいきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○森委員　私も堆肥センター運営事業に関してお聞きしたいのですが、先ほど佐藤委員からの質疑の中では今後も機械更新の費用がかさんでくるということの答弁がございました。

そもそも論でまた私申し述べたいと思うのですが、主原料が他地域から入ってくること自体が公共公益性から外れてくると。ただ、壮瞥の場合でいえばたまたま家庭系の生ごみを処理しているという部分が若干それにひっかかるというのは、これは理解しているのでございますけれども、ただこの堆肥製造の行為自体が本当に壮瞥町の農業者全体の利益になっているのかという部分が私はちょっと疑問があるわけです。ですから、もし農業振興を考えるとということであれば、前にも多分言ったことあると思うのですが、畜ふんを農業者が購入する際の直接補助をやるだかということの検討といいますか、別な意味での土づくりを援助していく制度を考える必要があるのかなと。

それと、どうも費用自体が減る、減るといいながら、もう減っていかないのです。ということは、施設も当然老朽化しているから減らないというのはこれは理解できるのだけれども、これをいつまでもだらだらと続けていっていいのかという疑問があるわけで、先ほど余り費用がかかるようであれば施設の存続の議論がまた出てきますよというようなことも佐藤さんがおっしゃっていましたが、まさにそのとおりで、それはもう町の財政が将来的に本当にきつい状態が来るということであれば、その辺をやっぱり検討していく必要はあるのかなと。要するに施設が本当にこの地域にとって必要かどうかという議論をやっぱりしていくべきと考えるのですが、その辺の考え方について伺います。

○副町長 堆肥センター全体にかかわるご質問ですが、私のほうからお答えをさせていただきますが、そもそも論、当初堆肥センターができた当時の話に戻ると、現状の姿が委員おっしゃるとおりマッチしているのかという部分だと思うのです。そこは、多分委員さんのほかにも町民の方からも疑問符がついているというのは重々承知をしております。当初から生ごみ堆肥をつくることで公益性があるというふうな認識でいましたから、それは補助制度を使って施設をつくって運営してきたという経過からすればもう設置してから10年を経過していますから、一定程度の老朽化もしていますし、ということを経験で考えていくと、町にとっての堆肥センターのあり方がいかにかというところはどこかの時点でやっぱりもう一度考え直す必要もあるかもしれません。それが今なのか、いつなのかということをお問われると、現状でははい、今ですとも言えませんし、何年先ですとも申し上げることができませんが、まさに行革を進めようという考えでいますので、そういった中でもその観点の中で組み入れて一定程度の判断はしていく必要があるのかなというふうには思います。ただ、今堆肥センターを活用して土づくりをしている方もおられることは結構な農家さんもいらっしゃいますから、そういった方々に対する対応も出てきますので、その辺を十分加味しながら判断はしていきたいなというふうに思っております。現状では、お答えできる部分というのはその程度だということでご理解いただければと思います。

○森委員 存続の議論がいつになるかというのが未定で、時期的には言えないというのですけれども、ただ私心配するのは当然先ほど言ったように施設が老朽化していくわけですから、施設の更新というのは必ず発生してくると。例えば事業の効率化もあるでしょうけれども、従業員の安全も考えてなるべく新しい機械。だから、それを繰り返していくこと

によってずっと判断が先延ばしされていくだろうということだと思うのです。ですから、少なくとも行財政の見直しというのを考えるのであれば、もうやはり判断時期は仮にいつになるかは別にしてもその議論は始める必要があるだろうということだと思うのですが、その辺についての考え方は。

○副町長 おっしゃるとおりだというふうに思います。どなたかの話を持ってくるわけではないですが、やめる勇気というのも必要だというふうに思います。地域が衰退していく原因には、過去の慣習に従ってやめれないから衰退するのだというご意見もあるやに聞いています。だから、今の現状がベストではなくて、よりよい方向に持っていくためには負の遺産を引き継がないためにどういった行動ができるかというのは十分知っておくべきだなというふうには理解していますので、そういった観点でどこかの時点で見直しをするという方向で考えていく必要はあるというふうに認識していますので、検討を早目に進めていきたいなというふうには思います。ただ、現状運営している状況も踏まえて、違う角度で運営できないかということもあわせて検討する必要もあるだろうというふうな思いもありますので、その点は多方面から検討させていただいて、また改めて議会の皆様とも協議をしていければいいのかなというふうに思っています。

○高井委員 私も堆肥センターで聞きたいのですけれども、一応ことしの予算書の形の中でいくと総体の中でいったら若干の委託費は下がっているということなのですかけれども、その中で製造量は上がるという傾向にあるのに一番水分を抜くのに必要な電気の関係の経費が下がっているという部分があるのですけれども、これは指導していただいている人の指導方法で、製造方法が極端に変わるからそうなるのか、その辺について聞きたいと思います。

○副町長 電気の使用料に関する部分ですが、リサイクルシステムという会社として見ていきますと、製造方法が変わったというのが大きな点であります。これまでは機械処理方式を使っていたとして、大部分が電気を使う機械を使っていたと。それをやめて、発酵棟の中のブローを時間を決めて運転をしているという状況に変えていますので、以前よりは電気の消費量が下がっているという状況にあります。この生産方式でいけば、電気の使用料というのはそんなに多くなならないだろうということで、今までの実績を踏まえての予算計上に加えているという状況になっています。

○長内委員 堆肥センター運営事業にかかわって質問させていただきたいと思います。

今堆肥の施設等の今後のという部分の中で議論もされておりましたが、私はいま一度考えなければならないなと思っているのは、当然堆肥の生産コストをどう下げるか、良質な堆肥をどう安定的に生産していくか、これは大事なことだとは思いますが、でも、なぜ壮瞥町に堆肥が必要なのか、そのために手段として堆肥センターが設立されて現在に至っているのかなど。やはり最初の理念というのですか、その部分を今しっかり真剣に考えるべきだろうと。そこにメリットがあるから堆肥センターを継続しているのだらうと思っていますので、そういう意味でいうとその根幹の部分、なぜ堆肥が必要、なぜ堆肥センター

が必要なのかということの基本的な理念の部分をやはり農業政策としてきちっと打ち出していく。それを農業者も含めて理解をして結果を出していくと。やはり堆肥をやっている結果を生む。それが広くわたって壮瞥全体の農業なりブランド化も含めていい効果を上げていく。もうそれをやっぱり真剣に考える時期だろうと。堆肥生産そのものは、以前よりは良質な堆肥が安定的に生産される。また、販路も含めて協議会等も説明ありましたけれども、安定に向けての動きとしての提案もあるという中で、それは今委員の指摘のとおり年数もたっていますから、施設の老朽化等によって更新等も出てくる。また、増産に伴っての新たな投資も出てくる可能性もあると思います。それはそれとして、やっぱり議論していく。ただ、何のためにやっているのだという、その政策としての理念、それを多くの町民の方に理解してもらう。また、結果を出していく。その結果を広めていく。そのためにどうあるべきかという、そのための一つのアイテムである手段が堆肥センターであり堆肥なのだろうと。この辺のしっかりした考えがやはり今求められるのかなと思っています。その辺についての考えをお伺いしたいと思います。

○町長 ご質問にご答弁申し上げます。

堆肥センターの存続、運営について、従来より私は存続をしていきたいというお話をさせていただいております。それは、やはり壮瞥町の農業の振興とまちづくりを含めて農業の振興という形で進めていきたいということはもう以前からのご質疑の中でご答弁をさせていただいておりますので、理念というものはそういうものであるというふうにお考えをいただきたいというふうに思います。その上で堆肥製造方法、あるいは良質な堆肥の製造のためにアドバイザーも入れて、議員の皆さんや農家の皆さんのご理解をいただきながら今日まで進めてきてございます。ですから、今後も農家の皆さんにこの堆肥を使って農業生産性を高めていただいて、本当に壮瞥町の農業を多くの消費者の皆さんに理解をいただけるような、今度は農家の皆さんの取り組みも期待をしていきたいというふうに思います。

堆肥センターが負の遺産というふうに当初新聞報道でもございましたけれども、財政的な負担も委員の皆さんがご心配されるのは、毎年毎年継続してこういった堆肥センター運営に係る費用がかさむことによって、ボディーブローのような感じでうちの財政にも大きく影響しているというご指摘等は真摯に受けとめながら、今後何かの機会がございましたら本当に壮瞥町の堆肥センターが農家にとって必要なのか、町民の皆さんにとって必要なのかということを改めて聞く機会を設けていきたい。一般消費者の方の、一般家庭の方々の生ごみの処理もしておりますので、これを広域センターのほうへ持っていくとまたそれなりの負担が町に生じてくるわけでありますので、そういったことも考えながらこのセンターの意義、必要性、本当に農家の皆さんに必要なのかということもいろいろ意見を聞きながら進めていければなというふうに思います。ただ、私は農業の振興の上では大切な施設でないだろうかというふうに思っているところであります。

○長内委員 今町長から答弁いただきましたけれども、町長はそういう意味での政策判断といえますか、そういう方で決断をされて今取り組んでいると思いますし、私も議決する

立場としてはそういう判断の中で継続という部分の中で議員として判断をしたと思っています。ただ、ある面で負担がかかるから、例えばそれを中断なり廃止ということは、場合によってはそれは必要な場面も出てくるかもしれませんが、今まで多くの時間と議論と、それから多くの取り組みと当然お金も含めてかけてきた。これを無駄にしないことをやっぱり今考えなければならないですし、それから実際にそれを活用する指導を受けながらやってきた。その実践事例ということもそれなりに検証して、どういうところでどういう効果が生まれているのだ、結果が出ているのだということをやはり分析をする必要もあるのではないかなと思っています。それでよければ、またそれを一つの部分の中でどう普及していくかということも含めて考える時期にも来ているのではないかなというのと、それから今後の部分の中でそういうものも含めながらしっかりした検討もしていく時期なのかなというような感じがします。

今GAPの話も出ましたが、いわゆるこれがなかなか普及するかどうかというのは難しい部分もあるのかなと思っていますが、ただ単に堆肥をやっていいということではなくて、生産管理工程として衛生上いろんな部分の中で今後その取り組みが、そういう部分も視点に入れた生産現場の取り組みというのが今後の部分の中でも重要な位置を占めてくる可能性もあるのかと思ったときに、衛生的な管理の中で良質な堆肥が安定的に生産されて、それが栽培の中で生かされて、より安全な農産物ができるということもある面で非常に付加価値なりブランド化につながる可能性もありますから、そういう意味ではそれをどうこれから生かして普及していくかという、これはある面で行政だけでは当然限界もありますし、農業者、それから農協も含めてやはりその議論をしっかりしていく必要があるのかなと思っています。農協も確かに堆肥センターの部分の中では、町の取り組みとして広域農業だからなかなか足並みをそろえてやるのが難しいやにという話も間接的に聞くわけではありますが、先ほどの予算も含めて広域的な取り組みに協力すると同時に、地域の農業をどう安定的に持っていくか。そういう意味では、経済団体の一つとして農協もやっぱり一緒になって考えていく。そのために町長先頭に農協との連携なり可能性の部分も研究していただきながら取り組んでいく必要があるのかなと思っています。その辺についての考えもお伺いしておきたいと思います。

○菊地委員長　まず初めに、長内委員はこのページで5回目でしたので、申しわけない。私の勘違いで、2回目と勘違いしましたけれども、5回目でしたので、この次は3回に抑えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○副町長　副議長からのお話、ご提言というか、ご意見として承っておきたいというふうに思います。各団体との連携という部分、以前からもそういったお話をさせていただく機会もあって、多々しておりますが、なかなかうまく進まないというのが副議長言われるとおりであります。そこは、広域農協さんのありようといいますか、姿といいますか、そこがネックといいますか、非常に動きがとりづらいといいますか、そういった部分もあって進んでいないというのが実態であります。事あるごとに協議といいますか、お話はさせて

いただくのですが、乗っていただけないなという部分も多々ありますので、ほかの全体の町と農協さんとの連携事業もありますから、その中でどう歯車がかみ合うかどうかはちょっとわかりませんが、かみ合わせながら協議を続けていきたいなと。うまくいくかどうかというのは未知数ですが、協議だけは続けて、地域発展のために努力はしていきたいなというふうに思っております。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 これより休憩に入ります。再開は 14 時 10 分といたします。

休憩 午後 2 時 02 分

再開 午前 2 時 10 分

○菊地委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

108 ページ、109 ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、110 ページ、111 ページ、項 1 農業費の続きについて。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、112 ページ、113 ページ、項 2 林業費について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、114 ページ、115 ページ、項 2 林業費の続きについて。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、116 ページ、117 ページ、項 3 水産業費について。ありませんか。

○森委員 116、117 ですよね。内水面漁業支援事業についてお伺いいたします。

洞爺湖漁協の関係なのですけれども、近年組合員の高齢化が進んで運営が厳しいという話も聞いておるのですが、今の組合の実態といいますか、組合員数わかっていれば教えていただきたいのですが。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

洞爺湖漁協、高齢化しているということで、現在の組合員数ということなのですけれども、現在の組合員数は 23 名ということで聞いてございます。聞くところによると、こちらの組合員数が 20 名以下になると自動的に解散ということになるらしくて、ぎりぎりということだそうです。聞いた話なのですけれども、ということだそうです。ただ、今までは壮瞥町と洞爺湖町の町民しか加入できないということだったらしいのですが、組合員の規約を変えて伊達市の方も入ることができるようになったということ聞いてございます。それで、組合を維持したいというような話を組合の方からお聞きしてございます。

以上でございます。

○松本議長 関連でお伺いしますけれども、昨年も同額の補助をしておりますけれども、この先いつまで続けるのかということもありますが、この効果、組合のほうからどのよう

に聞いているのかということを確認したいと思います。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

この補助の期間は、28 年、今年度から始まりまして 30 年度までということで 3 年間ということで聞いておりまして、毎年 50 万円ずつ、壮瞥町と洞爺湖町とで同額ということになってございます。こちらの事業なのですけれども、洞爺湖漁協と、あと北海道大学と、あとさけます・内水面水産試験場とあります。その協力を受けて、ワカサギの卵と、あとはヒメマスの子魚を種苗生産ということ、安定化ということなのですけれども、ワカサギの卵は道内の湖で今余りとれないらしくて、洞爺湖のワカサギはすごく貴重だということらしいです。それで、例えば需要が多いということで、利益というのでしょうか、採算が見込めるということで、こういった試験的なのということで事業に着手しているということとでございます。

28 年度は、総事業費 480 万円ということで事業を行ってまして、地域づくり総合交付金を 200 万円入れまして、壮瞥町と洞爺湖町で 50 万円ずつ、そして漁協のほうで漁協の単独費用というのでしょうか、180 万円ということで、480 万円という事業費になってございます。29 年度、30 年度につきましては、地域づくり交付金というのはなくて、壮瞥町、洞爺湖町、漁協でそれぞれ 50 万円ずつということで 150 万円ずつの事業費を 30 年度まで計画しているということとでございます。

それで、28 年度なのですけれども、28 年度はワカサギから卵を取り出すふ化器というふうに聞いているのですけれども、それを購入したのと、あとそのための網を購入しているというのが今回の事業でございます。先ほど申しましたとおり、洞爺湖のワカサギの卵ってすごく貴重ということで、それを出荷というのですか、売るというのでしょうか、それで採算がとれそうだということなのなのですけれども、実際問題まだ着手が遅かったものですから、今卵を取り出すということまではいってなくて、今年度の事業自体は完了はしたのですけれども、実際に卵を取り出すのは多分 4 月から 5 月ぐらいになりそうだと。卵については、ふ化したものと違って、コストがかからなくて送りやすいらしいのです。それで、経費がかからなくて利益につながるというようなこととございました。また、ヒメマスにつきましては、ヒメマスはふ化をするわけなのですけれども、ふ化をさせて洞爺湖の資源を確保するというような意味合いだそうです。ということで、北大と内水面水産試験場の協力を得て試験的に実際行っているということで聞いてございます。

以上でございます。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 118 ページ、119 ページ、款 6 商工費、項 1 商工費について質疑を受けます。ありませんか。

○加藤委員 私は商工振興費の一般の道の駅テークアウトコーナーの検討事業補助金について、200 万円についてちょっとお伺いしたいと思います。

これは、事業主体は実行委員会という形で説明がありました。今実際事業実行委員は何名ぐらいおられるかということが1点とその中で対象事業が、そうべつグルメマルシェの開催が何回ぐらい行われようとしているのか。

それと、運営組織の検討に要する経費という部分なのですが、この辺もどのような内容なのか説明をいただきたいと思います。

また、先進地の視察研修に要する経費、これ過去も何かやった経緯があったように記憶しているのですが、内容的なものは同じなのか、また変わった点で視察的なものを考えているのか、さらにやはり私が思うのですが、こういうことにかかわるのであれば個人負担も必要なのかなという部分も個人的には思うのですが、その辺も含めてどういうふうに受けとめているのかお伺いしておきたいと思います。

○商工観光課長　ご答弁申し上げます。

まず、実行委員会の委員ですが、こちらは現在4名ということになっております。その中に壮瞥高校さんも入っていただいておりますので、民間の方については3名、壮瞥高校さん1名という形で4名の実行委員会体制となっております。

それから、グルメマルシェにつきましては、昨年議員協議会でご説明したとおり、29年度につきましてはお店の継続性を検討するという意味もありまして、単発のイベントではなくある程度一定期間を通して行う形で、施設整備についてもプレハブを設置して、6月の1カ月間と11月はちょっと中旬ぐらいになるかもしれませんが、それから1カ月間という合計2カ月間を予定しております。それを土日だけではなく毎日通して運営するということで、継続性を検証していきたいと考えております。

それから、運営組織の検討の費用でございますが、こちらのほうはやはり長らく運営していく組織をつくるというのは少なからずハードルが高く、いろんな課題もあるかと思えますので、こちらのほうは専門家を入れて検討を重ねるという意味で、その専門家に対する委託費用の部分で見えております。

それから、先進地視察の件でございますが、昨年につきましては7月の中旬に関東方面、先進的な道の駅のテークアウトコーナースタイルを検討、視察してまいりました。29年度については、この実行委員会の組織検討の中で単なるテークアウトコーナーを運営するだけの組織だけではなく、今後発展的には地域のいろいろな農産物の加工、それから販売といった部分をトータルでリードしていくような動きをしたいという積極的なご意見もありまして、いわゆる最近地域商社という言葉がありますが、そういった活動をしている先進地を絞って視察をしてまいりたいと思っております。

それから、個人負担についてですが、これは昨年来からグルメマルシェの売り上げについて10%を会のほうに納入していただいております。これにつきましては、この考え方を踏襲いたしまして個人負担をまた売り上げに応じていただきたいと思っております。

以上です。

○長内委員　商工振興一般にかかわって、予算化はされておりましたが、経過も含めてお

伺いたいと思います。

いわゆるシードルの取り組み、実行委員会を中心に組織されて、それもそれぞれ会費というのですか、出資というのですか、そういう形で負担しながら2年間取り組んでいたと。議会にもご案内いただいて、昨年とことし、シードルのお披露目会という形で呼んでいただきまして、非常に内外ともに好評という話も聞いております。その補助が一応28年度で終了したということで、ことしは予算化されていないわけですが、ある意味当町としては官民というのですか、中で取り組んだとしては非常に成功例の一つかなと今の段階では私も判断しておりますし、関係にかかわった皆さんのご苦労に敬意を表したいなと思っております。

その上で、2年間の補助期間は過ぎたわけですが、ジュースも含めて今後のシードル等の展開はどのように考えられているのか、その辺おわかりでしたら伺いたいと思います。

○商工観光課長　ご答弁申し上げます。

まず、シードルづくりについては副議長おっしゃられたとおり、本町の農商工連携のモデルケースとなる非常に素晴らしい成果を上げていただいていると認識しております。それで、今回農商工連携の補助事業予算化しておりませんが、これについては予算策定期間に実行委員会側と打ち合わせした中で力強いお言葉といえますか、今後は自立していくというお言葉がありましたので、今のところ農商工連携の補助事業の制度は残しておりますが、予算化をしていないという状況でございます。一定の試作段階は終えたのかなという感を持っておりますが、今後販売を伸ばしていくためには、町がいろいろプロモーションに出かける場合にそちらはやはりシードルの実行委員会のほうにお声がけをして一緒にプロモーション活動をするなり、そういった連携はとっていきたいと思います。また、実行委員会側から何らかの支援を求められた場合には検討する体制は整えておきたいと思えます。

以上です。

○長内委員　わかりました。非常に一生懸命取り組まれた、そういう意味ではまさに実務者というのですか、実務者それぞれ農業側、商工側連携して取り組んでこの成果につなげていったのだらうと思っています。これは、今後の部分の中で補助金という分、一応28年度で終わったという形。ただ、この火を消さないように多分考えられている。そのために出資といいますか、負担もしながらということ、そこに期待をするわけでありませうけれども、ある意味経済行為ですから当然合わないことは続けられないということもあるでしょうし、合う形の中でどうそれを定着した形に、活力ある地域の裾野を広げるような部分に取り組んでいくようなことに今後進んでいくことを期待するし、またそれもある面でそれを支える立場として、町といいますか、行政の支援ということも不可欠なのかなと思っております。

その上で、一つの加工という部分の中で取り組んで、それはシードルのお酒の部分は道

外の企業にお願いをして取り組んでいて、それもまた品質がいいということで評価をされているようでありすけれども、それを安定的にしていく中で、やはりシードルというのが一つのきっかけであって、それを農業なり観光なり商工なりと、そういう部分にどう展開していくかという、その一つのきっかけだと思っていますから、そういう意味では例えば加工のリンゴの位置づけ等もかなり最近変わってきています。そういう需要もふえている、国産のリンゴに対する。これも一つのこれからの果樹振興の中では考えていかなければならない。これは商工セクションでない、農業セクションなので、答弁もあれかもしれませんが、いわゆる果樹組合初め壮瞥町の特産品の一つであるリンゴも含めた果樹振興に今回の取り組みをどうつなげていくのかという取り組みの視点、それは果樹組合、農業者も含めて一緒に考えていかなければならないと思いますが、それと観光としてのそれを取り組みをどう生かすかということがやはりこれから議論されていって、その相乗効果が生まれてくるというふうに期待をするわけですが、その辺の行政としての視点、取り組みを考えているのはどのように考えられているかお伺いしたいと思います。

○菊地委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午前 2時29分

○菊地委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

まず、今後農業サイドとの連携ということでございますが、当然新しいすばらしい取り組みを継続していくという中で、やはり原料の確保というのが一番の課題になってくるかと思しますので、今農商工連携をリードしている商工観光課といたしましても経済環境課と連携しながら、入り口の部分というのですか、加工原料の確保、それからさらに先般来もお話ありました担い手の確保とか、そういうものについても一緒に検討していきたいと思っております。

それからまた、今後この取り組みを観光にどう生かしていくかという部分になりますが、当然やはり今外での加工ということになっておりますので、その分もコストがかかっていたりする部分ありますので、実行委員会との協議も必要ですが、もし町内加工でということになりますと行政側としてもその支援、どこまで支援できるかというのはまだわかりませんが、必要な財源対策とか補助金を見つけてくるとか、そういう支援は一緒に考えていくという体制でいきたいと思えます。

以上です。

○長内委員 2年間の補助ということで、補助が終わってせつかくの取り組みがここで終わらない、何らかの形で一層の広げること期待もいたしますし、また28年はジュースの搾汁といいますか、加工も、1次加工というのですか、それは地元の農産加工センターを活用したということでございますし、これはもちろん民間の会社でありますからとやかく

勝手に言えないところもあるのですが、ある面歴史を持って地場産のリンゴをジュースにという、取り組まれて相当長い歴史を持って、ノウハウを持っている。もちろん販売も含めて、委託販売も含めて取り組んでいるという実績もあるわけですから、ある意味新しい加工のあり方も研究するのは大事ですが、従来の加工というものをさらにレベルアップしていくという取り組みの一つの経験というのですか、そういう部分もあると思いますから、そういう面ではいろんな形の中でこの取り組みを評価、検討して次に生かしてもらいたいなと思っています。

この農商工連携、まだいろいろあると思います、テークアウトにしても。あると思うのですが、この辺事業が一つの節目を迎えた中で、肝いりというか、町長の政策として進めてこられたわけですが、町長、その辺どのように評価されているかお伺いしておきたいと思います。

○町長 特産品開発ということで、農商工連携も含めて政策として進めてまいりまして、本当に多くの皆さん方の協力をいただいて、今回このようにシードルができたわけでありまして、やはり今委員おっしゃるようにこの1回、2回で終わることなく、将来に向けてこのシードルが生産されて、販売されて、地域の還元になっていけばなというふうに思っております。担当課でも話しているように、リンゴの需要が非常に多くて、観光向け、もぎ取り等もあって観光向けにも需要が多くなってきておりますし、加工の面においても需要が多くなってきているというふうに、企業のほうからもオファーがあって、リンゴジュース、壮瞥のリンゴを使ったジュースを今もう製造販売している状況にありますので、そういったことも含めながら総体的に考えて今後継続していけるように、関係者の皆さんやリンゴをつくっている農家の皆さん方とこの確保に向けて、またリンゴ園地、果樹園が長く継続していけるような方策をみんなで考えていければなというふうに思っております。

ただ、やはり特産品開発もリンゴだけではなくしていろんな面で加工されて付加価値を高めていけるように、農家の皆さんにも全員、全員がこれに対応できるかというのはなかなか難しい面もあると思いますけれども、できる方々が本当にこういった助成金もありますので、それを使って、活用して、自分あるいは共同でもそういった付加価値を高める意味でも個々に少し勉強していただいて加工品をつくってほしいなと、そんな思いではありますので、今後とも皆さん方の協力と努力、お願いをしたいというふうに思います。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、120 ページ、121 ページ、項1 商工費の続きについて。ありませんか。

○長内委員 観光振興一般の国内誘致事業負担金 40 万円ありますが、失礼しました。国内誘致では、国内に限らなくて国外といいますか、海外も含めて、せっかくの機会ですので、ちょっと観光振興一般という視点の中で関連ということでお許しをいただいて質問したいと思っておりますが、国内ということよりもつい先般町長がトップセールスという形でタ

イ国を訪れて、これは多分隣の洞爺湖町さんと、首長も同行して経済界等を含めて行ってPRをしてこられたと思いますが、タイ国は初めてなのかなという感じが勝手にしているのですが、中国等々はあると思いますが。韓国も含めて訪れて、北海道、当然この地域の観光という部分にどのような感触を持たれたか、また今後どのように観光振興という中で海外の誘客に取り組もうとされているのか、経験も踏まえて、感想も踏まえてお答えいただければと思います。

○町長 海外トップセールスについてご答弁申し上げたいというふうに思います。

一昨年、昨年、そしてその前の年でしょうか、3年間、台湾2年間、そして今回洞爺湖町あるいは洞爺湖町の観光協会、壮瞥町の観光協会の事業者の皆さん方とタイのほうにトップセールスに一緒に行ってまいりましたけれども、やはりタイのほとんどそういう観光にかかわっている事業者の皆さんの会社のほうに表敬訪問し、そして今この地域に送っていただいている観光客の送客についてもお礼を申し上げながら、うちの町あるいは洞爺湖町、この地域の魅力などをPRさせていただいてきましたし、事業所は事業所の取り組みについてもそういった会社のほうで説明をさせていただいたし、今回タイでたまたま旅行博というものが開催されまして、世界何カ国かはわかりませんが、数多くの国が出展をし、日本でもまずはJTBという大きな旅行会社もブースを設けてPRをしておりましたし、北海道の観光振興機構もブースを設けて北海道のPRをしておりました。そういったことも見ながら旅行会社の皆さんとお話し合いをさせていただきましたけれども、非常に北海道は日本の観光地としても四季によっていろいろと楽しみがある、そういった地域であるという評価もいただいておりますし、また少しずつタイのほうのお客さんもふえている状況にありますので、何とかこれから多くのお客さんをこの地域、北海道のほうに送客をお願いしたいというふうにお願いをしてみたいところでもございます。非常に好意的に受けとめていただいて、事業所の皆さんも本当に真剣に地域のこと、あるいは自分で営んでいる事業所のプランですとか、そういったこともいろいろお話をしていたように感じておりました。非常に受けとめていただくのは好意的に受けとめていただいたというふうに思っております。ただ、国王が逝去されて喪に服しているということでありましたから、今後喪が明けますとまた活発に送客いただけるというふうに思っております。

○長内委員 ありがとうございます。

個人的で大変恐縮なのですが、私も昨年タイに農業の関係で視察に行ってきた経緯がありまして、反応、町長も同じ気持ちを持たれたと思うのですが、日本に対する親日国でもありますし、そういう面では関心も高いと思って、特に北海道に対するイメージが非常にいいという形で、農業の側面からいうと北海道の農産物という部分、これはタイに限らないのですが、東南アジアの部分の中ではこれから重要なかなというような感じを持ってもしましたし、またある意味タイということを考えてときに、観光も農業も含めてこの地域の魅力をどう伝えるのかと非常に関心を持って私も帰ってきました。そういうことで町長も同じ国に行かれて、室蘭市の市長もたまたま私が昨年行ったときに、そのちょっと前

にタイに行かれていて、タイとの輸出入の部分の中で小さいコンテナというのですか、それを生かしてタイとの貿易というのでしょうか、そういうやりとりの部分の期待感を向こうに行って表明されたという話を聞きましたけれども、何か聞くところによりますと日本からタイに送り込む、いろいろ農産物初めあると思うのですが、その帰りの便がタイから日本に来る分の中で、そこがまだ難しいところがあって事業化になかなか結びついていない点もあるやに聞いておりますけれども、特に観光地でもありますから観光と含めたそういう期待感というのも非常に持ってきたわけですが、中国、台湾、韓国初めそれ以外の国、マレーシアにしてもシンガポールにしてもそういう東南アジアのお客さんがふえつつある、洞爺湖圏域の中でも。それに応じた観光地としてのあり方、これは洞爺湖ばかりではない、登別も含めるのかもしれませんが、こういう部分の海外に向けた観光地としての今後のあるべき姿をどのように描いていくのかなと。この点について取り組もうとされている点があれば、また取り組む必要があるという認識がありましたらその点について、これは担当課長のほうがいいかと思いますが、お聞かせいただきたいと思います。

○商工観光課長　ご答弁申し上げます。

海外の観光客に向けた観光地としての取り組みというご質問だったと思いますが、まず今現在やはり町単体で海外にいろいろPR、普及するというのは難しい状況でございますので、ご存じのとおり洞爺湖町と2町での先ほどあったトップセールスですとか、あるいは広域観光圏、こちらと合同でさまざまなプロモーション活動を行ったりということがございます。その中で近年特筆すべきことは、洞爺湖町と2町であれば冬季の周遊観光バスということで、今回2カ月間の実証試験を行いました、非常に予想を超えるお客様の利用があったということで、やはり特に洞爺湖温泉から昭和新山へのアクセスのニーズが高かったのではないかとということが判明したということでございます。

それから、広域観光圏においては、ことしは手ぶら観光の推進ということで、札幌、千歳、それから登別、洞爺湖を結んだ荷物の宅配サービス、これについてもそこそこの実績をいただいたということで、こういった細かい取り組みになるかもしれませんが、来ていただいた観光客の皆さんがこちらの利便性を感じていただいて、また来たいというような、そういった取り組みを近隣市町と連携しながらさらに取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○町長　先ほど海外への輸出に対しての取り組みをどう考えるかというご質問があったかというふうに思います。実は平成28年、北海道開発局が胆振のこの近辺と、あるいは後志も含めて小口輸送ということで東南アジアのほうに輸出を検討したいというお話がありまして、私もその席にちょっと同席をさせていただいて、この近辺では伊達市と壮瞥町が同席させていただいて、小口輸送について北海道開発局が検討したいということで、農産物の輸出、あるいは加工品でもよろしいですし、海産物でもよろしいのですが、そういった輸出に向けて取り組まれる商品があればぜひ申し込んでいただきたいということで、いろ

いろいろお話を聞きながら帰ってまいりましたけれども、一応壮瞥町で何かそういったことに試験的に、実証的に出せるものはないかということで検討はしたのでございますけれども、なかなかそれに対応できるような農産物がなかったというか、農家の皆さんが出したいというご希望がなかったというふうに担当のほうから聞いておりました。ことしも呼びかけありましたけれども、今回はちょっとご遠慮させていただきましたけれども、そういった機会を捉えながら、そういったことに一緒に行動ができるのであれば今後広域的に取り組みができるようになったときにまた考えさせていただきたいというふうに思います。

○佐藤委員 2点伺います。

1点目は、観光施設管理事業の中にし尿浄化槽の委託料がありますけれども、これはいいのですけれども、その中で壮瞥温泉いい荘前の湖畔側に今は進入禁止で入れませんが、そこに立派な浄化槽付きのトイレがありますが、これは今どのような現状になっているか。将来的に再開する考えがあるのかどうかです。それが1点目。

それと、行政全般にかかわるのですけれども、行政区域内の壮瞥町字中の島、これは中の島と言っているのは洞爺湖の中にある一番大きな島です。その中の島について、壮瞥町の行政区域内にあるのですけれども、行政としてどのように位置づけているのか。それから、観光振興にもかかわるのですけれども、その中の島には、中島には壮瞥町の施設は皆無と言ってもいいくらい。そして、ほとんどが洞爺湖の施設です。森林博物館から初め、いろいろな売店から初めいろいろとありますけれども、それで壮瞥町の観光行政としてこの中の島にどうかかわっているのか。何かかかわっているのを余り私は見ることはできないのですけれども、例えば行政的に言えばエゾシカ対策協議会、そのぐらいしか私町がかかわっているものはないような気がするのです。ですから、観光振興の上でかかわっていくことは必要だと思うのです。私は毎年行っていたのですが、去年は強風が吹いてあそこの鹿のところ、柵がしてあって中に入れなかったのも、行かなかったのですけれども、やはりあそこは自然豊かで大変散策するにはいいコースです。そして、今は姿を消してしまいましたけれども、十数年前までは、森の巨人百選というのが日本にあるのです。その中で壮瞥の行政区域の中にアカエゾマツがありました。これは強風のために倒れてしまったのですが、大変大きな木でした。幹周りが3メートル99、高さが31メートルもあった巨木があったのです。そして、今はその2世が1メートルちょっと。その木から種をとって、そしてそれを植えて、今1メートル二、三十になっていますか、そういうところ。そこに行くには自然を探索しながら壮瞥の行政区域内を歩くことができるのです。そういう面で行政のかかわりだとか、何か観光のかかわりが同じ行政区域内にあっても本当に薄いのではないかと。無視とは言いませんけれども、本当に忘れられた存在でないかと思うのです。このことについて行政としてどのように位置づけているのか。それから、観光行政としてこれをどのように活用しようとしているのか。今活用していませんよね。そういうことについて、今後のことについてももしもお考えがあれば伺いたいと思います。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目のいこい荘前のトイレの現状でございますが、こちらのほうは今現在車の乗り入れとかを防ぐような柵などを対策をしておりますので、実態を調査したわけではありませんが、かなり利用率が低いということは認識しております。ここに一定程度のメンテナンス費用をかけておりますので、こちらについては今のところ施設がそんなに老朽化していないものですから今後の利活用は考えていたのですけれども、今の現状を踏まえましてちょっと今後の見直し等を検討していきたいと思っております。

それから、2点目のご質問でございますが、今現在の壮瞥町と中島の利用についての位置づけという部分についてははっきり観光の中では位置づけたものはないという状況ではございますが、これは先ほどの話にもちょっと関連してくるのですが、洞爺湖町のほうでいろいろ散策等の取り組みですとか、あるいは環境省、レンジャーさんの取り組みなどで、私も実は昨年子供と一緒にやってきたのですけれども、おっしゃるように観光資源としての価値は高いという認識は新たにしたところであります。ただ、今後早急に何らかの事業を立ち上げられるかどうかというのはちょっとまだわからない部分ではありますが、一つの検討材料、それから何らかの事業が仕掛けられるというものができましたら検討を重ね、実施できればしていきたいと思います。

以上です。

〔発言する者あり〕

○副町長 中の島の行政での位置づけということでございますが、端的に申し上げて、今現時点で行政がかかわって何かやっているかという部分からすれば特には何もないかなというふうに思います。ただ、先ほど委員言われたとおり、エゾシカ対策ということで、鹿の食害に対応するための対応として2町が共同で協力し合いながらエゾシカの対策協議会を設けてその協議に当たっているということがあかなというところであります。

○佐藤委員 小さなもので申しわけありませんけれども、中島、これ地図なのですから、こちら大体3分の2が壮瞥町の行政区域なのです。そして、先ほど言った、もう今は倒れてありませんけれども、松はこの辺にあったのです。大平原という中にある大きな平原があります。そこを横切っていくとあったのですけれども、そのように私はここ観光価値があるのでないかと思うのです。そういう面でやはり先ほど私が質問の中で言ったように、エゾシカ対策だけでは行政として果たしてどうなのかなと、そんな疑問を抱きます。

それから、先ほどトイレで使用していないと。あれあそこはあくのですか、戸。ちょっと待ってください。というのは、前に予算審議というか、その中で通電というか、浄化槽は動かしておきますということを言われたことがあるのです。それで、あそこに入り口に柵というか、入れないような状態になっていて、本当にそこに電気を通して浄化槽を運転しておくことが果たしてどうなのかなと、そんな疑問を持っていたものですからきょうの質問になったのですけれども、やはりトイレを利用したい人もいると思うので、駐車場中にはないけれども、通電しているのであれば、電気を入れていつでも使えるような状態になっているのであれば、私は柵を外してもいいのではないかなと、そんなことを考えるの

ですけれども、管理上難しいのかどうか、その点について伺いたいと思います。

○企画調整課長 今回のご質問につきましては、私のほうからご答弁をさせていただきます。

近年の話ではないのですが、かつて私も観光を担当しておりまして、中島あるいはそのトイレの封鎖の経過にかかわってまいりましたので、当時の話を含めてご説明をさせていただきます。まず、中島に行政としてかわりとはという話でございますが、今まで課長、副町長がご答弁したとおり、積極的なというか、大きなかわりではないのですが、例えば先ほど委員がおっしゃっていた中島の巨木の話。あれは、種ではなくてクローンを別のところにつくって植えていまして、その例えば移植式というのですか、植える、そういう行事ですとか、そういったものも洞爺湖町と連携してやっておりますし、それから中島の中に遊歩道があるのですが、それは林野庁さんのほうで整備をしてくれているのですが、それらの要望活動をしたり、あるいはそのオープンイベントといいたいでしょうか、そういったものも洞爺湖町さんとやったりしています。あとは、近年ちょっと状況はわからないのですが、かつてサミットのころに洞爺湖の中島の北側のほうに不法係留する、そういうボートの問題が当時非常に大きくて、そこなんかは洞爺湖町さん、それからレンジャーさん、それから林野さんと壮瞥町、あわせてその対策として本当にひどいワイヤで結びつけられたりしたようなものを外したりとか、放置されているものをみんなでごみ拾いしたりとか、そういう環境活動なんかもやっております。ですから、恒常的に毎年毎年何かをやっているというわけではないのですが、ある程度行政としての管理といいたいでしょうか、環境整備というものはやっているつもりでございますし、どちらかというと民間の洞爺湖圏域をガイド業としてなりわいとされている方、団体もありまして、そういったところが遊歩道であったり、いろいろなものを使って観光客のご対応をしていると、そういうような状況でございます。

それから、いこい荘のトイレでございますが、封鎖したのがたしか平成十六、七、八年ぐらいだったと思うのですが、当時特に洞爺湖のボートの問題が非常に顕著になっていまして、その対策を打ち始めた、具体的に対策を打って船揚げ施設を有料化したりとか、管理人配置したりとか、自主ルールでローカル規制エリアをつくったりとか、そういう取り組みをしたのがこの十六、七年ごろでございます。その際にそこを、今ちょっと変わりましたけれども、旧レイクビューホテルの前のところを管理を入れたがゆえに、それに適さないというか、そういうマナーの悪い方がいこい荘の前のそこに常駐してしまって、夜中中騒いだりとか、ボートでわんわんやったり、いこい荘さんからも宿泊客にとって悪影響を及ぼしてしまうということもあって、それで当時の地元の団体ですとか観光協会さんと協議をしてやむなく閉鎖をしたということです。今までの町政懇談会の中でも地域の方からあそこ通れないのかというようなご要望も実はいただいていた、一応通路的には通れることは通れるようにしているのですが、逆にボートを持って入りづらいような、そういうつくり方をしているのですけれども、当然できるものであればせつかく町が整備をした、あ

るいは彫刻もございますし、そこを開放したいというのはやまやまではございますが、それをやるとまたもとのもくあみになってしまうおそれがあるので、それを改善の見込みが立つまでは様子を見ようということで現在に至っているのだと思います。改めて、経過はそういう経過でございますが、今後についてどうしようかということは再度担当課のほうで検証することになるだろうと思いますが、決して何もせず放置したとか何の考えもなく閉鎖したとか、そういうことではないのだということだけご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○菊地委員長 これより休憩に入ります。再開は 15 時 10 分といたします。

休憩 午後 3 時 01 分

再開 午後 3 時 10 分

○菊地委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

120 ページ、121 ページ、ほかにありませんか。

○松本議長 私も関連になりますけれども、質問をしたいと思っております、話出ておりましたけれども、くしくも答弁の中で担当課長のほうから冬季の周遊バスの成果について非常に効果として利用頻度も含めて大きかったと。特に洞爺湖温泉街から昭和新山のルートがという話がありましたけれども、28 年度で補正を組んでやった事業でありますけれども、それがことは計上されていませんけれども、せっかく評価があったのに、それが例えば民間の、道南バスなのでしょうけれども、そういった事業所が継続して事業化するとかということにならなかったのかどうかと。ないしは、試験走行を続けるという言い方は変ですけれども、洞爺湖町さんとの間で事業化に向けた話し合いはなかったのかということの確認をしたかったと思っております。

もう一つは、国内誘致事業負担金、先ほど長内委員さんとかのやりとりがありましたし、海外プロモーションの成果については町長の答弁いただきましたけれども、堅調で中国、台湾、韓国が伸びて、そこにさらにタイのほうなどからもお客さんがふえている。インバウンドがふえているということは大いに喜ばしいことではありますけれども、一方でたまに耳にするのはそういうお客さんが多ければ多いほど国内のお客さんが減るのではないかと、ちょっと興味が冷めていくのではないかなのような話も聞きますし、実際そういう傾向もあるのだろうというふうに思います。実は、洞爺湖温泉、昭和新山、壮瞥含めてずっと昔の歴史から修学旅行を含めて、東北地方の小学生ですとか関東の中学生含めて、そういった国内の団体旅行が随分支えてくれたわけです。そういうところも 2000 年噴火以降から一度さっと引いてちょっと回復したりなんていうのもございますけれども、何が言いたいかというと要は国内の誘致も重要だと思いますし、どういった方面に顔を出してどういった誘致活動をされるのかということを確認したかった。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

まず、周遊バスのほうでございますが、議長のほうから予算化がないのではという話があったのですが、実は先ほど長内副議長もちょっと勘違いされていたのかもしれないですけども、国内誘致事業負担金が40万のうち30万が周遊バスの洞爺湖町への負担金ということになりまして、逆に海外プロモーション費用は29年度は計上しておりません。その分ちょっと説明が足りなかったかもしれませんが、国内誘致事業のうち、40万円のうち30万が周遊バスの事業ということでございます。

周遊バスについてご説明申し上げますと、約2カ月間の運行で、目標としておりました乗車数が4,860名ということでございましたが、結果的にはこれちょっと2月末現在の数字しかなかったのですが、その時点でもう5,300名を超えているということで、最終的に目標から比べて115%ぐらいの見込みになるだろうという、今最終結果を精査しているところでございます。こういうことから今バスの運行事業者とも話をし始めておりまして、運行事業者としてもかなり採算ベースに近い実績があったのではという評価をされているようでございます。ただ、これがすぐ次年度から民間だけで運行できるかという、やはりまず今運転手さんの確保が非常に難しいというような状況もあったり、運行事業者さんからはすぐに事業化できるという回答はまだ至っていないということでございます。それもありまして次年度につきましてもまた実証的な運行になりますが、30万円の負担金を洞爺湖町と、洞爺湖町は50万、壮瞥町が30万円、そして北海道観光振興機構から200万の補助をいただいて、また2カ月間の実証運行をしよう。当然その中でことし課題となっているようなところは改善していきたいということでございまして、例えばチケットの現地販売が観光客にとっても売る側にとってもちょっとストレスになっているということもありましたので、もう事前に旅行会社のほうにチケットを購入してもらってツアーに組み込んでもらうなどの動きをこれからしていくという予定になっております。

それから、海外プロモーションと日本人観光客という指摘でございましたが、日本人観光客についてもやはり大切な今後のターゲットということで考えておりますので、今現在は先ほどご説明したような広域観光圏と一緒にしながら、年間2回、東京と東北について、特に修学旅行をターゲットにしたプロモーション、誘致活動を行っております。今後もそういった広域での動きに呼応する形で国内誘致も進めてまいりたいと思います。

以上です。

○松本議長 批判ではなくて、客観的に見て国内誘致事業負担金という名前で、その中に冬季周遊バスの事業が含まれていると想像できる人はいないはずでありますから、そんな資料どこにもございませんし、それはきちんと口頭で説明いただかなければ誰もわからないのではないのでしょうか。

ちなみに、平成28年は周遊バスは補正で別建てで30万立てて、当初予算で国内誘致は13万、補正で10万削って3万になったのです。おのずとそう思うのは不思議でないと思いますが、まあよろしいとして、どうも国内のほうの28年度分が13万が3万になったのも含めて比重が軽くないのかというのは思って指摘しているのですけれども、だから行け

とわけではないです。広域観光圏で行くのも当然必要なのかもしれませんが、違う見方をすると堅調なインバウンドが宿泊施設を含めてないしは昭和新山の観光施設含めて相当な数いますと。むしろキャパシティとして宿泊も周遊観光ももしかしたら国内の団体旅行がむしろすき間がないのではないかと、そんな指摘は旅行会社からないしは業者さんから、だから余力入れないとかと、そんな話というのは上がったりしていないのですか。そういう懸念も感じながら、堅調なインバウンドにもありますけれども、そういった不安や懸念もある。

ちなみに、違う場面でうちの町の観光の話をしたときに、道内の方々ですけれども、観光地ではないところも含めてですが、要するにうちはインバウンドのおかげで地域にお金が還元されてプラス面があると。一方で昔から来ていたといいますか、例えば宴会場がサンパレスが減ったという理由は時代の流れもあるけれども、大規模の宴会ができない。むしろしないほうがビジネス的にもいいということもあったのでしょうか。だけれども、ヒットといいますか、すごく評価が高いのは食事会場を分けたですね。あの話をすると皆さん飛びつく。そうですね、それはいいことだとみんなおっしゃる。理由は言わなくてもわかることだと思うのですけれども、そういう配慮があるところ、ないところあるかもしれませんがけれども、何が言いたいかというと、どちらも大切なだけけれども、国内のほうを軽んじていると、いろんな例えば外的な要因でインバウンドが極端に下がったときにまたアゲントではないですけれども、そういうエポックといいますか、そんな時期になってしまわないかなという懸念がある。今堅調である程度余裕のある時期だからこそ、その先を見据えた施策なり検討が必要なのではないかというようなことを別に行政だけでやることでもないけれども、業者さん自前の資本投下も含めて考えるべきなのではないかと思って発言しているのですけれども、その辺の見解を。

○商工観光課長　ご答弁申し上げます。

確かにおっしゃるとおり、インバウンド需要に目を奪われてばかりいては足元である日本人の観光客需要というのが頭打ちあるいは漸減傾向になっていくということは確かだというふうに思います。それで、今後どのような方向というようなことでございますけれども、今日本人、外国人に限らず、FITという個人旅行者、こういったものにどんどんシフトしているということがございます。日本人はもう既にかなり進んでいるのですが、外国のお客さんもそういった傾向にあるということで、そういった方々、自由に動く方々の利便性を高めるですとか、あるいは今回道の駅でリニューアルをしておりますけれども、そういった車で来られる方への情報発信、情報提供、それからさまざまな観光施設への誘導、そういった策を凝らして海外の方、日本人の方問わず利便性が高いといいますか、また壮瞥に来たいと言っていたいただけるような体制づくりをしていくことが肝要ではないかと思っております。

以上です。

○町長　松本議長の懸念される、心配されることは私も同感でございまして、今後インバ

ウンドのお客さんばかりを頼りではなくして、やっぱり国内の方もそれぞれの観光地へ足を運んでいただくような取り組みもしていくべきかなというふうに感じております。

昨年は、n i t t a n戦略会議で胆振、日高のそれぞれの首長さんが東京でそれぞれの町の特色を売り出して多くのお客様にPRをした経緯もございますし、また先般のタイへ行ったときに九州JTBのお力添えをいただいて、たまたま旅行博があって、それに参加された日本国内の観光地の皆さんが一堂に会して意見交換をしたわけでありますけれども、その中で確かに今インバウンドのお客さんが非常に日本に多く訪れていただいておりますけれども、国内のお客さんもそれぞれの旅行会社あるいは事業所の力をかりて各方面への国内のお客様の誘客にも何とか努力していただきたいということをその場所で、沖縄、九州、北海道あるいは箱根でしたか、そういったところの旅行会社の方あるいはJTBの方、ホテルの方々が出席した中で、私のほうからそのことについてはお願いをした経緯もございます。そういったことで今後も外国はもちろんのこと、国内のお客様の旅行の足を各観光地へ向けていただくよう、また当地域へ向けていただくような努力もしていきたいというふうに思っております。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、122 ページ、123 ページ、項 1 商工費の続きについて。ありませんか。

○佐藤委員 これの一番上、123 ページの 3 番、昭和新山国際雪合戦事業 870 万について質問したいと思います。

28 年度は、冬季アジア大会札幌大会が開かれた。その大会に関連して 150 万円が増額になっているのです。この冬季アジア札幌大会関連事業で、私の知る限りはたしかさっぽろ雪まつりのときに何かイベントまでいかないけれども、ブースで雪まつりのところに来た人にPRしたと聞いているのですけれども、実際にそれをやった内容と評価、150 万円使った、経費をかけた分の成果があったかどうかについて最初に伺います。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

今佐藤委員ご質問の雪合戦の関係で、冬季アジア大会関連事業ということで 28 年度 150 万円の予算で、これは全額地方創生の国のお金を使いましての実施でございました。雪まつり期間中 7 日間、11 丁目会場の国際広場というところにブースを設置いたしまして、そこで実行委員会を組織しまして毎日 2 名ずつ交代でそのブースで雪合戦のPRをするという事業を行ったということでございます。

内容につきましては、まずことしこれも地方創生のお金で制作いたしました雪合戦のVR、バーチャルリアリティーの実際に雪合戦の試合に参加しているようなリアルな映像を見ていただくコーナー、それからその他雪合戦のいろんなヘルメットですとか製造機を展示、あるいはVT体験ということで雪だるまに雪玉をぶつける等のことをやって雪合戦に対する興味関心を高める動きをしてまいりました。実績値といたしましては、ちょっと正確にまだ出ていないのですが、7 日間で千二、三百名の方がブースに訪れていただきました。

て、VRコーナーについてはほぼお客さんが途切れることがなかったと。ブースの外までお客さんがつながっていったという状況がほぼ7日間通して続いていたということでございます。その中でいろんな方々に雪合戦のおもしろさを伝えて、今後さらなる競技者の拡大といいますか、そういった部分をPRしてまいりまして、そういった成果を上げてきたということで考えております。

以上です。

○佐藤委員 わかりました。

そこで、私この予算書を2月の28日に議会事務局からいただきました。そのときずっとページをめくってみて、昭和新山雪合戦事業に870万の予算がついている。びっくりしたのです。というのは、28年度で150万つけたから、それを同額プラスしたなと思ったです。そうすると、何か30周年記念事業を迎えるからということの後から聞いたものですから、この予算査定の段階で30周年記念の事業内容は詰まっていたのですか。そして、それを見て予算査定をしたのかどうかです。

それから、もう一つ聞きます。先ほど地方創生の関係で補助金があったとかと言われておりました。そこで、今回の予算査定全体を通して団体だとか、いろんな団体等から予算をつけてほしいという要望が何件くらいあって、その要望に対して何件くらい応えることができたのか。多分住民から要望を出すことは、そういう補助制度のないことだと思うのです。そういう面で、まず150万をつける、査定でどんな事業内容でこの150万がふえたか、これについて説明願いたいと思います。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

こちらの150万円の中身につきましては、予算査定の段階で内容をほぼ詰めて要求しているということでございます。内容につきましては、まず記念式典を行うということで、これは本大会の前日、金曜日になりますが、これまでの功労者や関係各位をお招きして30周年を祝い、今後の発展を祈念する会ということで考えております。そこで、大体50万円ぐらいの予算額でやると。それから、そのほか100万円についてはこの30年の歴史をまとめた記念誌の制作、それからこれまでのテレビ映像とか記念すべき映像をまとめたDVDの作成ということで、冊子の作成、それから映像の作成ということで約100万を計上させていただいております。こちらの収入のほうにつきましては、一応市町村振興協会のいきいきふるさと助成金のほうを活用しまして、それが100万、それから今申請している段階ですが、道の地域づくり総合交付金を50万いただいて運営するという形で考えております。

以上です。

○副町長 予算査定の際に補助団体からの要望がどうだったかということのご質問であります。大体が予算要求が上がってきた段階で各課まとめて査定をしてございまして、削ったものは余りないかなというふうに思っております。ただ、全体の中でこれは特定の地域だけからの要望で全町的に考えたときにどうかなという、時期尚早かなという部分につ

いては見送りをさせていただいたようなものはございますが、全体的に見れば要望をいただいた団体のものについては大体採択をされ、査定を通して予算計上に当たっているという状況にあります。

○佐藤委員 わかりました。

そこで、例えば今商工観光課長のほうからいろいろな資金だとか補助制度を利用するからということで150万ぱっとつけるだとか、また地域住民から要望されるのは先ほども言いましたけれども、そんな補助制度にのっているものではないと思うのです。補助制度があるからそれに要望されたことを全部認めるだとか、例えば先ほど30周年の記念式典ですか、50万というお話ありましたけれども、私は会費制でやればそんなにかからなくて済むのではないかなと思うのです。そういう面でやはり私はもう少し予算査定で考えることが必要でないかな、そんなことを考えたものですから質問になってしまったのですけれども、私の考えが間違っていれば間違ったと言っていたきたいと思うのですけれども、私のような考え方はどうなのでしょう。もしも考えがあれば答弁願いたいと思うし、そんなことは答弁する必要ないと思えば私は答弁を求めませんけれども、やはりもう少し補助金制度があるから何かでなくて、本当に今何が必要なのかということ考えた予算査定であってほしいなと、そんな気がしたものですから、苦言に聞こえるかもしれませんが、そういう発言があったことをお許し願って、もしもお考えがあれば答弁をいただきます。

○菊地委員長 佐藤委員、この次はページの予算のことについて質問していただきたいと思います。査定の件に関してであれば、全体の中で質問してもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○副町長 予算全体にかかわっての査定のあり方ではありますが、各課でそれぞれ予算をまとめた段階で、課長の段階で一定程度、ふるいという言葉が適当ではないでしょうか、ふるいにかけて、それで総体として上がってくると。その中でも補助金の制度等についてはそれぞれ町で定めている補助金の要綱等に照らし合わせて、それが適切かどうかという判断をした上で、さらにそれがその事業、補助の目的が町民にとってどうなのかという部分で判断をさせていただいているということでございます。佐藤委員のおっしゃるとおり、大変重要な観点ではあるというふうに認識は持っていますので、そういった注意点を改めて今後の予算査定に向けて対応していきたいなというふうに思っております。

○長内委員 特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人そうべつ観光協会事業にかかわってお伺いしたいと思います。

聞くとところによりますと、来夢人の家の指定管理、これは多分この予算は過ぎましたけれども、47ページの公共施設指定管理者委託料の中に入っているのかなとは思っておりますが、ここでお聞きしたいのは、実は昨日ですけれども、管理運営組合のほうでご挨拶に来ていただいて、お世話になりましたという丁寧なご挨拶をいただきました。指定管理は、今度そうべつ観光協会が行うというようなことでございます。多分こういう形は観光協会としては初めてなのかなと、指定管理という形で。人材等のこともいろいろあると思いま

すし、観光協会事業そのものの中で今回の来夢人の家の指定管理を受けるいきさつも含めて、今後の事業全体の中での位置づけも含めてお伺いできればと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

指定管理の部分のということで、今回 29 年度から 4 年間指定管理の事業をという形で公募をかけさせていただきました。町内 9 施設の部分は、従前の堀口水道さんが応募をされたと。昨年の温泉組合の総会の折に、町長も出席、私も出席しましたがけれども、副議長も同席されていましたが、そのときに今年度をもっておりというお話はいただいたと。今回その中でうちのこうのこのお話でもなく、基本的に 2 施設は存続は、当然キャンプ場、野営場かなりの収益、逆に野営場で収益はもっているような施設でございましたので、景観もよくて、すごく立派だとは言わないですけども、自然豊かなというキャンプ場で、近年多く訪れていると。その中でお風呂もあるし、地域の方々も浴場を利用して、来夢人の家を利用しているというお話で聞いていたところなのですが、その中で公募をかけたところ、観光協会さんが応募をされたと。私どももお願いしますというお話もしていませんし、どういう形になるかというのはちょっとわからなかったのですが、実際上観光協会がと。観光協会は、今回補助金当然出していますけれども、自主財源の事業というのはほとんどないのかなという形だというふうにお聞きしております。今回初めての事業として、指定管理として取り組むと。その辺も一応審査の段階でお話も採点等をつけて、いける見込みであろうという形と、あとは観光協会という PR、町外に向けての PR も今までしているという形も含めて、そういう観光施設の位置づけと同様に 2 施設、キャンプ場と来夢人の家の PR は当然望めるのかなというふうには思いました。

あとは、その中で運営補助金の部分で若干ですけども、今までの経緯がずっと 18 年間ですか、きのうもお話しいただいたところなのですけども、18 年間温泉組合のほうで管理運営していて、やっぱりノウハウというのはかなりあるのかなと。その中で逆に今までの決算書とか、いろいろと総会のときにも見せてもらいましたけれども、積立金とか、それは今までのノウハウと、そういう資産があってできたのかなというところもありますし、今回は若干前回の温泉組合よりも指定管理料は上がっているという形にはなっています。それは当然ノウハウもないですし、その運転資金もないという形の中でやる上で、そういうものもあるのかなと。ただ、もともと持っている資産を活用しているというところもありますが、それで用意した資産も組合のほうで資産として使っている部分もありましたので、その部分プラスの委託料になったのかなと思いますけれども、観光協会のほうは自主財源、先ほど申したとおり自主財源をやっぱりつくって、もうかればそれは多分町に還元しますよと。当然 NPO ですからそういう形にはなるのですけれども、自主財源で逆に将来いろんな事業を起こせる形にもなる可能性というのをやっぱり見出していけないと、ただ単に補助金だけの運営で母体を、組織というか、やっていくのも今後将来どうなのだろうということを思って今回指定管理に応募されたのかなというふうにはお聞きしているところでございます。ちょっと観光協会のほうにそういう面について詳しい内容は聞いておりませ

んけれども、やっぱり今後自主財源をつくっての、少しでも自立をして、先ほど佐藤委員からも言っておりましたけれども、補助金ってどうあり方がというところも踏まえてのお話なのかなというふうには思っています。

以上でございます。

○長内委員 今総務課長からご説明いただいて、ある程度の部分は私も議長にかわって総会に出席していましたので、経緯も含めて理解しているつもりでございます。その段階では、次がどこが受けるのかというのは当然未定の段階でしたので、実はどうなるのかなという関心も持っていたわけですが、今回NPO法人のそうべつ観光協会事業という形で受けて、ある意味町内の中でそれを受けて、そして今課長からもありましたとおり、全体の観光とのリンクも含めて期待できる点は1つはあるのだろうなと思っています。

同時に、NPO法人という形になって観光協会もほとんどが補助金の中で運営されている実態があって、実質的な財源を今後も考える必要がある。だから、当然NPO法人という形の法人格を持たれたということも理解をしておりますが、期待できる反面とそういう体質の中で安定的に今後來夢人の家も含めたキャンプ場、あの一帯の運営をしていくという部分で、初めての体験ですし、いろいろ不安を持ちながら取り組まれる部分も実態的にはあるのかなと思っています。それだけにある意味行政との連携といいますか、指導等も仰ぎながらスムーズな形で運営していただければいいのかなと思っていますが、それだけのうも実はご挨拶いただいて、18年という話をお聞きもしました。当然ある面で地域が自主的な取り組みとしてのモデル的な事例というのですか、仲洞爺、東湖畔地域としてのいわゆる地域としてのまとまりなり、地域を守っていくという志も含めてこの来夢人の家を象徴的な形の中で、キャンプ場も含めた中で多くの地域の協力をいただいて現在に至っていた。それが有形、無形の協力の中でおおむね安定した経営を続けてこられたと。本当に大変なご苦労があったのだろうなと思っているのと同時に、恐らく地域全体で支えたといえますか、相当多分経費に見えない地域のボランティア的な部分の中で多くの協力があったて今まで運営されてきたのだろうと思うのです。そうした中、その地域との関係を今後も当然継続をして維持していただければ一番いいのだろうと思いますし、その辺の行政の果たす役割も1つあると思います。その辺についての考えと、それからいわゆる経費的な部分の中で目に見えない形、目に見えないというか、数字にあらわれない形での部分がある面というたとえばいろんな諸経費に係ってくる可能性も否定できないのかなと、ちょっと感じがするのですが、その辺の算定等の中でどのような考えをお持ちなのかということをお聞きしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

行政のかかわり方という形でございますが、当然地域の方、多分東湖畔とか壮瞥町内の雇用も支えているというか、地域の方々だけではなくて、例えば事務とか、掃除をされる方とか、そういうのも町内の方が雇用されていてという形であったのかなというふうに思います。また、地域の方々の例えば草刈りとか、先ほど副議長言われたように見えない部

分というところもあると思うのですが、そういう形の中でいくと、お聞きするところによると今雇用されている方を継続して雇用をさせていただきたいという形で考えているというふうには観光協会のほうからお聞きしてございます。

また、そのほうが今までのノウハウというのは、やっぱりすぐにそういうのを実行できるかと。ただ、引き継いだから何でもできますよという形の中で、やっぱり先ほど言われたように不安感もありますし、少しでも熟知している方を雇用して継続していきたいという形の中をうちとしても、町としてもそういう形のほうが、当然町内の雇用が継続されていくのは望ましいし、またいろんな面で来夢人の家の部分と、あとキャンプ場の部分と草刈り等を今までしていたわけですが、それに付随して道道の駐車公園みたいところですか、ああいうところも草刈りを老人クラブの方だとかされているようにお聞きしていますので、そのときの連携というか、例えば機械、草刈り機の、両方というか、今指定管理の部分の方々と一緒に連携してやるとか、そういう形で地域に根差した運営というのをやっていただいて、なおかつ壮瞥町をもっとPRしていただければ行政としてはありがたいのかなというふうに考えているところでございます。

また、先ほど言ったように数字で見えない部分、ボランティア的なところもございました。だから、逆に今回積算をして設計書をつくってうちは公募をかけているわけですが、若干上がったというのはそういう面なのかなと。正直そういうところもあって、数字に見えない部分が数字としてオンされてきたのも若干あるのかなというふうには思います。ただ、そればかりが先に行く話ではないですから、また行政だけではなく、地域のほうのかかわりとうまく観光協会も、当然地元の企業として連携して、数字に見えない部分も今後どういう形に推移するかわかりませんが、将来期待して行っていいただければなというふうに思っています。

以上でございます。

○長内委員 わかりました。大変期待をしたいと思います。資料が実は手元にはないので、数字の比較とかちょっとできなくて質問させていただいているのですが、わかりました。

観光協会事業自体の部分の中では、職員人件費等は事務局長1名なり局員が2名というのは多分今の体制の人数なのだろうと感じているのですが、今回指定管理を受けて、その人事というのですか、この辺のすみ分け等もどのように観光協会も取り組もうとされているのか、その辺についてお伺いしておきたいと思います。

○総務課長 内部の人事については、先ほど申したとおり今来夢人の家での雇用されている方々はパートさんとか臨職とか嘱託みたい形で雇うような形では聞いています。ただ、観光協会内部の部分の組織等の体制については、ちょっとうちのほうとしても、内部組織で、NPO法人の観光協会の中でのどういう形のすみ分けにして、例えば施設部とか、そういう形で設けるものなのか、その辺は私どもも承知してございません。ただ、一応管理体制としては施設部という形で本体と分離して、計画書の中には施設部として配置すると

いう形では聞いています。ただ、そのところに何名というのは一応予定の人数しか書いていませんでしたので、詳細についてはちょっとうちのほうでも今後の部分では把握していないというのが実態でございます。ただ、計画書上は出してありますけれども、それが本当にそのようになるのかという形にはちょっと今承知していないというのが現状でございます。

○松本議長 私も観光協会にかかわってなのですが、私は関連ではしていませんけれども、済みません。別添の予算資料の中で、観光パンフレット作成事業が掲載されておまして、28年度はありませんけれども、29年度新たにといいますか、壮瞥町の魅力まるごとガイド増刷と。この魅力まるごとガイド、多分目にしたことはあるのでしょうか、どんなものだったかなと思いながら確認したかったのですが。もう一点、観光案内誌整備としてパンフレット、これラ・トウヤと読めばいいのでしょうか、洞爺湖町もかかわったりして広域的に整備をされているもので、「L a. T O Y A」、ラ・トウヤというのが出てくる。この程度のパンフレットですよね。

話はちょっとかわりますが、町長もたまたま同席をされておりましたけれども、これは新年のご挨拶回りのときだったと思うのですけれども、初めて見たのが。場所はホテルポールスターで、ご承知の方はご承知でしょうけれども、フロントがあって、こちら側が食堂とすれば右奥、エレベーター方面のワンフロアが144でいいのでしたか、町村のPRブースといいますか、そういうフロアでパンフレットを並べてあると。さまざまなので、時間があるとほかの町も含めて見るわけですが、うちの町は「L a. T O Y A」が置いてあって、町長も多分同じで、洞爺湖町も「L a. T O Y A」だったのですけれども、連携しているといえば連携しているけれども、特色ないといえば特色ないなという感想でした。それから時間がたって、過去3回、最近、直近は先月ですが、含めて時間があればそこだけチェックするのですけれども、やっぱり同じようになっている。洞爺湖町変わっていました。壮瞥は「L a. T O Y A」のままと。変わらない。変わらないこともいいかもしれませんけれども、どこか工夫が欲しいなと。連携も必要ですし、洞爺湖を俯瞰した、昭和新山望んで俯瞰して中島があって、向こうに羊蹄がある。ジオパークのイメージのビジュアルですし、わかるのだけれども、連携も当然必要だというのはわかるし、一方でやっぱり壮瞥の魅力発信も必要なのではないかとということで、まるごとガイドがそういったものに、アイテムとしてあの辺に並ぶことがあるのかどうか、その確認がしたかったということでございます。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

壮瞥まるごとガイドにつきましては、「L a. T O Y A」とは違ひまして、壮瞥単体での小型の観光パンフレットということで、壮瞥町の魅力を自然景観から食べ物から盛り込んだような形になっておまして、これが観光協会のほうでストックしておりますのがほぼなくなったということでの増刷でございます。

ご指摘のとおり、札幌のホテルでの単体パンフレットの掲示というのが、済みません。

そちらのほうは手配ができていなかったということでございますので、今後増刷もいたしますので、これを活用して、圏域全体のPRと絡めて壮瞥町の単体のPRというのにも意識してまいりたいと思います。

以上です。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、124 ページ、125 ページ、項 1 商工費の続きについて。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

◎延会の宣告

○菊地委員長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

あす午前 10 時に再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

(午後 3 時 5 5 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員

壮瞥町議会予算審査特別委員会会議録

平成29年3月17日（金曜日）

○付託事件

- 議案第20号 平成29年度壮瞥町一般会計予算について
議案第21号 平成29年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について
議案第22号 平成29年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第23号 平成29年度壮瞥町介護保険特別会計予算について
議案第24号 平成29年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について
議案第25号 平成29年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算について

○出席委員（8名）

委員長	菊地敏法君	委員	加藤正志君
副委員長	真鍋盛男君	〃	高井一英君
委員	佐藤忖君	〃	長内伸一君
〃	毛利爾君	議長	松本勉君
〃	森太郎君		

○欠席委員（0名）

○説明員

町長	佐藤秀敏君
副町長	杉村治男君
教育長	田鍋敏也君
会計管理者	小松正明君
総務課長（兼）	作田宏明君
企画調整課長	庵匡君
税務財政課長	上名正樹君
住民福祉課長	小林一也君
経済環境課長（兼）	阿部正一君
商工観光課長	齊藤英俊君
建設課長	工藤正彦君
生涯学習課長	山本貴浩君
選管書記長（兼）	作田宏明君
農委事務局長（兼）	阿部正一君

監委事務局長(兼) 齋藤誠士君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長(兼) 齋藤誠士君

◎開議の宣告

○菊地委員長 ただいまより本日の会議を開きます。

(午前 10 時 00 分)

◎会議録署名委員の指名

○菊地委員長 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長において長内伸一委員、佐藤恣委員を指名いたします。

◎議案第 20 号ないし議案第 25 号

○菊地委員長 議案第 20 号 平成 29 年度壮瞥町一般会計予算についてを議題といたします。

質疑を継続いたします。

予算に関する説明書、事項別明細書、歳出について、一般会計 126 ページ、127 ページ、款 7 土木費、項 1 土木管理費について。ありませんか。

○森委員 私土木管理費の土木総務費、民間大規模建築物耐震改修事業について質問いたします。

まず、この予算額 2 億 5,197 万 4,000 円、これの補助予算額算出の内容について説明願いたいと思います。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

額の算出についてであります。まだ町としての要綱等は策定はしてはございませんが、国の定める基準に基づきまして算出をしております。施設の既存の面積に国が示す補助限度額であります 5 万 300 円を掛けたものが補助対象経費となりまして、この対象額に対する補助率の 23% を掛けて補助額を算出してございます。

以上です。

○森委員 補助要綱、まだ定めてはいないということだと思うのですが、まずその補助要綱がいつごろ定められるのかと、それとあとの補助に対する限度額といいますが、限度額がその中で定められるのかという部分についてお聞きしたいと思います。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

要綱につきましては、国の要綱に基づきながら、先進的に行っている自治体もございますので、その要綱等も参考にさせてもらいながらできるだけ早く策定に向けて手続を進める予定でございます。

この限度額の考え方でございますが、国のほうでは 5 万 300 円ということで基準が示されていますけれども、これはあくまでも限度額でして、実際の改修工事と比較して低いほうの額が補助対象経費となります。ただ、耐震改修事業として、耐震改修だけの工事であれば 5 万 300 円掛ける面積よりも低い場合があるかもしれないのですけれども、全体を建

てかえるような場合ですとその中で耐震分が幾らなのかというところは工事費の中ではなかなかわかりづらい部分かなというふうに思っております、国の示す数字というのは実際工事費の中の大体目安といいますか、耐震の分で限度額を定めている数字だというふうに思っておりますので、同じ金額を要綱のほうでも定めていきたいというふうに思っております。

○松本議長 関連になりますけれども、大規模な改修工事で、事業所は営業を縮小するなり休館するとかと、そういうこともあるのでしょうか。いわゆる耐震改修のそもそもの中身、工事のどんなものかということも理解しないで聞いていますけれども、そういったことも含めて事業所というのはリスクといいますか、それをしょって行うものなのかどうかという確認だったのですけれども。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

工事の中で事業所が休んだり、縮小ということでございますが、今年度設計をしてそれに対する補助も出していますけれども、実際の工事の内容につきましてはまだ詳細に協議はしてございませんので、本館については今年度、今回予算見ておりますけれども、補助を出して工事が行われるということで、その中で協議がされるかなと思いますが、これまでは本館のほうは耐震工事だけになりますので、休むことなく行われるのかなというふうに思っておりますが、次年度以降クリスタル館の工事につきましては建てかえを行うということで現在進めておりますので、実際一回壊して、それから建てるということになりますから、その間については営業はもちろんされないということと、あと規模がどのぐらいになるかという部分でもことしの設計を受けてということになると思うのですが、まだそこまで大きくなるのか、小さくなるのか、その辺はこれから協議になるのかなというふうに思っております。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、128 ページ、129 ページ、項 2 道路橋梁費について。ありませんか。

○佐藤委員 道路橋梁維持費の中に地すべり関連有識者報償金があります。現在町内には地すべり箇所があり、観測を継続しておりますけれども、報償金は観測結果の分析だとか対策等についての助言をいただくための報償金として理解していいのか、またこの有識者の報償金は何名の有識者の方をお願いしているのかについて伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

この有識者の報償金ですが、町は単独で有識者の方から意見を聞くときに現地まで来ていただく場合のことを想定しております、現在各機関で合同で連絡調整会議等も行っておりますが、その中でお願いしている先生は地すべり学会の先生 1 名と寒地土木研究所の方 1 名と、あと地質研究所の方 1 名でございます。平成 28 年度も GPS を町が単独で設置するということで、地質研究所の方に来ていただいてご指導ですとかをいただいたわけな

のですが、これは地質研究所で持っている派遣事業というものを活用させていただきましたので、28年度も報償費では払わずに、たしか手数料で払ったかなと思うのですが、要するに町独自で先生方にご意見聞くときに支払う報償金として計上しているものだと思います。

○佐藤委員 わかりました。

そこで、もう一点、町道改修工事だとか町道側溝等改修工事、前年度よりもちょうど倍くらいにふえているのです。これは、工事する、改修する場所によってふえるのは当然だと思いますけれども、今後特に町道の中でこのような改修工事をしなければならないというところがあるのでないかと思えますけれども、どの程度町道の中で改修しなければならない箇所が、もしわかれば答弁願いたいと思います。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

まず、町道舗装等改修工事ということで、これは舗装の改修工事になりますが、今4路線ぐらいを毎年計画的に少しずつ進めている路線があります。29年度はそのうち1路線をやるのですが、今後もその路線についてはできる範囲でになりますが、計画的に順次進めていきたいというふうに思っているのと、あと町道改修工事につきましてはいろいろな箇所ではあるのですが、29年度はパンケ川右岸線といまして、弁景の共同墓地に行く道路が今河川の影響で道路にちょっと影響があって通行どめにしているのですが、その改修工事を予定しております。ただ、ほかにも改修したい場所というのはあるのですが、優先順位を決めながら毎年少しずつにはなるとは思うのですが、行ってきたいというふうに思っております。一応場所ですとか、ある程度どのぐらいの金額がかかるかというのは担当のほうでは押さえておりまして、それに基づいてできる範囲でやっていきたいというふうに思っております。

それから、側溝等改修工事につきましては、現在やっているのは星野1号線といまして星野の国道から入っていく町道なのですが、その側溝の傾きを直すのを毎年少しずつ進めておりまして、ことしも星野1号線の排水の改修工事を予定しております。これは、まだことしも終わりませんので、少しずつ継続しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○毛利委員 私は、除雪経費のところでお聞きしたいのですが、朝除雪を行ってもらっている場合に道路のほう、車が通る道路は意外と早く行っていただけているのですが、何度かやっぱり生徒が通うときの歩道のところの除雪がおくれている、それがどういう取り決めがあるのかわからないのですが、それをもう少し早目に通学に間に合うようにできないものか、ちょっとお伺いしたいのですが。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

除雪につきましては、ことしなんかは雪が少なかったもので、それほどではないのですが、今毛利委員がおっしゃったような苦情等もありながら除雪はしているところなのですが、

降る時間帯ですとかそのときの天候によっても降雪の状況というのはいろいろ違うのですけれども、まずは道路の除雪を優先的にやらせてもらっています。これは、緊急車両ですとか車の通行がありますので、車道は優先的にあけて、その後歩道もちろんやるのですけれども、ただ、今言ったとおり降る時間帯ですとか、子供たちが歩く前にできれば本当は一番いいのでしょうけれども、一遍に朝通勤や通学やそれに合わせて全部一斉にやるかというとなかなか難しい部分もありますので、それはできるだけロスがない形で路線も決めながら除雪はしているのですけれども、間に合わないところもありますので、できるだけ住民の方に支障のない形では除雪はしていますし、今後もしていこうとは思いますが、状況によってそういう場合もあるということでご理解いただければなというふうに思います。

○毛利委員 その除雪は一遍にやれないというのはわかるのですが、見ていますと道路の場合は機械で全体ぱっとやりますね。それから、歩道の場合は小型のロータリーみたい飛ばすのを使ったりもしているし、場合によっては人力で本当に通るところだけつけたりもしているわけです、場所的に。まずはそこを確保するのに、全部きれいにするのではなくて一部真ん中だけでも。だから、そういうところの対応を委託業者にもう少しできないのか、進めてもらいたいと思うのですが。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

町道の除雪に関しましては、そういうご意見もあるということで、対応できる中でできるだけ、それはこれまでも決して手を抜いていたわけではなくて、できるだけそういう形で除雪をしていたわけでございまして、ただそういういろんな条件もありながら多少おくれるというところはあるのかなと思いますけれども、あと通学路としては国道の歩道が一番子供たちは多く歩くのかなというふうに思いますし、そのところは開発とも協議をさせていただいて、できるだけ対応できるような形で協議をさせてもらえればなというふうに思います。

○毛利委員 くどいようですが、国道の道路もあれだけれども、本当にそのときによつたら歩道のところが朝から晩までずっとそのままの状態のときもあるわけです。幾らなんでもちょっとそれは手が回らないといっても、あれだけ長く夕方までずっとその状態が続くというのはちょっと放置し過ぎではないかと。ですから、いろいろありましようけれども、とにかく学校行く通学路の歩道、これだけはそんなにもう下校時間が終わってまで放っておくことはちょっとできないのでないかなと思うのですが、そこら辺のところもう少し対応できないでしょうか、業者をお願いをして。どうでしょう。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

繰り返しになるかもしれないのですが、町道のほうは町が発注しているものなので、これまでもできる範囲といいますか、でやってきておりますし、今後もそういう形、できるだけ歩行者に支障のない形で進めたいというふうに思います。どの路線のことを言っているのかちょっとわからないのですけれども、ただ国道は国道でやっていますので、その辺

は協議をさせてもらうということと、あとなかなか手の届かないところで住民の方にお手伝いをしていただくという部分ももしかしたらあるのかもしれませんが。その辺は地域さんの御協力もいただきながらする部分があるのかなというふうにも思っておりますが、今いただいたご意見をちゃんと受けとめて、できるだけ車もそうですし、子供たちの歩行についても安全に通行できるような形で除雪のほうは取り組んでまいりたいというふうに思います。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、130 ページ、131 ページ、項2道路橋梁費の続きについて。ありませんか。

○松本議長 町道道路改良舗装工事が1億1,000万で計上されておりました、中島1号線の改修を行うと。概略の説明は協議会等でお聞きしておりますけれども、その中でなのか、予算の説明のときだったでしょうか、予算計上はしてあるのだけれども、国のお金がつき次第ということで、その範囲で仕事、業務、工事を進めたいというお話でありましたけれども、土地の購入ですとか補償も計上されておりますので、そちらが優先するのかなと思いつながり確認なのですけれども、ついたお金で工事の範囲が決まるということ、どうなのでしょう。わかるのですけれども、生活路線というのですか、余り影響ないのかどうかわかりませんが、突然工事が多分行くと思っていたらとまってしまうとか、その辺の住民の皆さんに対する説明だったり、あるいは工事をするほうも一気にやったほうが安上がりだったりしないのかなと思ったりもするのですが、その辺はどうなのでしょうとかという単純な質問なのですが。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

今回の工事費については、一応1,200メートル全線分ということで工事費、それから用地補償も含めて計上しておりますが、昨年場所は違いますが、道路の交付金の関係では当初要望していた額よりも46%程度しか交付されなかったということで、その後も今後さらに厳しくなるという情報をいただいているところでございます。ですので、議長言うとおりの全部一遍にやったほうが安上がりということはあるかもしれませんが、ただ交付金なしではなかなか手出しも多くなりますし、事業としては財源が必要になってきますので、交付金のつきぐあいに応じてということで進めていきたいというふうに思っております。

進め方ですが、全線用地に係ってきます。長流川ですか、用水路のほうではないのですけれども、逆側のほうで拡幅をするのに用地の補償が必要になってくると一部支障物件もございますので、その補償があります。できるだけ用地補償ですとか物件の補償を先に進めながら、その中でも工事を進めていくということで、どこまでできるかというのが住民に対してまだ説明はできないのですが、全体的な工事の説明は住民説明会も行っておりますけれども、工事の対象になる土地で、農地もありますし、住宅の出入りにももちろん関係すると思いますので、その辺は事業の実施の状況が決まれば用地の関係、地権者の方

ともよく協議をしながら事業を進めていきたいというふうに思っております。

○松本議長 説明があったとおりの今のお話なのですが、28 年度の実績が 46%、私も走り書きして書いてあるのですが、では残り 54%は 29 年度で行うことになるのですか。その分の予算計上というのはどこに上がって、どんどん、どんどん前倒しの逆だな。後ろに行ってしまったたりしないのかな。計画どおりいかなかったりしないのでしょうかという。

それと、ハード整備になかなかお金が回らないというのは、いわゆる橋梁の長寿命化にかかわる 2 件ありますよね。山手線の山手橋だとか源太橋とかと説明ありましたが、この辺は影響あるのでしょうか。橋梁の長寿命化も進めていますけれども、その辺は順調にきているのですか。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

済みません。僕のほうの説明不足もあったかと思うのですが、昨年 46%で、菅原線の道路整備のことだったのですが、それだけの交付金しかつかなかったのですが、28 年度は国の補正で追加で交付されておりまして、ほとんど当初予定額が交付をされてございまして、仲洞爺菅原線については 28 年度で事業を完了することができたという状況でございまして。昨年は、滝之町中島 1 号線の設計等をやったのですが、その分は設計なので、交付金に応じて途中までということはできませんので、ちょっと一般財源が入った部分は当初予定よりはあるのかなというふうに思っております。

橋梁の関係ですが、橋梁は補助のメニューが違うというか、くくりがちょっと違うのですけれども、橋梁のほうは割と要望額に対して満額の交付がついておりまして、今までは予定どおり事業に対する設計と、それから工事自体も予定どおり進めている状況でございます。

○松本議長 わかりました。

細かいことで恐縮なのですが、要するに菅原線、28 年度の予算の資料でメモ書きしてありまして、27 年と 28 年で菅原線は完成したということなのですか。先ほどの執行率の 46%というのは 27 年の分を、残り 54 が 28 年度にやったのではなくて、2 年間やっているのだけれども、160 メーター残が残っていたというのは 28 年度分で、それを当初国庫補助を入れて 3,800 万予算計上したのだけれども、その 46 だったけれども、後に交付金がまたふえて 100%でできたと。補正しなくていいのですね。ということですか。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

菅原線はたしか 3 カ年で継続してやっていて、28 年は 28 年で一応終わる予定で予算措置をして、交付金の要望もしたのですが、その要望に対して先ほど言った四十数%の交付しかつかなかったのです。実はこれがつかなくなった時点で、全部やるには一般財源の額が大きいので、残りの分を 28 でやる予定でしたが、28 と 29 に分けて、また 2 カ年でやろうかなという計画で当初計画はしたのですが、国の補助金がついて残りの分もできることになったので、追加で工事を発注して、28 年度で終了することができたというもので

ございます。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、132 ページ、133 ページ、項 3 河川費について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、134 ページ、135 ページ、項 4 水道費について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、136 ページ、137 ページ、項 5 下水道費について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、138 ページ、139 ページ、項 6 住宅費について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、140 ページ、141 ページ、項 6 住宅費の続きについて。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、142 ページ、143 ページ、項 7 都市計画費について。ありませんか。

○佐藤委員 143 ページの公園維持管理事業です。これについて質問したいと思いますけれども、ジオサイト管理委託料を計上しておりますけれども、この管理委託は町内にもいろいろジオサイトありますけれども、どのジオサイトを委託しているのか、また管理委託内容、これについても伺いたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

ジオサイト管理委託料につきましては、まず火山遺構公園、旧三恵病院のところの草刈り委託料と、それと胆振線の鉄橋跡地の部分の草刈り、それと新山沼展望公園の草刈り委託料を計上してございます。それぞれ面積に火山遺構公園の旧三恵病院の跡地のところは年 3 回、胆振線の鉄橋跡地が年 3 回、新山沼展望公園の草刈りについては年 2 回という形で計上してございます。それと、プラスアルファ的なものなのですが、1977 の火山遺構公園につきましては、公園巡視等の委託料も計上してございます。これは、夏場の期間というか、ああいうところで不審な修繕とかしなければいけないような形で破損とか、見に来られた方々が安全に見学できるような形で巡視をしてもらって、大体今の予算上では 190 日分巡視点検という形で計上してございます。

以上でございます。

○松本議長 私も関連でジオサイトの管理委託で、もしかしたら説明があったのかもしれませんが、新山沼展望公園、草刈り年 2 回しているということは理解するのですが、そもそもあそこは地層が露出していて、そこに町費というのか、町費も入っているのでしょうか、マイスターの皆さんなのか、ジオパーク友の会なのか、住民の皆さんも協力いただいて整備といいますか、地層がわかりやすく、見やすくというのですか、地層にわかりやすく表示されたりしている。これが雨風で雪も解けると必ずずれてきて、毎年直されていたのだけれども、昨年は多分そのままだったような気がするのですが、せ

っかくあれを露出して見てもらうというのか、自然のままなのでしょうけれども、確かに毎度毎度流されて地層もちょっと明確でなくなっている分もあるのでしょうか、その辺はどういう整備をとといいますか、考え方といいますか、友の会の皆さんなのか、そういった協議の場なのか、こうしたほうがいい、掃除しましょうとか、むしろ自然のままであのまま置いておくほうがいいのではないかと、そんな議論なり意見交換などはあるのでしょうかと。

○総務課長 ご答弁いたします。

展望公園につきましては、地層の関係で発見当初私も現場の担当として携わっていたところでございます。あの地層の見せ方として、当時岡田先生といろいろとお話したときに、面をきちっと保護するべきなのかどうなのかと。例えば森町かどこかで地層を見えるようにアクリル板みたいのを張って、きちっと囲ったほうがいいのがどうか、そういうお話もさせていただいた記憶はございます。その当時は、結局はその面は削って、なくなるわけではないので、山がなくなってしまうと別ですけども、削りながらきちっと地層が判別できるような形にできるので、逆にそういう保護をしないほうがいいと。自然のあるがままに見せたほうがいいというお話でたしか聞いていたというように記憶してございます。議長おっしゃるように、だんだんと雨風が当たれば当然表面の部分が風化して下のほうにたまってきてという形になってございますので、その辺も今後ジオ関係の方々とも協議しながら、削り取るのがいいのかどうか、その辺対応を検討していければなというふうに考えてございます。

以上です。

○松本議長 私も自分は何もしないで傍観者のようにただ見物して言うのもいかなものかと思いながら発言しますけれども、ドンコロ山何とか層とかありますでしょう。くぎのようなもので4カ所地層に刺して置いてあったのですけれども、それがずっと下に落ちたまま、私もそれは拾って刺したりしなかったのですけれども、ほぼ1年間そのままだったので、そういうこと、表示するのであればそのぐらいのことは最低限したほうがよろしいかと思うし、確かに雨風で流れてきた土砂をどうするのだと、毎度毎度洗うわけにもいかないしというのはあるのですけれども、もし表示したやつが落ちて毎年そういうことを繰り返すなら、説明板設けてそれで済ますとか、見た目もあると思うので、そういった協議を住民の皆さんとされて、関係者の皆さんとされて整理されたらよろしいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○総務課長 ご答弁いたします。

議長おっしゃられたとおり、関係者の方と協議という形では今後進めてまいりたいと思いますし、解説板はたしか展望公園、その地層のところにはついていないのですが、その横のところの部分に説明はつけてあるかなというふうに認識してございます。ことしは、世界ジオパークの再審査、再認定の審査もありますし、その辺も踏まえてちょっとジオパーク推進協とのほうともいろいろと協議しながら、またマイスターの関係の方々とも協

議できればなというふうに思います。

○佐藤委員 今の質問に関連するのですけれども、あそこの今松本さんが指摘されたことについては、私たち有珠山周辺ジオパーク友の会が毎年あの地層のあるところの山を草刈りしております。28年度もやりました。そういうことでずっと継続して私たちはやっておりますし、また今後も貴重な資料を長く保存できるような方策はやはり考えていかなければならぬと私は考えております。

そこで、先ほど答弁いただいた件についてよろしいでしょうか。火山遺構公園だとか胆振線の鉄橋のところ、それから今質疑されている新山沼のところは草刈りをしてというお話だった。これは、この草刈りの依頼先は高齢者事業団なののでしょうか、それともまたは特定の方をお願いしているのでしょうか。といいますのは、前のときにも事業団の解散ですか、そういうことがちょっと質疑の中であったものですから、今後そういう町がいろいろと事業団をお願いしていることがもしも解散してしまったらまた大変でないかと思うのです。そういう面で現在お願いしているのは事業団なのか、それとも特定の個人なのかについて伺いたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

今現状としましては、高齢者事業団のほうに委託してございます。委員おっしゃられるとおり、今年度をもって解散というお話も先日出ていたという形の中で、このジオサイトだけではなくて公住の関係もありますし、ほかのところも高齢者事業団に委託というか、お願いをして刈ってもらっていると。ただ、たしか先日のお話の中でも、事業団解散しても中にはそういうものを継続してやりたいのだというお話もちょっと聞いていたというふうに思いますので、今後のあり方がそういう頼んでいるところ多々ありますので、どういうあり方が、町がどういう形でかわるのかというのがありますけれども、検討しなければいけないのかなというふうには思います。

以上です。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、144 ページ、155 ページ、款 8 消防費、項 1 消防費について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、146 ページ、147 ページ、款 9 教育費、項 1 教育総務費について。ありませんか。

○佐藤委員 147 ページの事務局事業のことについて質問したいと思います。

嘱託職員賃金と臨時職員賃金が計上され、3月2日の予算説明の資料を見ますと嘱託職員賃金は特別支援教育支援員1名と久保内小学校事務職員1名という説明がありましたし、また臨時職員賃金は特別支援教育支援員4名で、配置学校名も説明がありましたが、この嘱託職員で採用する支援員の方と臨時職員としてお願いする方の職務内容が違うのかどう

か、また勤務時間はどうかということについてまず伺いたいということと、もう一点、さらにこの特別支援教育を受ける児童生徒数の動向、昔は特学と言っていたのですけれども、今はそういう言葉でなくて特別支援学級という言葉にかわってきていると思いますけれども、その児童生徒の動向、これについて伺いたいと思います。

○生涯学習課長　ご答弁申し上げます。

2点あったかと思いますが、まず特別支援教育の支援員、これにつきましては予算説明のときにもございましたとおり、嘱託職員1名と臨時職員、小学校については3名と計4名でございます。嘱託職員と臨時職員の支援員、職務内容については一緒でございます、基本的にはご本人の勤務可能な時間がございますので、それに基づき長くやっていただける方については1名の嘱託職員という形での任用としていただいております。勤務時間につきましては、基本的には臨時職員、嘱託職員、いずれも8時からになります。嘱託職員については1日6時間、臨時職員については原則5時間45分という中での勤務で就労しているというところでございます。

特別支援教育の児童生徒数の動向というところでございますが、現在特別支援学級に在籍をしている児童につきましては、壮瞥小学校で3名、久保内小学校で1名というところでございまして、新年度についてはまだ1年生が、新たな1年生3名該当するということになります。壮瞥小学校です。その在籍をする児童でこの特別支援学級の担任に基づく支援をしていくということになるかと思います。

以上でございます。

○佐藤委員　予算説明資料の中に壮瞥中学校にも1名配置となっておりますけれども、それは小学校を卒業した6年生が進学するから壮瞥中学校、町内今度1校になるので、その方のための1名配置と理解していいですね。

○生涯学習課長　ご答弁申し上げます。

中学校については中学校費の部分でございしますが、こちらにつきましては既に壮瞥中学校、久保内中学校のほうで特別支援学級の在籍生徒がいる状況でございしますので、この臨時職員の中学校での支援員というのは壮瞥中学校の支援、通常学級にいて、特別支援学級の児童ではないのですけれども、通常の学級の中で支援が若干必要な生徒がいるということで1名配置しているところでございます。

○菊地委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長　次に、148ページ、149ページ、項1教育総務費の続きについて。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長　次に、150ページ、151ページ、項2小学校費について。ありませんか。

○長内委員　小学校運営事業全般にかかわってお伺いしたいと思うのですが、ある面で学校教育全般なのかもしれませんが、特にこの部分で小学校運営事業の中でお聞きしたい

と思っているのですが、教育長の教育行政執行方針の中でコミュニティ・スクールの充実、社会に開かれた学校づくりという部分の中では、世帯、かまどの数に応じたかまど金により、地域制小学校がつくられ運営されたということで、子供の教育において地域もかわりながら教育に当たっていきたいというようなこと、これは恐らく小学校、中学校、高校まで含めて全体的な考え方なのかなというふうな理解をさせていただきましたが、特に小学校において、これ私も久保内小学校のPTA会長のときに開校100年という記念行事がありまして、その中で知ったことなのですが、下久保内地区に当時私立、いわゆるそれぞれ地域の人が場所を提供してお金を出し合って、そして地域の子供たちに教育を受けさせたいということの中で地域が思いを持って当時の有志が久保内小学校の前身でしょうけれども、設立したという歴史という部分を改めて見させていただいたということなのですが、具体的にコミュニティ・スクールとしての動きがどのような形で行われているのかという点をお聞きしたいのと、それと特に小学校の場合、中学校は今度1校になりました。小学校の場合は、久保内地区を中心にした東部地域、それから壮瞥学校はその他の地域ということ、校区を学校区というふうに線引きというのでしょうか、通学区域として線引きがされて、それぞれいわゆる運営が行われている。ある意味でいうと校区コミュニティという言い方もありますけれども、学校の校区、通学区域でのコミュニティづくり、地域づくりという部分も別な形の中で言われる、聞かれることではありますけれども、小学校の場合どのような形でそれぞれ特色を生かしてコミュニティ・スクールということを取り組もうとされているのか、この辺をお聞かせいただきたいと思います。

○生涯学習課長　ご答弁申し上げます。

今現状のコミュニティ・スクールの全体的などのような動きかというところでございますけれども、27年度に壮瞥町のほうでコミュニティ・スクール導入をして、4校指定をし、これまで学校評価を主体として副議長にも出席をいただいた中で学校運営協議会を各学校で運営しているというところでございます。このような動きの中で、28年度においては活動2年目というところで、今後例えば学校運営の質をどうやって上げていくのかとか、そのために地域のボランティアさんですとか、保護者、地域の方々にうまく協力をいただいた中で、もっと学校支援の部分で幅が広げられないだろうかというところも含めた中で次年度考えていきたいということで、28年度においては予算資料の中でもちらっと述べさせていただいていましたけれども、本年度道外の先進事例、同様の規模のところのコミスクの視察をさせていただいたところです。その中でも考えますと、人口規模ですとか、その状況にもよるのですけれども、やはりコミスクが一つの地域の住民の方々の拠点となっていて、例えば社会教育の事業であるとか、高齢者の方々がよりどころというのでしょうか、支援をして生きがいを感じているですとか、そういうところを見受けることができたというところで、そういうところで今後の方向性としましては、今校区で1つのということですか、学校に1つの学校運営協議会というところでしたが、先進地、そこを見いきますとやはり1つの、学校それぞれ学校運営協議会あるのですけれども、それを1つ束

ねて、町や村全体として学校を生かして地域の高齢者も含めた中で協力し合いながら学校運営、それと生きがいをつくっていきける、そのような方向に持っていきけるのかというところが非常に参考になったというところでございまして、現行の法律の中でも例えば複数の学校で1つの学校運営協議会をつくることもこの4月1日からの法律施行で可能になったところでもあり、町の現在の規則もそれぞれ学校運営協議会があって6名以内という形で動いております。それをそういう2つないし3つの学校運営協議会、1つになったときのことも考え、15人以内という形での規則の変更も4月1日から行うところでもありまして、そういう国の動向やコミスクを導入して、今度導入期から成長期に至るところに当たって規則の改正と学校支援をどうやってより充実させていくかということこれから考えて検討していかなければいけないのかなというふうに考えております。

○長内委員 私も今お話がありましたけれども、学校評価員というところで、久保内小学校と中学校の学校評価員という形で活動といいますか、意見を言う場に出席をさせていただいておりますけれども、実際学校、要するにそういう仕組みの、文科省なのでしょうか、そういう部分の中での仕組みの中で、それをどう地域の声を学校に反映させる、学校の部分を地域に反映させるという部分では、頭ではわかるのですけれども、なかなか具体的にとなると、いわゆるそもそもが学校評価員をつくらなければ地域と学校とのコミュニケーションというのか、そういう校区コミュニティも含めてできないのかと。私は決してそうではないのだろーと思っっているのです。それが希薄になってきたから学校評価制度みたいな形で年に何回か集まって、実はそういう意見交換をしているという形なのだろうと。だから、壮瞥はむしろほかの地域よりもコミュニティ・スクールとしての既に実践している部分だという、それを衰退させないようにどうしていくかという視点の地域ともかわり合いを持つことが重要なのかなという感じがしているのですが、同時にそれぞれの学校で今持っていますけれども、地域というか、久保内でも中学校もあったときには小中でそういう取り組みをしてきたのですが、今度は小学校が2つあっても壮瞥町全体で学校評価制度的な、広域的なというか、大枠の壮瞥町全体のそういう部分の中で取り組むことも考えているというような答弁と受けとめさせていただいたのですけれども、それはそれで意味もあると思います。中学校は一つになっていますからあるのですが、私は特に小学校において地域、今お話をしたそれぞれ地域の学校を設立した歴史的な経緯も含めて、やっぱり100年を超える形で壮瞥も久保内もあるとは思いますが、そうした中でその結びつきを要するに維持しながら、さらに地域を全体を学校を核としてどう発展させていくかと言う視点が重要なのかなというように感じがしております。

やはりちょっと薄くなってきたなと正直私も思うのですが、というのは久保内の場合を例に挙げますと保育所が1つになりました。小学校が2つです。今度中学校が1つですということです。だから、そこを今までは保育所もある、小学校もある、中学校もあると。それも含めて全体でいわゆる校区コミュニティというか、コミュニティ・スクールと言われるような取り組みを以前からやってきたと。それがやはりそういう形になって変貌し

てきたと。環境が変わってきたと。それに対して地域はどう向き合っていくのかということが非常に重要になってくる。それは、地域住民と学校だけで取り組みでは多分できないのではないのかなと。行政も同じ視点で考えていかなければ維持できないのではないかなと。若干個人的に危機感を持っているのです。それは、子供が減った。当然地域の結びつきがだんだん薄くなってきた。片や統合という動きもあるという中で考えたときに、例えば小学校2つであれば小学校2つがしっかり地域に残るためにどういう政策を打ち出すことが必要なのか、定住対策を含めて。その中のことも含めトータルのな中で学校の位置づけ、地域と学校のかかわりということをやはりそれぞれの分野の中で考えていかなければ、なかなか制度的に取り入れる、もしくは年に何回か会議をするというだけで本来の目的につながるようなコミュニティ・スクールもしくはコミュニティーのあり方という部分にうまくマッチングというか、なっていくのかどうか、非常に地域に住んでいる者としてなかなか見えづらい。むしろだんだん環境が変わってきているなということを感じるのですが、この辺のお考えというのがありましたら、教育長でもよろしいですし、町長でもよろしいですが、お聞かせいただければと思います。

○教育長 広い範囲でのコミュニティ・スクールの政策というか、施策についての話、ご質問かなと思ひまして、私のほうから先ほどの質問も含めてご答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、コミュニティ・スクールについては、わかりづらいというお話もありましたけれども、基本的には教育行政執行方針で昨年、一昨年から述べさせていただいておりますとおり、コミュニティ・スクールを国で今進めようとしている精神そのものについては、考え方そのものについては壮瞥町においては壮瞥小学校においても久保内小学校においても全町的に地域と密接に学校がかかわりを持って、子供たちの成長にさまざまな団体がかかわりを持っているということで、そういう評価をした場合にコミュニティ・スクールの精神そのものはもう壮瞥町に根づいていると。こういう継承されているという考え方を持って導入をさせていただいた。導入の背景にありますのは、無理をしなくても導入できる基盤があるということと国のそうした政策を導入することによって、教職員の加配ですとか事務職員の加配、そういった人的な配置ですとか有利な財源をいただけるということもあって、そうしたことを活用させていただきながら今あるものをより高めていこうと、そういう考え方で平成26年度から検討を始め、平成27年度にコミュニティ・スクールを導入したということでありまして、ご理解をいただければと思っております。

それで、各校区にはそれぞれの歴史があり、素晴らしい伝統があり、地域とのつながりがあり、そうしたものが子供たちの成長につながっているものと認識をしております。それぞれ壮瞥校区、久保内校区、今小学校区は2つありますけれども、久保内の校区でいえば小さな地域であり、密接に子供たち、学校行事に地域がかかわっていると。教育行政執行方針の中で申し上げましたかまど金という、世帯に子供がいてもいなくても学校行事のために私財を抛出しという伝統はまだ久保内にも残っているやに承知をしておりますし、

そうした特色があり、また滝之町においても、両校区においてもさまざまな団体が学校のほうに赴き、子供たちに必要な自分たちの持っているものを子供たちに体験ですとか授業を通して成長に結びつけていくということがあるのかなと、このように思っております。そして、学校もそうした地域の力を活用することによって、学校が地域の知の拠点という役割を果たして、地域づくり、人づくりの拠点になっていくと。こういう精神をこれからもより高めていきたいなと、そのような思いでコミュニティ・スクールを推進するということが社会に開かれた教育課程ということで、一歩進んでもっといろんな行事に学校も出ていくし、いろんな人に学校行事も教育課程の中でより参加をしていただきたいと、そんな思いで来年度は進めていきたいなと特に思っているところであります。そうした狙いでコミュニティ・スクールを推進し、小学校費での質問ですけれども、壮瞥高校においても同じような考え方で、地域の資産ですとか、そういったものを学校ともっとミックスしていくという考え方で進めていきたいなと、そんなふうに思っております。

以上です。

○菊地委員長 これより休憩に入ります。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○菊地委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○長内委員 教育委員会としての考えは理解させていただきました。決して否定するものではなくて、私も評価員になりまして、やっぴり学校で行われていること、PTAの時代は当然かかわっていますからよくわかっているのですが、やっぱり子供がいなくなるとだんだん距離感というのは開いてくるのはこれはやむを得ないですね、親のときと違って。その中でもそういう活動というのですか、そういう場を通して学校の行われていること、今の学校の進めようとしていることですか、いろんな内容がわかることは、それはそれで重要なことだと思いますし、学校に対する関心もそれによって高まっていくと。これは、壮瞥の小学校も同じかもしれませんが、久保内小学校も地域の事業所の方も評価員になっていただいている、そういう視点も含めて地域全体で学校のことがよくわかるという点はいいと思うのです。ただ、これ学校の本来はそれがなくてもそういう機能が地域も含めてしっかりあることが本当は望ましいのだろうと。改めて組織をつくるからどうのこうのというよりも、むしろそれが日常的にあって、そのことが学校の子供たちにも健全な教育につながるし、地域としても地域の活性化なり、いろんな形の中で地域もまたそれによって恩恵といいますか、受けるという、学校だけの問題、相互にやはりいいプラスの影響があるというふうに思っています。

ご存じだと思いますが、久保内の小学校も保育所があった時代、保育所と小学校と中学校、それから地域も含めて、親だけではなくて、PTAだけではなくて、学校関係者だけではなくて、地域全体で運動会ということを長年やってきておりました。そういう活動も

含めて地域との結びつきは比較的強い地域なのかなと私も地域住民の一人として思っておりますけれども、一連の時代の流れといいますか、変化の中で、残念ながら保育所は1つになりました。それから、中学校も今度1つになります。では、ことしの運動会どうしようかと。実は今早くから議論があって、実行委員会もつくって、私も実行委員の一人ですが、子供の数も少なくなっている。そうした中で学校だけの運動会も当然、以前から学校だけでやっていないのですけれども、地域もかかわりながら、地域として学校も含めた地域の運動会といいますか、集う場をどうして維持していこうかというようなことで今議論も進めているところなのですけれども、そういうことを考えたときに、これは1つは学校、要するに教育委員会、教育的見地だけのこういう取り組みだけでは現実的に難しいのではないかと。やはり行政というか、町も含めてそのあり方がある面で町で考えると校区コミュニティーかもしれませんが、そういうあり方をどのように考えるのだろうと。それを政策にどう生かすのだろうと。当然教育委員会と連携して何ができるのだろうという、こういう視点が私はすごく必要なのかなと。それがあつて地域を守り、学校を守り、生徒数の減少に少しでも歯どめをかけていくということにつながっていかなければ、教育委員会だけのこういう例えば協議会をつくってどうのこうのというだけではなかなか解決しないのではないかなということは委員の一人としてやっていて思うのです。やっぱり教育委員会だけでは難しい。では、それを含めて町全体としてそういう意識という部分を住民も含めてどう育てていくかと。この視点が欠かせない。それがあつて意味で地域を守ることにもなるのではないかと、私見ですけれども、それを持っておりますけれども、町というか、行政側としてはコミュニティー・スクールもしくは校区コミュニティーというのをどう捉えているか、ご意見をいただきたいと思います。

○副町長 壮瞥町、行政サイドといいますか、教育委員会とは別に町側で考えている今現在の考えとしては、壮瞥町全体での学校のあり方については先般教育委員会のほうでまとめた学校の将来のビジョンといいますか、も定めて議会全体の皆様にもお示しをしているところであります。委員言われているものについては、地域、久保内方面での地域の中から膨らませての全体のことですから、それを行政としてどういう政策展開にできるかというのは、今現状ではこれをやりますとかというものは持ち合わせていないというのが実態です。ただ、今取り組まなければいけないのは、これだけ人口が減っている中でどうやって定住人口をふやしていくかということに重きを置いて政策を進めてはおりますので、それは継続していかなければいけませんし、ただそれが日本全体、まして西胆振全体でも人口がほとんど減ってきている状況の中で、うちの町が定住対策を特化して進めて成果が確実に上がってふえているかというところと決してそうではありませんので、いましばらくは多分定住対策も含めて主として進めていき、その中で将来的に学校の姿はおのずとどこかの時点で判断するような機会が出てくるのかもしれませんが。そのときには、教育委員会の考え方も踏まえながら行政側サイドとしても改めて協議をする場面を設けて、政策なり今後の姿について方策を定めていきたいというふうに考えております。

○菊地委員長 150 ページ、151 ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、152 ページ、153 ページ、項 2 小学校費の続きについて。ありませんか。

○佐藤委員 教育振興費の扶助費について伺います。

子供の将来がその生まれ育った環境により左右されることのないように、貧困の状態にある子供が健やかに成長される環境を整備することが大切であり、これが教育の機会均等を図る大きな根幹でないかなと思っております。そのために、小学校費、中学校費とも教育振興費で児童生徒の援助のために小学校費では扶助費として 253 万 6,000 円、またこの後審議される中学校費の教育振興費の中でも扶助費が 281 万 4,000 円計上されています。意外とこの制度について理解されていない面があるのでないかなということも考えられます。また、このごろ新聞紙上で子供の貧困という言葉がよく使われております。そういうことから、今壮瞥町が予算計上して取り組んでいる扶助費の給付内容、それとここ二、三年の壮瞥町の扶助費の給付状況の動向、これについて伺いたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

扶助費、これにつきましては小学校の扶助費と後に出てくる中学校費のほうの部分もというところでございますが、基本的には生活保護を担っている要保護者、それとそれに準ずるような所得の方々を中心として扶助費を予算化をしているというところでございますけれども、例えば児童生徒の学用品であるとか、体育実技用具ですとか、あとは修学旅行への経費であったり、新入学するときの準備であったり、また給食費であったりという部分において支援、扶助をしているというのが実態でございます。現状につきましては、人数の動向につきましてはやはり少しずつではございますが、増加の傾向でございます。ここ 3 年程度の推移を見ますと、増加をしているというところでございます。これにつきましても小学校卒業して中学校に上がるというところで、小学校費と中学校費との差でいろいろ上下はするわけでございますが、予算の説明のときにもご説明しましたとおり、今回は小学校費のほうで前年度より予算減額をしておりますが、卒業した生徒、児童の分で中学校費のほうが上がっているというところで、上下はしているものの、どちらにしましても小学校、中学校とも人数については少しずつでございますけれども、増加をしているというところでございますので、これにつきましても引き続きこの動向を見植えた上で支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○佐藤委員 壮瞥の実態はわかりました。

そこで、やはり国でも平成 25 年ですか、そして施行になったが 26 年ですけども、子どもの貧困対策の推進に関する法律が 26 年度に施行されております。その中でも第 4 条でしたか、地方自治体も基本理念に基づいて政策といいますか、それを展開することが必要ということを書かれておりますので、そういうものも参考にしながら、またこの子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づいてやっているところはまだ少ないと思いますけれ

ども、やはりこういう法律もできているものですから、壮瞥町今徐々にふえつつあるというような言葉もいただきましたので、そういう子供たちに本当に安心して学習できる、そういうものをぜひ続けてほしいなと。

また、けさの新聞ですか、ずっと真ん中のほうのページにあったのですけれども、何か高校生に対する援助も取り組むというようなことを国のほうで考えているというようなことも出ておりましたので、そういうものを参考にしながら今後この貧困に苦しんでいるといますか、貧困家庭の子供たちの教育に対する援助をぜひ続けてほしいなと。今やっているのを拡大ということも難しいかもしれませんが、継続して実施していただきたいと思いますけれども、このことについてどのようにお考えになるか伺います。

○生涯学習課長　ご答弁申し上げます。

委員おっしゃられますとおり、安心して学校に行ける環境、学習できる環境というのは、これは教育の機会を均等に受ける権利からいえばそれは間違いないところでございますので、今後もこの部分について継続をもちろん実施をさせていただくところですので、その内容等につきましても例えば支給する時期であるとか、その辺の動きも各市町と協議しながら、足並みそろえる形で引き続き支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○松本議長　佐藤委員のやりとりの関連で確認をしたいと思います。やりとりを聞きながら財源のほうを見ておりましたら、一般財源で全て賄われておりまして、要保護、準要保護児童の援助でありますけれども、お話の中に生保、準生保という話がございました。生活保護世帯の経費は国から来るといいますし、医療扶助もありますけれども、そういった対象の方々のいわゆる義務教育にかかわる諸費用というものについては、国のお金といえますか、そういう援助なりはないのかなとこの数字を見たら感じるのですけれども、違う形であるのかもしれません、例えば財政のことが話題になっておりましたけれども、市町村単位でそういった支援の内容も違ってくるのか、先ほど何点か説明ございましたけれども、ジャージですとか入学費用ですとか修学旅行の費用等を含めてそういった支出項目が市町村でも違ったり、考え方によって変えたりみたいなことがあるのかどうかを含めてお伺いしたいと思います。

○生涯学習課長　ご答弁申し上げます。

まず、財源の部分でございますが、確かに交付金等、補助金等というところでございますが、義務教育に関する部分も含めて交付税措置という形で措置をされているというのが原則になっております。また、この制度におきましては各市町村同一の内容ということで制度が組まれているということになっております。

以上です。

○松本議長　わかりました。念押しになって恐縮ですけれども、要するに支出科目についても費用の中身についてもほぼ統一されて、基本は一般財源で出すけれども、よくわからない交付税措置と。どこに何がどうあるのかはちょっと不明ということになっているので

すね。確認ですけれども、費用はほぼ一緒、それは当然要綱なり、支出に関してはこういった項目だというのがあって、全国一律に交付税措置ということで、よくわからないけれども、算入されているはずだという理解でいいのですねということです。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

基本的には交付税措置をされているところでございますが、制度上の基本的な部分については各市町村統一というか、似たような形でやっているのですが、細かな支給の金額の内容につきましてはそこそこの市町村での単価というのが定められているものの、基本的な部分につきましては制度上は一緒の中で取り進められているところでございます。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、154 ページ、155 ページ、項 3 中学校費について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、156 ページ、157 ページ、項 3 中学校費の続きについて。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、158 ページ、159 ページ、項 4 高等学校費について。

○長内委員 高等学校全般といいますか、運営上にもかかわりがあるので、この場で質問させていただきたいと思います。

町政執行方針の中で町長は、高等学校については胆振西学区の生徒数の減少情勢を踏まえ、当分の間、老朽化が進んでおりますが、一部修繕を図りながら現校舎での高校存続を進め、高校移転等の議論はしばらく状況を見た上で改めて検討させていただきたいとなされました。その後の一般質問の加藤議員の質問の答えの中で、老朽化が進む壮瞥高校については胆振西学区の生徒数の動向なども踏まえ、移転などの議論をしばらく状況を見た上で改めて検討することとし、中学校統合後の学校のあり方についても財源や施行内容も含めて引き続き検討を加えた上で平成 29 年度に一定の考え方をお示しする予定であるため、具体的な方向性については現段階ではお示しすることはできかねますので、ご理解を賜りますような答弁なされています。私それ聞いたときにしばらくの間という部分と答弁の中学校統合後の学校のあり方についてもという表現でしたので、29 年度において中学校と壮瞥高校、この辺について方向性を示すのだろうと勝手に解釈しておりましたけれども、町長のほうから壮瞥高校においては 29 年度ということではないと後日お話をいただきましたので、29 年度でないということはこの場でも改めて確認させていただいていいのかなと思っていますので、それで高等学校においては私の昨年一般質問の答えも 28 年度中に方向性を示すという答弁をいただきました。それから、議員協議会等で壮瞥高校の存続も含めたあり方という形の中で考え方等も示されたりして協議も進めておったのですけれども、今回こういう形の中で町長のほうからしばらくの間、減少情勢を踏まえながら判断していきたいというような形で、老朽化進んでおりますから、そういう部分で新年度

予算の中にも高校のある意味最低限なのかもしれませんが、修繕費盛り込まれております。それで、しばらく状況を見た上で改めて検討させていただきたいと。このしばらくというのは、どういう基準というのですか、何をもってしばらくなのかということについてお伺いしたいと思います。

○町長 壮瞥高校の関係で質問ございましたけれども、28年度中に判断をするという、以前にお話をさせていただきましたけれども、それは移転をすることが望ましいけれども、最終的に28年度にどうするかは判断するということとお話をさせていただいておりました。29年度の執行方針では、しばらくの間状況を見ながら今後判断をしていきたいというお話をさせていただきました。このしばらくというのは、やはり何年というふうに置きかえたほうがいいかなというふうに思いますけれども、ことしじゅうにするとか、来年度中にするかということではなくして、数年様子を見させていただくというふうに判断いただければというふうに思います。

○長内委員 年度は区切らないで状況を見ながらという、そのしばらくというふうに説明と受けとめてよろしいのかなと思います。私も一般質問の中で期限ではという話、たしか質問したと思いますが、28年度中と。内情は、本当に28年度中に決定できるのかなと。今の進捗状況の中で、当時の高校の移転も含めた議論の進捗状況の中で28年度本当にできますかという思いもあったもので、その辺確認させていただいたということなのですが、そのときは28年度というのを明言されたと。それは、28年度中がその後しばらくの間に変わった理由というのはどういう理由なのですか。

○町長 28年度中に判断をするという内容については、久保内に移転をさせて高校存続させるか、あるいは2つの選択です。そうしないと判断するというにならないわけでありますから、移転をするか、移転をしないかという判断をさせていただくということで捉えていただきたい。今年度は、29年度の執行方針で児童生徒数の減少なんかも踏まえると、当面の間、しばらく状況を見ながら判断するというので今回皆さん方にもお示しもいたしましたし、加藤議員の一般質問の中でも公共施設の今後のあり方についてもそのような形で申し上げたということでございます。やはり今は少子化といいましょうか、どこの町も子供さんが少なくなりましたし、また小学校に入学する子供さんも少なくなっている。そして、中学校卒業して高校に入学を希望する、入学をする子供さんも少なくなっている状況の中では、やはりもう少し慎重に状況を踏まえたほうがいいのではないかなというふうに判断をして、こういった判断をした状況であります。

○長内委員 個人的にしか言えませんが、よくわからないのですが、壮瞥高校の存続も含めて地域農業科に学科転換されたと、教育委員会は。それで、その後生徒数の推移を見ながら判断するというお話がございました。確かに生徒数が20人、1年目がすごく多かったですね。若干減ってきたという経緯もあるのかなと思っています。ことしまちちょっとふえていますよね、6人ぐらいでしたか。ふえているという部分で、その推移を見ると極端にどんどん、どんどんと落ちてきているわけではないと。ということは、生徒数の推移

だけではなくて、ほかの要素でしばらく延ばしたのかなという感じに受けとめるのですが、例えば住民との合意形成というのですか、その辺の時間が必要なのか、それともアンケートならアンケート、きのうちちょっと協議会で説明ありましたけれども、アンケートをとった結果、その結果が町の意向というのですか、と大きくずれがあったのか、私は何らかの大きな原因があったからしばらくの間、いろんな意味で延ばしたのだらうなというように勝手に解釈をしていたのですが、その辺は趣旨というか、広い範囲での町長としての政策判断というのか、判断なのかなと思うのですが、勝手に想像する上で。私が懸念したのは、それは本当に慌ててばたばたと急いでもどうかという思いもありますし、同時にやはり壮警高校が場所の問題もありますけれども、将来展望の中でうちの町に町立高校としてどうなのかという基本的な議論もしっかりする必要があるなとは思っています。そういう面では、その時間が少し猶予ができたのはそれはそれで一つの判断なのかなという評価というか、していますけれども、同時に町の施設の有効活用の計画が今議論されていますよね。当然久保内地域でも青少年会館初め老朽化している施設の廃止に伴っての機能移転という部分を議論されています。中学校が統合になったということも踏まえて、そういう部分が着々とある面でいうと進んでいる中で、これを先延ばしするということが全体にそういう面の影響も少なからずあるのだらうと私は思っています。その辺も含めてどう考えられているのかお伺いしておきたいと思います。

○町長 なかなか多岐にわたっての考え方を持たれた質問ですけれども、やはり一番は少子化を踏まえて将来 10 年後、20 年後壮警高校が本当に存続できるのだらうかという思いも実はあります。そういったことでもうしばらく様子を見させていただいて、どうするかという判断をしていきたいというふうに考えております。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、160 ページ、161 ページ、項 4 高等学校費の続きについて。ありませんか。

○松本議長 長内委員に関連することになりますが、私はたまたま施設管理のほうで修繕費が計上されておりますから、移転を見送ってということの判断に立った修繕、現状で現校舎を多少なりとも改修して学習環境を改善しようということで確認をしたいと思いましたが、執行方針も、それから昨日非公式でありましたけれども、予算委員会終了後の町長の説明ございました。それを言葉一つ一つをとって確認する気はないのでありますけれども、今のやりとりを確認しましても、ご承知のように全員協議会、私が招集して議員のみで議論のやりとりをさせていただきました。別に結論出す場面でもないし、ただある程度の方向性の集約と申しますか、確認は必要だろうと。というのも議論を進めていく上では、後に戻ったり、先を越したりということもだめとは言いませんけれども、整理をしていかないとなかなか方向性が見えないということがありました。当然理事者側も、役場も、それから教育委員会のサイドも決して判断が難しい中での方向性を見出すということですか

ら、時間も労力もかかっているのだろうということは十分承知したわけでありますけれども、ただ議会のほうではお伝えしてありますけれども、もう一度説明しますと、いろんな環境があるのですが、問題はもう少し整理をして単純化して決めていかないと、要するに例えば結果的な地域の活性化につながる政策につながるですとか、ないしは逆に地域の衰退につながるとか、そんなことも含めて議論をしていきますと。もう一つあったのは、少子化の傾向がどんどん続いていく、これはもう身にしみてわかっていることですし、ただそれを言い出すと、私が議員になりたてのころ、壮瞥高校そのものの存続議論、建てかえのとき、建てかえの時期はもうとうに來ていると。二十数年前に來ているのだけれども、それは判断できないと。理由はいずれそういう場面が來るだろうということを言うか言わないにしろ、そういう認識なりそこを想定しながら議論がしぼんでいったという経験しております。それは誰がいいとか悪いではなくて、時のそういう情勢があったと。一方で、町村の市町との合併の議論があつて、そういったハード整備はちょっと棚上げでというようなことで議論が後になったと承知しております。その後、私がここで力説しなくても壮瞥高校独自の就学生徒が増につながるような活動なり事業を展開されて評価を受けて今日があるわけです。

もう一回単純な話しします。高校は存続すべきものという前提で議論をしましょうと。今の段階で、その先の将来なくなるかもしれないという話は想定しなければいけないことであるけれども、存続という前提です。そして、単純に生徒の教育環境の改善を最優先すべきであるということで集約していきましょうと。別にその協議会の場面が全て正しいなんていう気はありませんが、一応協議会では建てかえの議論もありましたけれども、それはボリュームの予算の問題で、多分現実的ではない。そうすると、改修か移転、この2つであると。そうすると、移転に伴って通学の問題ですとか、そういったこともかかわるので、当然現在通っている生徒の、あるいは親御さんの、あるいは学校関係者の方々の意見を尊重した上での判断が求められるのではないかとというのが繰り返しですけれども、議員協議会の意見集約で、それをお伝えしたわけですが、ただそこで正直申します。結論からいいますと、環境改善したいけれども、財政的なことがあるので、現校舎を改修して当面臨むということのほうがずっと僕は得心、わかりやすい結論だったなという気はしています。ところが、町長のお話の中で何回も少子化のことがあつて先が不安だということをおっしゃっています。そのとおりだと思うのですが、それを出すと本当にどんどん、どんどん先延ばしになるのではないかとこの懸念はあります。正直にそういった意味で移転がなければ修繕費の、校舎の私どもも見せていただきましたけれども、やはりちょっと悲しいような教育環境だろうと思います。当然それは生徒もそうでしょうし、今通っている生徒もそうだし、今度通おうと思う、学校の理想、授業に希望、期待を込めている児童生徒も環境で気持ちがしぼんだり、入学しようという気持ちが落ち込んでしまったりみたいなことにつながらないかという気がしてなりません。という意味では、環境を変える意味で、現校舎の劣っている環境を改善するという意味合いの予算にしては余りにも乏しい

なというふうな思いで今確認して質問したわけです。

要するに財政的な部分で、したいけれども、やむなし。当分時間を置いてくれという説明のほうでは私は納得できたかなという気で、個人的に、これあくまで個人的な感想ですよ。思っておりますので、もう一度、何回も繰り返してもしょうがありませんから、確かに先の少子化の傾向を無視すれなんて言っていませんが、それを含めた判断にすると結論というのは複雑になるし、むしろしない方向に行くのではないでしようかと。それは、学校環境、教育環境の改善につながらなくて、ひいては壮瞥高校で学ぼうとする入学意欲の低減につながって、ますます拍車をかけてというような、せっかく努力の上でちょっと改善傾向にある入学生徒の数がまた影響を受けて落ちて、いずれなくなるものというような結論が浮かび上がってくるのではという懸念を感じますが、この辺考えをお伺いしたいと思います。

○町長 今松本議長のほうから当面現況の中で高校を存続させていくことが移転をしないのは財政的な面で移転をしないのかというようなお話のように受けとめましたけれども、確かにこのように今急速に子供さんが減ってきています。うちの町でも 28 年に生まれた子供さんというのは 10 人ちょっとぐらいかなというふうに思っております。よその町もやはり小学校統合したり、中学校統合したりして非常に児童生徒数も減っております。そんな中で移転をしたときに、やはり本当に応募される高校生が減った場合にどうしようか。移転をしてでもしなくても、壮瞥高校に入学する生徒さんが減った場合にどうしようかということもやはり頭の中にはございましたし、そういったときに地域の皆さんにも行ったはいいが、すぐに生徒数が極端に減ってしまって、高校をどうするかという議論になったら、特に久保内地域の皆さんに大変申しわけないなという思いも実はしているのです。ですから、今の推移を見させていただいてどうするかを、また以前から私高校を運営していくにはやはり多くの町民の皆さんのご理解をいただいた上で存続すべきということは常に頭にも持っております。そういうこともございまして、今回こういう判断をしたことについて今後町政懇談会なんかも開かせていただいて、町民の皆さんもその中で意見をいただく機会があるのだらうというふうに思いますので、そういった中でも意見を聞きながら今後の高校について判断をしていきたいというふうに思っております。

○松本議長 これ以上議論をするというか、自説を含めてないのですけれども、やはり壮瞥高校は存続させますという前提でのお話のほうの説得力を持つでしょうし、ただ財政的なこと、将来の不安もありますという意味で政策を選択したと。それがとどまって改修を進めていくことだと。何より生徒の学習環境、生活環境を改善させる努力はしたいという意味をお示しのほうがむしろ私は聞きやすいといえますか、確かに結果的には町長が懸念されていることが起こり得る、そういうことを想定して政策を進めなければいけない部分もあると思うのですが、高校の魅力ですとか生徒に対する説明、それから将来の高校のあり方も含めて、当然義務教育ではございませんので、町の政策的な部分は反映されてしかるべきだと思います。だから、なおさら難しいのでありますけれども、存続を前提に

その先も地域にとって必要であるという軸足でお話をされないと、何となくピントと言いませんけれども、先ほど言ったような結論が先のほうにしぼんでいって消滅するののかということも呼んでしまう、そんな感じに映るのです、これはあくまでも個人的な感想ですけれども。もう一度だけお話を、その辺確認させてもらってやめます。

○町長 おっしゃるようなそういったご心配は私自身も持っているわけでありましてけれども、先ほど来からずっと申し上げているようなことが今回の判断に至ったということはご理解いただきたいというふうに思います。本来であれば、生徒数が何人になってでも高校を存続させるのだという判断をできればよろしいのですが、そういった判断には至らないわけでありまして、その辺をご理解いただきたいというふうに思います。

○毛利委員 私のほうは、備品購入のところでお聞きしたいのですけれども、去年はこの前説明を受けたけれども、パンスライサー購入完了して、あとはないということしの予算になっていますが、先日ちょっと聞いたところによるとトマトジュースの搾り機がかなり古いそうなのです。機械本体自体はまだ我慢して使えるところが、搾る布といったか、それがもう製造していない。今は1枚しかないの、それが破れるか何かすると製造していないと。だから、そういうところら辺のところ要望に上がってきているのかちょっとお聞きしたいのと、またそれを我慢して使っているということは何か伝えづらい関係でもあるのか。ないと思うのですけれども、何かそこら辺のところ素直に要求が上がってこないというのもちょっと。素直に高校のほうから伝えてくるようなシステムをつくらなくてもいいのですけれども、それこそ向こうが上がってこないのであれば定期的にでも本当に今困っているののかとって何か備品の不自由しないようにしてあげたほうがいいなと思う。ということは、今存続の話もしていましたけれども、結局学科転換して特色あるので、トマトジュースなんかは道の駅にあります全体的な道内のパンフレット、それぞれの高校生が取り組んでいる、「c o n f a」のパンフレットにも壮瞥高校の場合はパンではなくてトマトジュースで載っているわけなのです。そういう載っているのが故障したらもうすぐ対応できないわけなので、大切なところが出ているので、それにトマトジュースだけでなく去年から取り組んでいるゆめちからのパンも、これもすごくおいしいパンで、去年はちょっと後半うまくいかなかった。あれは技術的な面だろうと思うから、もっと解消しないといけないけれども、備品のところの購入、もう少し対応をずっとできるようにしてあげたいと思っているのですが、そこら辺はどうお考えですか。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

備品購入の部分に関してでございますが、トマト搾り機、今委員のほうからお話がありました、これにつきましては29年度の予算要望の中では上がってはきていなかった内容でございます。これまでも要望といいますか、そういう高校や各学校等のこういう何か困っていることとのかの部分については適宜教育委員も含めて話は伺いやすい体制にはしていることもしていますし、各教育委員も年2回ほど各学校を訪問し、その辺の具体的な意見も聞ける体制も整えておりますので、今回はちょっとその件については要望上がっ

ていなかったのですけれども、基本的に要望が上がった時点で教育委員も含めて教育委員会できちっと議論をし、予算要求に上げているという状況をご理解いただければと思います。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、162 ページ、163 ページ、項 4 高等学校費の続きについて。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、164 ページ、165 ページ、項 5 社会教育費について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、166 ページ、167 ページ、項 5 社会教育費の続きについて。ありませんか。

○毛利委員 図書室分室、こっちの図書のほうもあるのですけれども、図書は大体このぐらいをそろえなさいよという一定の基準があると思うのですが、その達成率はどのぐらいなのか。それとまた、入れかえしていると思うのです、本の。時々見ますけれども、あそこに自由にお持ちくださいと置いてある本もあるのですが、あのほかに何か入れかえたときの処理の方法、どういうことを行っているか、ちょっとお聞きしたい。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

当町山美湖内の図書室と図書分室という形で蔵書等取りそろえておりますけれども、特に基準があって、その規模で達成をしなければいけないとか、そういうことは基本的にはないというところでおりまして、また蔵書の中でも例えばもう基本的に古くなったものですか、また近年では寄贈される部分も非常に多くなってきております。その中で必要なものについては、廊下のほうに出して希望する方に自由に見ていただくなり、その方に持って行って差し上げるということも実際しているところでございまして、蔵書の管理につきましても近年かなりふえてきて、棚等も大分手狭になってきているところでもありますけれども、そういう更新も含めて司書が中心となって、分室も含めてボランティアの方のご協力をいただきながら適切に管理をしているところでございますので、そういう部分において今後来館者ですとか貸し出し冊数がふえるように努力していきたいと考えております。

○毛利委員 もう一つなのですけれども、全部が全部ではないのですけれども、ある自治体においては図書費が配付されたところで、それがほかのところの財政が厳しいので、図書費を全部そっちに回さないでほかのところに回しているという自治体もあるのですが、確認です。うちないと思いますので、そういうことはないでしょう。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

図書に係る部分の経費、予算等につきましては、他のほうに流用するというようなことはしておりませんので、基本的に従前のとおり図書費等については分室と図書館の中での

健全な図書の保存と蔵書の保存、それと貸し出しについて予算を執行しているところでございます。

○加藤委員 地域交流センターの管理費の中でちょっと私前に行くのかどうかわからぬのですけれども、報償費についてお伺いしたいのですけれども、報償費、その中で今回説明の中で図書フェスティバル 10 回記念という形で 40 万円の予算が計上されておりますけれども、この内容についてとりあえずお伺いしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

今年度におきましては、図書フェスティバルが 10 周年ということで、従前行っておりまして図書フェスティバルに人形劇ですとか、あとはこの間寄附をいただきました部分を使いまして木のプールという木製の玉がいっぱいプールのようなになった、そういうところも購入をした中で山美湖内で交流をしてもらおうということで考えている部分で、人形劇のほうでちょっと経費が上がっているというところでございます。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 ただいまより昼食休憩といたします。午後の開会は午後 1 時といたします。

休憩 午後 0 時 0 1 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○菊地委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

166 ページ、167 ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 168 ページ、169 ページ、項 5 社会教育費の続きについて。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 170 ページ、171 ページ、項 5 社会教育費の続きについて。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、172 ページ、173 ページ、項 6 国際交流費について。

○長内委員 英語指導助手招聘事業についてお伺いをしたいと思います。

今来ていただいている方は、アメリカからでしたでしょうか。相当長く当町にこの事業として活躍していただいているのかなと。有能な人材ですから、こんな長く、また子供たちとの接点も含めて活躍していただいているのかなと。個人的な評価ではなくてお聞きしたいのは、長くいられる、それはそれでその成果は当然あるのでしょうかけれども、実態という部分でいうとかなり長くいていただいて、継続して本町の中で英語指導にかかわっていただく、もしくは人材として交代してやっていくような仕組みやシステムを含めてなかなかそういう部分というのは難しいのかどうか、その辺もちょっとお聞きをしておきたい。実態です。

○生涯学習課長　ご答弁申し上げます。

今のＡＬＴさん、外国語指導助手につきましては、大体８年目になるかと思います。平成１９年度から現在までということで、当初は時間講師としてでしたが、２１年度からは現在のような任用の形にしているというところでございます。これまでも各学校のほうに毎日各小中学校、それと高校、それに児童のキッズスポーツですとかジュニアのスポーツですとかという形で長く能力を発揮していただいて、非常に子供たちからの評判もよく、仲よく外国語に親しむ活動、英語に親しむ活動に従事していただいているというふうに考えております。過去にもＪＥＴプログラムによって来た経過もあったり、フィンランドからの人材ということもありましたけれども、現状においては今この人材が長くしていただいているということもあり、このままの形で継続していくことが今申し上げられる状況なのかなと思います。

○菊地委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長　次に、１７４ページ、１７５ページ、項６国際交流費の続きについて。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長　次に、１７６ページ、１７７ページ、項７保健体育費について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長　次に、１７８ページ、１７９ページ、項７保健体育総務費の続きについて。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長　次に、１８０ページ、１８１ページ、款１０災害復旧費、項１公共土木施設災害復旧費について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長　次に、１８２ページ、１８３ページ、款１１公債費、項１公債費について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長　次に、１８４ページ、１８５ページ、款１２諸支出金、項１諸費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長　次に、１８６ページ、１８７ページ、款１３給与費、項１給与費について。

○松本議長　議案審議のほうで給与の手当の見直しがありました。配偶者の扶養手当が将来的には６,５００円、それから第１子の扶養が１万円でしたか、期限措置を置いて変わっていくと。子育て支援を、国家公務員の給与もそういった形にシフトしていくのだろうということが背景にあると思うのですが、それに関連というわけではないのですが、関連ですね。要するに時代に沿って国の手当も変わっていくと。当然地方公務員も国家公務員に準じて改正をしていくということ、そのルールも承知して聞いていますけれども、ただ全

てについて 100%ないしは当たり前ですけれども、ラスパイレス指数が違うぐらいですから多少の違いはあるわけですが、その地域制があっても、あるいは政策的な色があってもいいのではないかという観点で意見を述べたいといいますが、その形で質問したいのですが、例えば住宅手当、これは家、アパート等を借りなければ発生しません。持ち家には発生しないということは承知していますし、そういった国の手当のルール、給与規定があって、それに準じて壮瞥町もそうなっている。でも、役場の課長さんにもいらっしゃると思います。自分自身も経験ありますけれども、実はうちの職場も古くからいうと役場に準じてそういった手当を計上といいますか、給与規定で示したものですから経験があるのですけれども、借家の時代は大体半額程度出ていたのですけれども、持ち家になるとそれがなくなって、子供はどんどん大きくなるし、むしろ負担は大きくなる。今移住、定住が、何せ人口減が騒がれた時代に、そういったものを支援する制度が政策的にあってもいいだろうと思って発言していました。手当で不利益なことがあった場合は問題がありますが、かさ上げというか、例えば町内に住んで一戸建て、家を建てた場合には住宅手当はなくなるのだけれども、かわる何かが支給されるというような手当があってもいいのではないですかと、単純に言えば。ということの意見と質問なのです。

古い話ですけれども、消防が組合が一緒になったときに伊達の消防の給与規定が違うということでちょっと議論したことがあったと思うのですけれども、そのときには伊達市の消防が持ち家制度か何かで多少というか、割り増しの独自の手当が支給されていたと。その辺の整理をするのに時間がかかったという話を聞き及んだ記憶があるのですが、結論絞りますと要するに壮瞥に住んで、役場で今後も働く意思があって壮瞥に一戸建てを建てた場合に住宅手当にかわる何かの支援があってもいいと思いますが、ないしはそういった議論があるのかないのかお考えをお伺いしたいと。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

議長おっしゃれているとおり、今現状としましては借家、アパート等を借りていけばです。住居手当は当たりません。また、持ち家も当然当たらないですし、あと町有住宅に住んでいる方も当たっておりません。あくまでも民間等の住宅の手当しか、公営住宅とか民間のアパートしか当たらないというのが今の現状でございます。議長おっしゃるとおり、住民と同じように役場の職員が壮瞥町に住んでという形の中であれば、確かな情報ではありませんけれども、ほかの自治体ではそういう持ち家制度の手当というのはまだあるようには聞いております。ただ、うちは実施していないという形でありますけれども、そういう有利な点があってもいいのではないかというお話でいけば、例えば持ち家を建てるときの住宅が企画のほうから出しておりますけれども、その持ち家制度の部分で金額が出たり、それを役場職員は活用できないというわけではなくて、あくまでも壮瞥町の住民であれば持ち家制度の住宅資金を有利な形でいただけるという形と、あとは共済のほうでもそういう形で借入れとかもある程度そういう面ではできるのかなというふうには思ってますし、ただ今後どうなのかというお話であると、今の現状の段階ではまだその辺の検討というの

はしたことはないというのがご答弁とさせていただきたいと思います

○松本議長 ぜひ検討いただきたいと思います。思いつきでしゃべっているわけでもなくて、実体験でうちも事業所を抱えていて、従業員がいて、伊達に住もうと壮瞥に住もうと住宅手当は出すことになるわけで、それに不利益行為で差をつけることはできないはずなので、そうなのですけれども、歯がゆい思いで、有資格者の場合はどうしても仕方ない部分もあるのですが、諸事情ございますし。できれば町に住んでほしいと思っていますし、まさしく同じことだと思うのです。はっきり言って伊達に移って、伊達に住んで、伊達のアパートを借りても住宅手当も、プラス通勤手当も出ますよね。それが条件の平等というのかどうか。そもそもが国庫公務員の例えば東京都内で働く場合に住宅事情や交通事情で都の遠くから来る場合もある場合もあるかもしれない。そういった方の手当として住宅手当、通勤手当ももう相当高い額も出ますよね、国家公務員。ただ、そういうことを想定した国家公務員給与をそのままシフトしてこの田舎に、物差しではかってしまうようになるのではないかと。本音でいうと、意図があって、諸事情があるという場合もあるかもしれないけれども、伊達に移って伊達に住む方に通勤手当まで出して来ていただくことの価値が……ごめんなさい。ちょっと表現が悪いな。それはどうなのだということです。例えば総務のことで、仲洞爺の郵便局の方いましたですね。その仕事が町内でできませんかと聞いたのはそういうことでありまして、そういう同じ趣旨なのです。そういうこと、いわゆるインセンティブとしてここに住んで、ここに持ち家をつくる、うちの役場職員はプラスメリットがありますよということがあってしかるべきだと。これ同じ条件なら、例えば住みやすい大きな町だったり、役場職員も同じです。同じ条件、地方公務員になっているのに給料低かったら行きたくないなど。ないしは、こういう恩恵があるということは絶対働いてみよう、住んでみようというインセンティブにつながるの間違いはない。それを役場独自でやって、むしろ示して、地域の事業所に対してもこういうことをやっているということ、町民に対しても移住、定住を進める町長の政策としては非常に評価されるのではないかと私個人的には思って話していますが、そんな感じなのですが、ご意見を伺いたい。ご質問としますけれども。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

いわゆる個人の持ち家については、今有利なという形のお話の中でいくと、現状の中でいきますと個人の資産の形成に手当を出せないという形で行っているのかなというふうに感じております。

○松本議長 しないことの理由は、見方もあるし、確かに個人資産の形成に対して云々ということは、例えばそれ被害が起きた場合に資産経営したときに、うちもそうでしょう。火山災害が発生したような地域に、だから公的な資産であれば皆さん平等のもので、それがいいとか悪いという話ではない。絶対いいとは言いません。ただ、個人資産の形成につながるものは本当にいかなものかとしてここは外したほうがいいという指導があってもいいけれども、そういう意味です。だって、ほかに絶対やってはいけない、公的に違法だ

というのなら別だけれども、そうではないはずで、ぜひ検討すべきだと思いますが、どうですか。言い方がなんですけれども、ほかの事例も調べたらよろしいと思って、別に僕は全部知っていてしゃべっていません。そういうところがあるはずだし、あるのではないのかなと想定でしゃべっているのですけれども。

○副町長 議長おっしゃることも重々わかりますし、意見として伺いますが、今役場の実態としては人事院勧告に基づいて給与ですとか諸手当を定めて運用しております。住宅手当については、以前の行革のときに、たしか平成15年ぐらいだったと思いますが、そのころの行革のときに全て廃止にしたと。今の姿になっているのが実態です。今地方公務員も給与の関係ですとか、定数の関係ですとか、実態調査をしております、全て国のほうにも報告が行っています。それをまとめて国が発表していますし、それらなんかを見ていくと、人事院勧告に基づかないようなものについては理由が必ず必要であるということもあって、一定の指導がされるということもございますので、その辺は確認をしつつですが、全国といいますか、道内の他の自治体の状況は把握していませんので、住居手当も含めて確認をしつつですが、政策的にできるかどうかはまた別ですけれども、検討する余地はあるかなというところで受けとめておきたいというふうに思います。

○長内委員 理解を深める上で、説明もあったのかもしれませんが、特殊勤務手当が支給されております。これは、以前から支給されていると思うのですが、支給対象となる職種という部分の捉え方と現在何名ぐらいが特殊勤務手当該当者がいるのかお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

済みません。特殊勤務手当につきましては、高校の教員の分という形で、ちょっと人数までどういう形でという部分で把握してございません。確認してお伝えしたほうがよろしいですか。実態がどこまでかというのは、ちょっと把握は現状としては詳細持ち合わせていないという形でご理解いただければ。

○長内委員 今でなくても、高校だとすれば後から教えてもらえればいいのかと。私が想定していたのは違って、多分そうなのかなと思っていて、たしか相当以前だと思いますが、保育士が特殊勤務手当に該当するというようなお話を聞いたことがありました。その後保育士は特殊勤務手当から外れたというような記憶もあるのです。なものですから、今特殊勤務手当、勝手に想定したのは税務部門で徴収事務に当たる、大変な仕事かなと思っていますから、もしかしたらそういう部分なのかなと思って勝手に想像したのですが、わかりました。高校の教員ですね。

○副町長 現状委員言われた部分の保育士なんかについても、前回の行革のときに廃止をしているということでもあります。税の徴収担当ですとか、そういった手当についても行革の時点で全て整理されていますので、今は高校の主に実習担当される先生方が、産業教育手当もありますけれども、そういった方々が対象になっているということでもあります。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、188 ページ、189 ページ、款 14 予備費、項 1 予備費について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、歳入について、一般会計 4 ページ、5 ページ、款 1 町税、項 1 町民税について。ありませんか。

○松本議長 説明あったかもしれませんが、入湯税の確認ですが、インバウンドの伸びも堅調のように思いますが、なぜ前年度より減額しているのかなということなのですか。先ほど耐震化のときに質問いたしましたけれども、休業などがあるのかなと。うちの町内の大きな事業所が入湯税も高額払っていますので、そこが休業した分も想定して減っているのかなと勝手に想像していたのですけれども、その中身についてお伺いしたいと思います。

○税務財政課長 ご答弁申し上げます。

入湯税につきましては、29 年度 4,598 万 5,000 円ということで、135 万 3,000 円減らしておりますけれども、こちらにつきましては 27 年度の実績、それから 28 年度の実績を見ますと 28 年度若干下がる見込みで考えておりまして、29 年度も下がるのではないかとという積算で下げておりますけれども、耐震改修の関係のお客様の入込みの関係は考慮はしておりません。

以上です。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、6 ページ、7 ページ、款 2 地方譲与税から款 8 自動車取得税交付金までについて。ありませんか。

○森委員 地方消費税交付金、前年で 7,500 万、29 年度は 5,400 万ということで 2,100 万の落ち込みとなっています。たしか説明では実績を見込んでということだったとは思いますが、近年トランプ政権になりまして景気の浮き沈みがあると。ただ、国内的に見ても消費は若干伸びつつあるといえますか、上向き傾向にあるという経済見通しなんかも出されておりました、これ予算を組まれた時期との関係もあるとは思いますが、その辺を考慮しての現状での見通しがあればお聞きしたいと思います。

○税務財政課長 ご答弁申し上げます。

地方消費税交付金につきましては、29 年度 5,400 万ということで、2,100 万円ほど減らしておりますけれども、こちらにつきましては 27 年度 6,787 万 5,000 円という実績で、26 年度と比べまして 2,500 万円ほど上がっております。そして、28 年度につきましては予算で 7,500 万ほど見ていたのですけれども、こちらは景気が上向きだということもあって 27 年度よりも伸びるのではないかとという見込みで予算計上しましたが、先日実績が出まして、28 年度は 5,954 万 3,000 円ということで、予算に対して約 1,500 万ほど落ち込んでい

る状況でございます。報道等で景気は上向きという報道もありますけれども、個人消費につきましては伸びていないですとか、百貨店、スーパーの売り上げも減少が続いているという報道もあり、29年度につきましても厳しい状況になるのではないかという見込みで5,400万円ほどの予算計上をしているものでございます。

以上です。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、8ページ、9ページ、款9地方特例交付金から款12分担金及び負担金までについて。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、10ページ、11ページ、款12分担金及び負担金の続きから款13使用料及び手数料について。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、12ページ、13ページ、款13使用料及び手数料の続きと款14国庫支出金について。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、14ページ、15ページ、款14国庫支出金の続きについて。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 16ページ、17ページ、款14国庫支出金の続きと款15道支出金について。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、18ページ、19ページ、款15道支出金の続きについて。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、20ページ、21ページ、款15道支出金の続きについて。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、22ページ、23ページ、款15道支出金の続きと款16財産収入について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、24ページ、25ページ、款16財産収入の続きと款17寄附金、款18繰入金について。

○高井委員 財産売払収入の3の生産物売払収入ということで、堆肥の販売についてことは969万円見えています。それで、ことしの堆肥センターの支出の中では運営調査業務委託費という形で300万円見えているのですけれども、その部分の中で販売拡大も含めてという形があるので、この販売計画の内容についてお聞きしたいと思います。

○菊地委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時28分

○菊地委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

堆肥の販売の計画ということでご答弁したいと思います。28年度の実績でして、重さでいいますと販売量としまして大体800トンくらい、ばら堆肥でいくと大体1,500立方メートル、また袋堆肥につきましては大体8,000袋の販売見込みを持っております。それを踏まえまして、平成29年度におきましては町内のばら堆肥が1,500立方メートル、町外のばら堆肥は100立方メートル、そのほかに袋堆肥としまして1万袋。この1万袋といいますが、町内での従来どおりの計画販売ということで考えておりまして、1万袋を考えてございます。そうすることによりまして、販売金額が大体960万円ということで計画をしてございます。

以上でございます。

○森委員 私は、繰入金の財政調整基金繰入金について伺いたします。

28年度は1億3,300万、新年度については1億9,000万ということで、5,700万伸びております。これは、昨年もしかか質疑されていたと思うのですが、年々財政状況が厳しくなっているという現状だとは思いますが、その予算編成に際しての率直な感想と今後の見込みについてのお考えがあれば伺いたいと思います。

○税務財政課長 ご答弁申し上げます。

財政調整基金繰入金につきましては、29年度1億9,000万ということで非常に厳しい状況でありまして、28年度1億3,300万円ということでふえてしまったのですけれども、これの大きな要因といたしましては普通交付税が1億円ほど予算で減らしているということでごさいます、普通交付税につきましては地方財政計画をもとに積算しておりますが、特別加算の関係で大きく減るものもありまして、あと公債費につきましても交付税措置があるものの償還が減ってしまうということもあり、減るという、あとは国の予算自体が2.2%減少するということもありまして、それをまろもろ含めまして積算しますと大体15億5,000万程度で、留保分5,000万見まして15億程度ということで、28年度予算との比較で1億円ほど減ってしまうという状況で、この交付税が減ったことで収支が合わなくなったという部分も大きくありますけれども、ほかにも民間大規模建築物の耐震改修で一般財源として3,000万円ほど単純にプラスになっていましたり、あとは歳入のほうで臨時財政対策債のほうで2,300万円ほどマイナスになっていることも影響しまして、収支の不均衡がありまして1億9,000万財調から繰り入れさせていただくことになっております。

今後の見通しとしましては、地方交付税の交付額次第という部分もあるのですけれども、人口減少等々ありまして税収のほうも大きく伸びることは考えにくいですし、普通交付税につきましても人口減少、国勢調査の人口をもとに使用しますので、5年ごとに減っていくということもあり、ふえることはなかなか難しいのかなということもあり、そういうことを考えますと歳入が大幅にふえることはなかなか考えにくいのかなとは思っておりますけ

れども、歳入に見合った歳出の予算を組まなければ今後基金のほうは減っていきまいますので、その辺はバランスを考えて予算編成に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、26 ページ、27 ページ、款 19 繰越金と款 20 諸収入について。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、28 ページ、29 ページ、款 20 諸収入の続きと款 21 町債について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、30 ページ、31 ページ、款 21 町債の続きについて。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債の現在高の見込みに関する調書について、一般会計 190 ページから 197 ページまでについて。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 次に、予算書の第 1 表、歳入歳出予算、第 2 表、債務負担行為、第 3 表、地方債及び条文について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 予算書及び予算に関する説明書全体について。

○加藤委員 先ほど 4 番委員の方から質問ありました財政調整基金について私も最終的に伺いたいですけれども、これ先ほどお話ししたように 28 年は 1 億 3,300 万、ことは 1 億 9,000 万の繰入金を活用することなのです。大変な厳しい情勢の中で今後ふえる可能性がある繰入金、これを不安を解消する考え方について、町長から最終的にちょっとお話、一般会計の中で繰入金がこうやってふえていくわけですから、今後可能性はあるかと思います。それについて不安材料をどのように考えていくのか伺っていききたいと思います。

○町長 毎年予算編成に当たって歳入と歳出のバランスが悪い。その関係上どうしても財政調整基金を繰り入れて予算を執行しなければならないことがずっと続いているわけでありまして、年度決算で剰余金が出た場合には財政調整基金のほうに積んで、また何とか健全な財政運営をしていきたいという思いでずっときておりましたけれども、やはりここにきまして金額が大きくなってまいりました。そういう関係上、先般から申し上げているようにやはりここで行財政改革をしっかりとやって、またしからば何もしないかというとはならないわけでありまして、投資的な経費についても平準化を図りながら何とか貯金、基金をなるべく減らさないように努めていきたいというふうに思っております。そういった考え方をもとに持ってこれからも町政を預かっていこうというふうに考えてお

ります。

○長内委員 農業費の中で先般質問した中で3回になっていましたので、もう一回確認も含めてお聞きしたいことがあったものですから、この中でお聞きをしたいと思います。

農業委員会にもかかわるのかもしれませんが。農地の流動化にかかわって、従前の取り組みと、それと人・農地プラン、それから国の新しく取り組もうとしている部分、その中で実態としてほとんど貸借の部分の中で従前の取り組みが行われている。それは、原因がどのようにあると考えているのか。わかりやすく言うと、人・農地プランにしても中間管理機構にしても、例えば貸し手は白紙委任で10年間にわたって農地を貸借結ばなければならないという、そういうそこになかなかなじまないの、取り組みが行われていないのか、その辺の感触といいますか、窓口としても含めてその辺に課題があると捉えているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○菊地委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時43分

○菊地委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

利用集積の関係ですね。利用集積の場合お互いがわかるということで、中間管理機構を使いますと相手がわからないということで、どうしても利用集積という形になるという、そういう調整をされるのですけれども、中間管理機構のほうでもメリットですか、そういうのを伝えながら、中間管理機構を使うとはいいいながらも利用集積のような調整もできたりもするということもありますので、そうなればお互い利益にもつながるということで、そういうようなメリットなんかも相手の利益になるように伝えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○長内委員 担当課になられてまだそんなに、1年ぐらいなので、提案という言い方はちょっと適切ではないかもしれませんが、いわゆる人・農地プランというのはもうプランを立てて、人・農地プランと中間管理機構という部分が人・農地プランがあるからそれで間に合っていればそれはそれでもいいのかもしれません。ただ、窓口に来る農家が、当然窓口は農業委員会、農地の対策は農業委員会になるのしょうから、そこに相談に来ると思うのです、最初に。そうしたときに従前の利用集積であれば何年間誰と誰で貸借結んでいきたいので、農業委員会の許認可の手続きをお願いしたいと来ると思うのです。人・農地プランも中間管理機構も初めての貸借の場合認められるのですよね、多分。継続はだめなはずなのです。継続は利用集積でやればいい。それしかできないからそれはそれで仕方ないのですけれども、新規に貸借を結ぶ相談に訪れたときに、人・農地プランや中間管理機構のほう有利。というのは、貸し手にとっても多分何らかの優遇措置があるのです。借り

手は、例えばそのことで規模拡大したことによって 10 アール当たり 2 万円だかの規模拡大、加算みたいのつくという話も聞いているのです。それを有利に受けて、受け手側の負担も出し手側も出しやすい環境で、貸借をどうせ結ぶのであればそういうアドバイスをしとあげると、より農地の流動化につながるし、負担の軽減につながるのではないかという趣旨でお話ししている。一般の農家の人はそこまでわからないですから、窓口に行ったときに従前の形で新規の貸借であっても利用集積で申し込むかもしれません。それをただ受理するのではなくて、それが優遇措置につながるようなことであれば指導をして、確かに白紙委任ですから前もって誰と誰といったら、これはなかなかということもありますが、それは農業委員会のあっせんなり何らかの形でそういうふうな形で結びつくような形でお手伝いをしてあげることも含めて有利に、それから長期の貸借をすることによってつくり手側も国からの財政措置も受けながら規模拡大をしていく。ひいては、農地の流動化、遊休農地を防ぐことにもつながる可能性があるのではないかとということで、その辺の指導、アドバイスを窓口でできるような形を検討していただきたいというのがまず 1 つなのです。

それと、中間管理機構の場合はなかなか北海道進んでいないというのは、1 つは人・農地プランということもあるかもしれませんが、ただ、今ちょっと議論されているのは、要するに条件の、今までは条件の悪いところを面的に整備をして、そして使いやすい形で借りる人に貸してやるというのが中間管理機構、最初はスタートは。ところが、そうではなくて条件のいいところしか中間管理機構やりませんよみたいなことになっていって、では条件でいえば黙っていても人・農地プランや利用集積で借りているのが実態ですから、なかなかなじまないのではないのかということで多分利用進んでいなかった。ところが、最近では国も出し手側に負担のかからない形で基盤整備をして、そして借り手に貸すようなことも今検討されているというようなことも聞きますから、国としても中間管理機構をできるだけ利用するようにいろいろ研究もするし、時には使いなさいよというような形で行政側にも農業委員会側にもそういう動きも出てきているかもしれない。農業委員会直接中間管理機構できないのかもしれませんが、私も制度的によくわからないのですが、何かちょっと違うらしいです。そういう窓口の違いというのも 1 つは原因にあるというふうに聞くのですが、いずれにしても現場にそういう形で改善されてくる可能性もあるので、やる、やらないは別にしてもその辺の制度の情報収集をぜひ積極的にとっていただき、農家にとって出し手も借り手も有利な形で生かせるような形で窓口の体制なり情報収集に当たってもらいたいと思うので、その辺の考えを聞きたいと思います。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

委員おっしゃったとおり、窓口に来たときに指導できるように情報収集しながら、有利になるような方法を指導していききたいなと思っております。

また、中間管理機構は国の制度で、きっと今後もずっと続くのだと思うのです。それで、中間管理機構を使うことによって有利になる補助金とかもあつたりとかしまして、内部のほうでもできれば実績をつくりたいねという話もしてございます。今後中間管理機

構、農業公社のほうとも情報交換をしながら、どういう形がいいかというか、できるだけ農業者にとって不利ではなくて有利になるような方向では進めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 20 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号 平成 29 年度壮瞥町一般会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 21 号 平成 29 年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 21 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号 平成 29 年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 22 号 平成 29 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 22 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号 平成 29 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 23 号 平成 29 年度壮瞥町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。

○森委員 私は、支出の款 3 地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費のうち目で包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、その包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費についてお伺いいたします。

この事業については、29 年から町の直営で実施されるということでお聞きしましたが、昨年もちっとこれは話題になったかと思うのですが、事務処理体制です。人員確保という部分で、体制的な部分の人員確保は問題ないかという部分についてお伺いいたします。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

ただいま質問のありました包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費に係る部分でございます。具体的に申しますと、壮瞥町地域包括支援センターの運営に係る経費でございます。29 年度から地域包括支援センターは町が設置し、運営管理を行っていくということになってございます。職員の配置については、専門職として保健師 1 名、嘱託職員になりますが、社会福祉士 1 名と臨時職員の介護支援専門員 1 名の 3 名の体制で、現年度、28 年度の体制より主任介護支援専門員が減ということになりますが、こちらについては厚生労働省の定める職員の配置基準を十分に満たしている配置の中で包括支援センターの業務に携わっていきたいというふうに考えています。

また、保健センターの運営管理に係る部分については住民福祉課の管理職等もかわりながら、地域包括支援センターが円滑に運営できるように進めていきたいと考えているところでございます。

○佐藤委員 そのページの一番下です。生活支援体制整備事業費、これが 29 年度から生活支援コーディネーターのほうで配置してこの事業に取り組むということで 523 万 8,000 円

が委託料として福祉協議会のほうに支出されるのですけれども、その内訳を見ますと人件費、事務費と、こう分かれていますのですけれども、既に社会福祉協議会と協議が済んで、現在いる職員の、名前は必要ありませんけれども、誰をそこに配置するからこの給与費 496 万 5,000 円を設定したという解釈でいいですか。もう福祉協議会と協議して、そこに配置する職員の給与をここに上げているのか、それともまだ受ける福祉協議会のほうで誰がそれを担当するかわからないけれども、差し当たり人件費を設定したのか、これどうなのでしょう。意味わかりますか。この 523 万のうち 496 万 5,000 円が人件費ですよ。そうやって設定しておりますけれども、受ける社会福祉協議会と協議して、現在いる職員の誰がそれを担当するからこの 496 万 5,000 円の金額を補助金として出すようになったのかということです。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

一般会計の予算審議の中でも社会福祉協議会の補助金についてということでご質問を受けました。その中で生活支援体制整備事業に係る部分での質疑と私のほうからの答弁ということもさせていただいたところでございます。委員ご質問の人件費に係る部分についてでございますが、予算の計上根拠のないものを上げることはできませんので、その部分の人件費については社会福祉協議会との協議、予算を計上するのに必要な打ち合わせ等は済んでいるところでございます。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 23 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号 平成 29 年度壮瞥町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 24 号 平成 29 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。

○加藤委員 私は、総務管理費の維持費、7 ページ、その中の機械器具費についてお伺いしたいと思います。

今回検満対象メーター数と検針機器の資材の増ということで説明がありましたけれども、この件につきまして数量的なものは幾らぐらい、数です。その部分についてちょっと把握したいのと、あと今後残りの対象となるメーター器の数等がわかればお伺いしておきたいと思います。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

まず、検満メーター器のほうですが、29 年は 247 台を予定してございます。これは、計量法に基づきまして 8 年以内の更新をする部分でございまして、町内には今全体で約 1,300 メーターがありますので、そのうち 29 年で 247 台ですから残り 1,000 ちょっとはまた次年度以降繰り返して更新をしていくというものでございます。

それからもう一点、モバイルハンディー装置ということで、検針するときの持って歩くハンディー型の機械なのですけれども、これは平成 20 年に購入したものでして、既に 24 年度には販売中止になって、30 年中にはサービスが終了するというので、29 年度中に 7 台を購入する予定でございます。

以上です。

○森委員 私施設費の建設改良費、9 ページですが、この中で電気機械計装設備更新実施設計と同じく計装設備の更新工事ということで 2,300 万弱予算化されておりますが、この設備の経過年数といいますか、その状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

これ平成 28 年度に更新計画をつくりまして、29 年度から始めるものですが、29 年は中央監視装置の更新を行います。これは、情報館にサーバーがありまして、庁舎に端末があります。それで、平成 15 年に設置したものです。内容的には、水源からの水の量ですとか、配水池の水の量ですとか、全体的な水の管理をしているもので、あとポンプの故障ですとか漏水があれば警報が届くというものになっております。今ウィンドウズの X P のパソコンを使っております、そのサーバーと庁舎にあるパソコンの更新する工事費でございます。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 24 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号 平成 29 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 25 号 平成 29 年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。

○森委員 集落排水事業費のうちの集落排水整備費、11 ページでございますが、この中で壮瞥地区農業集落排水処理施設機能強化対策工事ということで、この機能強化対策事業については 24 年度から 29 年度までの 6 カ年計画で、29 年度で完了予定だと思うのですが、今年度の事業の内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

本年度は、滝之町の処理施設と久保内の処理施設と中継ポンプ 1 カ所の主に機械の設備の改修でございまして、滝之町では回分槽流入弁、散水ポンプ、洗浄ポンプ等各種ポンプと同じく回分槽のフロア等の改修、それから久保内処理場では破砕機、流量調整ポンプ、放流ポンプなどのポンプの取りかえと、あと中継ポンプではポンプ自体、また制御盤もあわせて改修でございます。

以上です。

○菊地委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 25 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号 平成 29 年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○菊地委員長 これにて本特別委員会に付託された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、予算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 2 時 06 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員